

### <調査概要>

1. 調査対象 建設業許可業者から無作為に抽出した35,000者(うち有効回答数6,051者)
2. 調査手法 WEBアンケート ※WEBによる回答が困難な場合は、紙による回答も可
3. 調査項目
  - (1)企業の概要  
本社所在地、許可業種、企業の規模、CCUSの登録、給与形態、休日取得状況、主な発注者(公共・民間)、一人親方の実態や契約方法、女性活躍に関する認知状況
  - (2)労務費の支払い状況 等
  - (3)材料費の支払い状況 等
  - (4)社会保険の加入確認・法定福利費の支払い状況 等
  - (5)安全衛生経費の支払い状況 等
  - (6)退職金制度の利用状況(建設業退職金共済制度含む) 等
  - (7)その他
4. 調査時期 令和7年10月24日～令和7年11月28日  
※改正建設業法の全面施行(令和7年12月12日)より前の調査

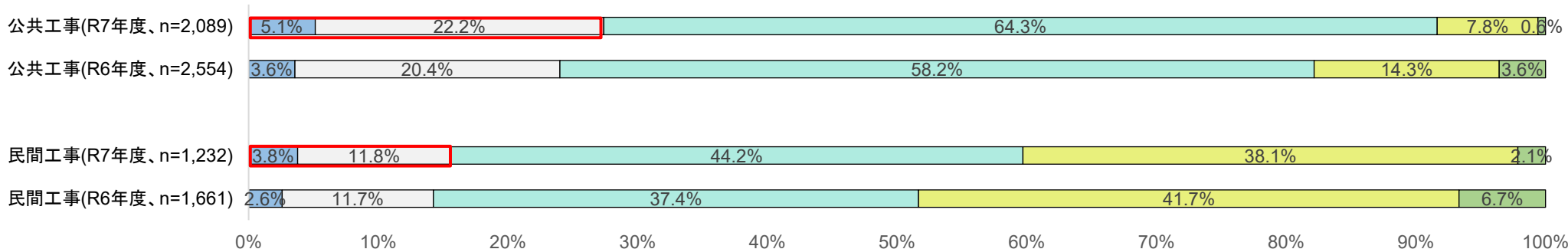
# 社会保険の加入確認・法定福利費に関する調査結果

---

- 現場従業員等の保険加入確認について、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」で求める対応(※)を行っている  
と回答した割合は増加しているものの約1~2割に留まる。
  - 保険未加入の従業員等がいなかった割合は公共工事で約8割、民間工事で約7割である。保険加入していない従業員等が  
いた場合の対応について、同ガイドラインでは特段の理由がない限り現場入場を認めないよう求めているが、そうした対応を  
行っていると回答した割合は、**保険未加入の従業員が確認された企業のうち約3割であった。**
- ※ ガイドラインでは、元請企業は、各作業員の保険加入状況の確認について原則としてCCUSを活用することとし、活用しない場合には関係資料の  
コピー等を提示させるなど、真正性の確保に向けた措置を講ずることとしている。

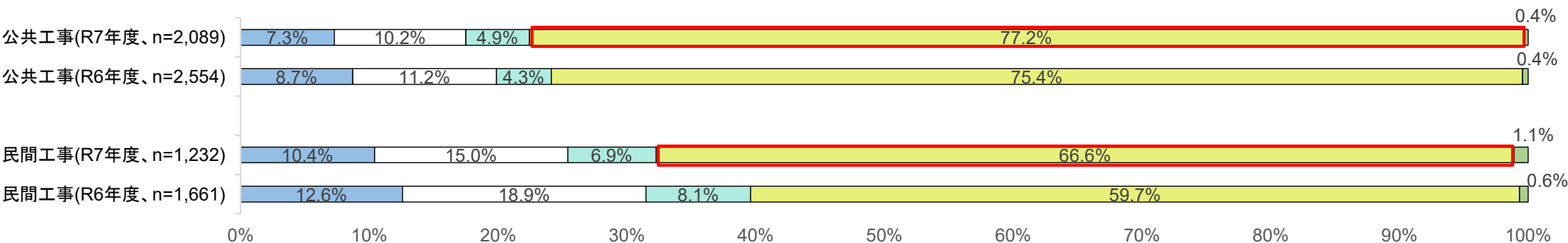
## <現場入場する従業員・作業員の社会保険の加入確認について>

■ CCUSで確認した    □ 「作業員名簿」と標準報酬月額決定通知書等関係資料で確認した    □ 「作業員名簿」で確認した    □ 特に確認していない    □ その他



## <社会保険未加入の従業員・作業員への対応について>

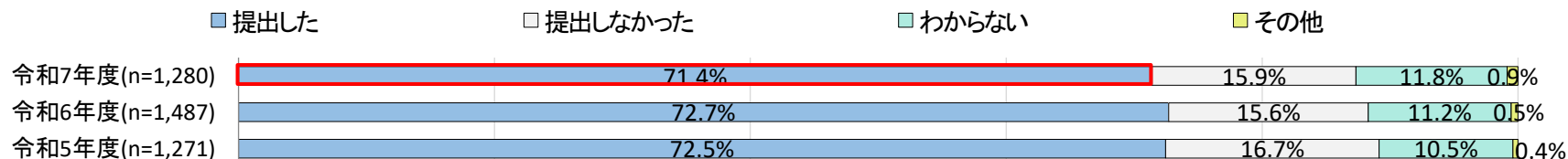
■ 企業に対して指導し、加入が確認できるまでは現場入場を認めない取扱いをした    □ 指導のみした    □ 特に対応していない    □ 社会保険に未加入の従業員・作業員はいなかった    □ その他



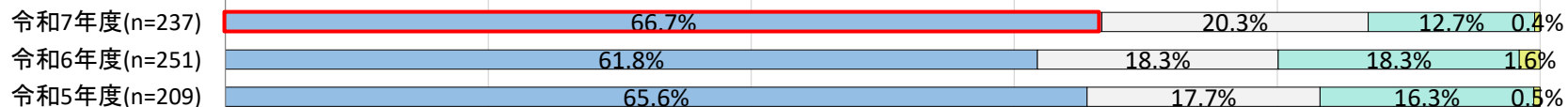
- 直近の一現場(公共・民間)において、法定福利費を内訳明示した見積書の提出状況を調査。
- 公共・民間工事共に、一次下請で提出率が減少。
- 公共・民間工事共に、下請次数が大きいほど提出した割合が減少する傾向。

## 公共工事

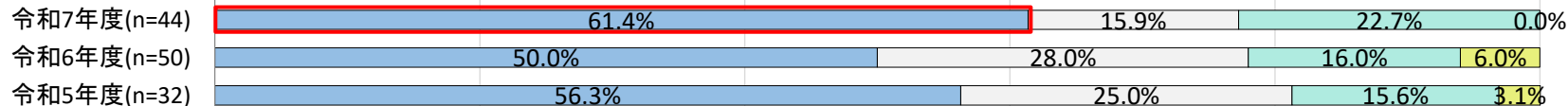
### 一次下請



### 二次下請

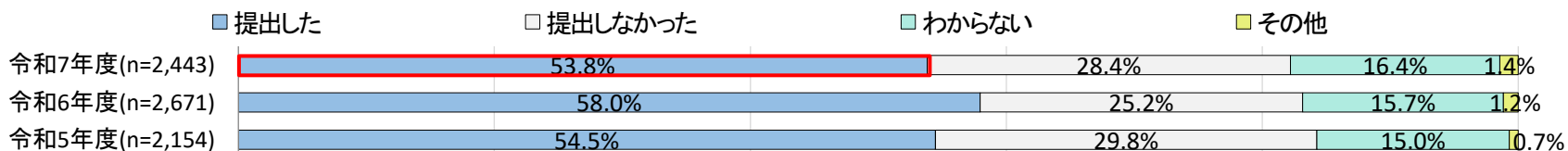


### 三次下請以降

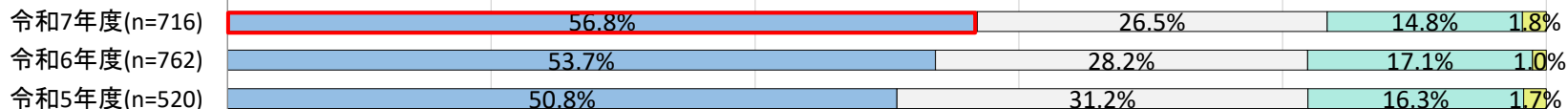


## 民間発注工事

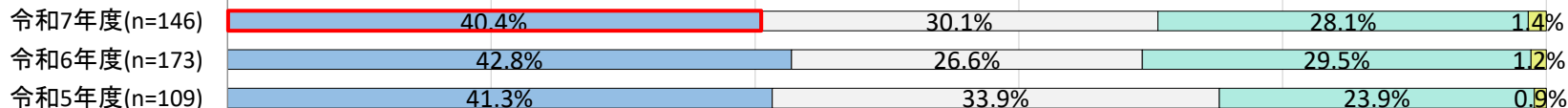
### 一次下請



### 二次下請



### 三次下請以降

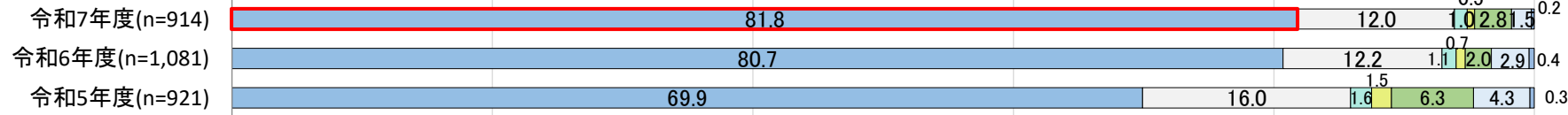


- 直近の一現場(公共・民間)において、見積書に内訳明示した法定福利費の受取状況を調査。
- 一次・二次下請で100%以上受け取れた企業の割合は、公共・民間工事ともに前年度と比べおおむね増加傾向。

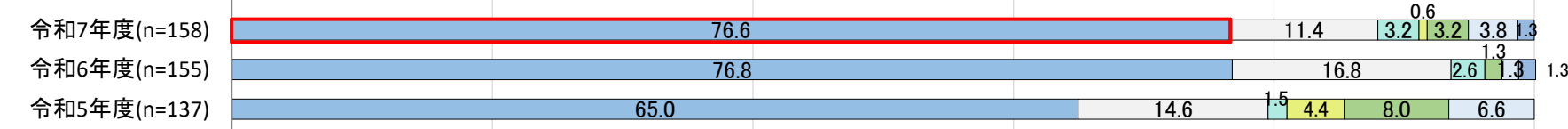
## 公共工事

■ 100%以上 
 ■ 80%以上～100%未満 
 ■ 50%以上～80%未満 
 ■ 20%以上～50%未満 
 ■ 0%以上～20%未満 
 ■ わからない 
 ■ その他

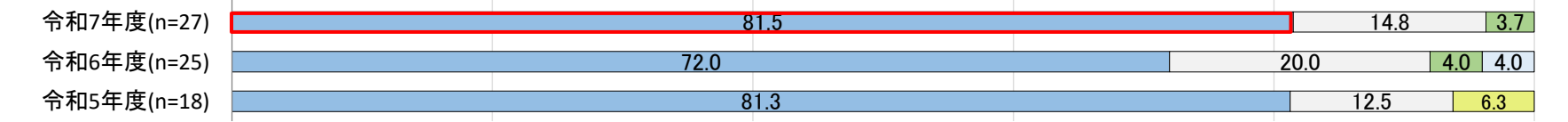
### 一次下請



### 二次下請



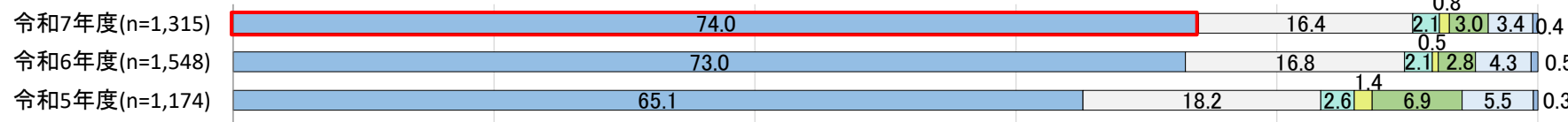
### 三次下請以降



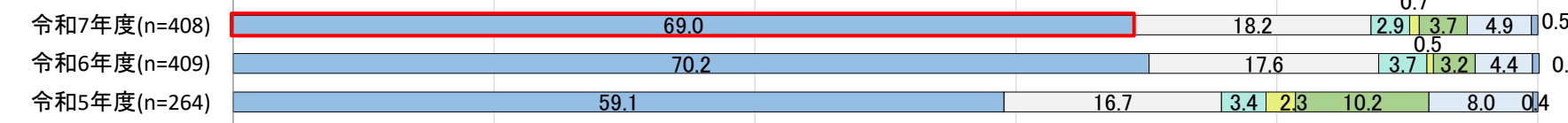
## 民間発注工事

■ 100%以上 
 ■ 80%以上～100%未満 
 ■ 50%以上～80%未満 
 ■ 20%以上～50%未満 
 ■ 0%以上～20%未満 
 ■ わからない 
 ■ その他

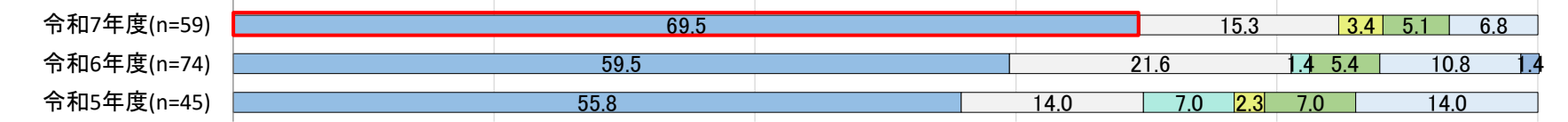
### 一次下請



### 二次下請

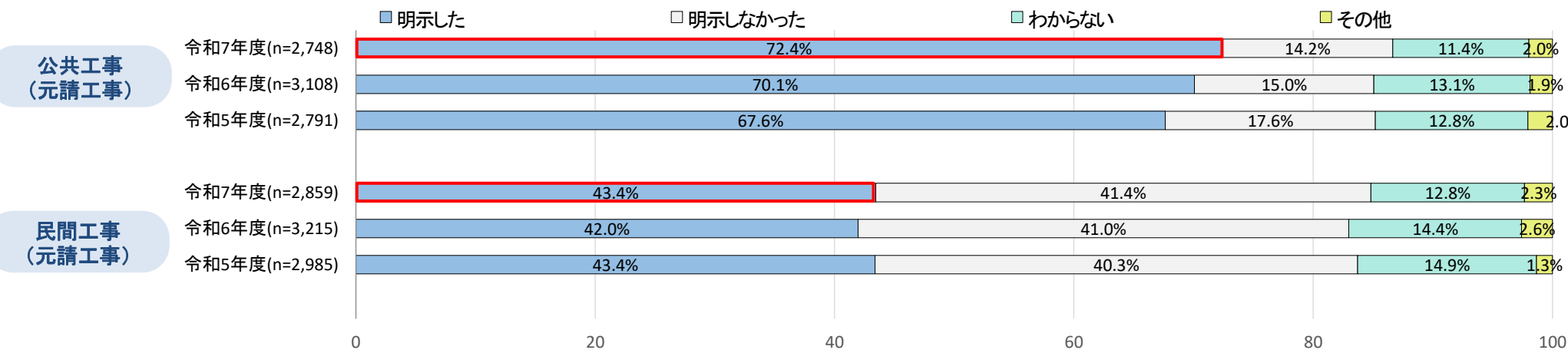


### 三次下請以降

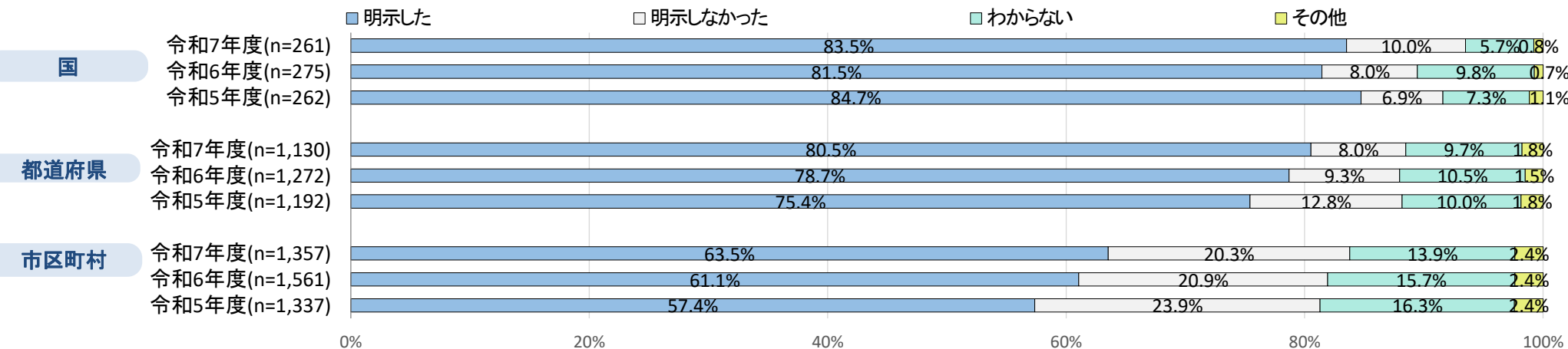


- 直近の一現場（公共・民間）において、法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の活用状況について調査。
- 公共・民間発注工事別では、公共工事では約7割が明示したが、民間工事では約4割にとどまっている。
- 公共工事の発注者別では、国や都道府県に比べて市区町村発注工事では割合が低く、6割程度にとどまっている。

## <請負代金内訳書における法定福利費の明示>



## <請負代金内訳書における法定福利費の明示(元請工事・公共工事・発注者別)>

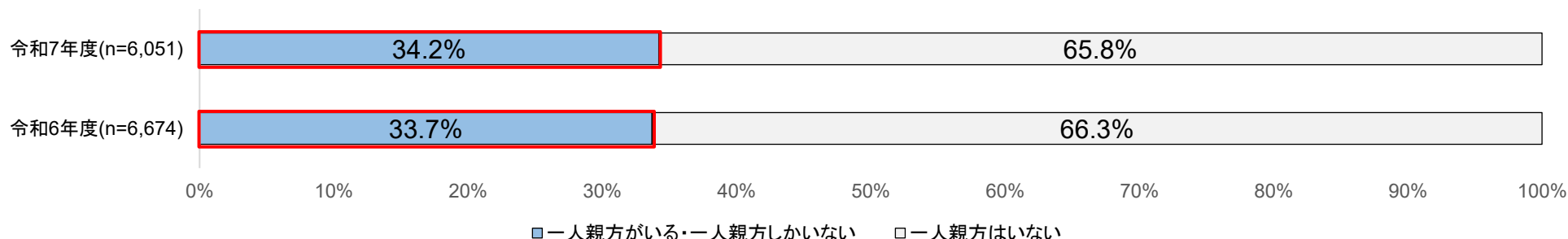


# 一人親方に関する調査結果

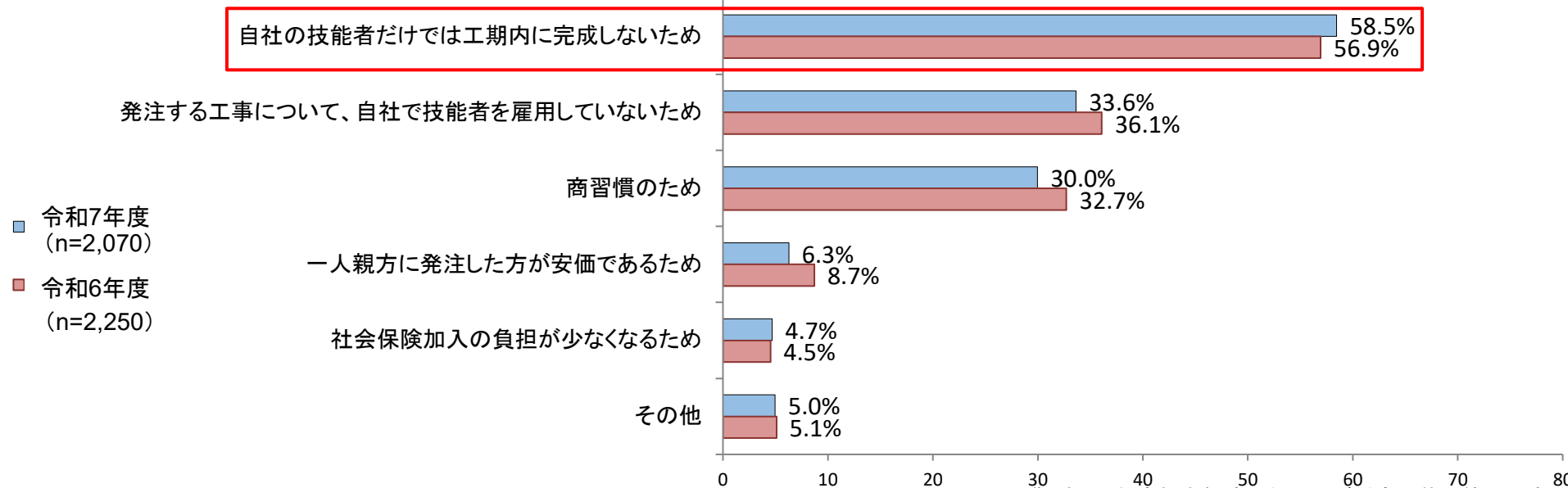
---

- 継続的に従事する一人親方の有無について、「一人親方がいる・一人親方しかいない」は約3割。
- 一人親方に発注する理由については、「自社の技能者だけでは工期内に完成しないため」が約6割と最多。

## 継続的に従事する一人親方の有無



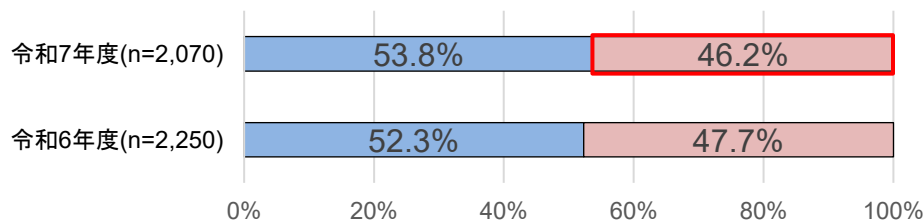
## 一人親方に発注する理由



○ 一人親方との見積書・契約書については、いずれも作成・提出を求めている場合が多いと回答した事業者が約5割であり、その理由としては「口頭で契約を交わしているため」が最も多い。

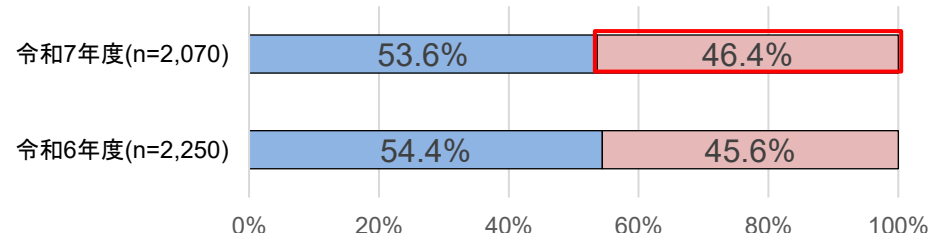
### 一人親方に対して見積書の作成・提出を求めるか

■ 見積書の作成・提出を求めている場合が多い  
■ 見積書の作成・提出を求めている場合が多い



### 一人親方に対して契約書の作成・提出を求めるか

■ 契約書の作成・提出を求めている場合が多い  
■ 契約書の作成・提出を求めている場合が多い



### 見積書の作成・提出を求めない理由

口頭で契約を交わしているため  
令和7年度 (n=956): 67.5%  
令和6年度 (n=1,074): 68.5%

書類の作成が煩雑なため  
令和7年度 (n=956): 19.5%  
令和6年度 (n=1,074): 17.5%

見積書を交わすことを知らなかったため  
令和7年度 (n=956): 4.8%  
令和6年度 (n=1,074): 5.2%

その他  
令和7年度 (n=956): 22.8%  
令和6年度 (n=1,074): 25.2%

令和7年度 (n=956)  
令和6年度 (n=1,074)

0 10 20 30 40 50 60 70 80

### 契約書の作成・提出を求めない理由

口頭で契約を交わしているため  
令和7年度 (n=1,110): 75.4%  
令和6年度 (n=1,223): 78.6%

書類の作成が煩雑なため  
令和7年度 (n=1,110): 19.6%  
令和6年度 (n=1,223): 18.9%

契約書を交わすことを知らなかったため  
令和7年度 (n=1,110): 6.2%  
令和6年度 (n=1,223): 6.1%

その他  
令和7年度 (n=1,110): 14.7%  
令和6年度 (n=1,223): 16.1%

令和7年度 (n=1,110)  
令和6年度 (n=1,223)

0 10 20 30 40 50 60 70 80

# 働き方の自己診断チェックリストの活用状況等

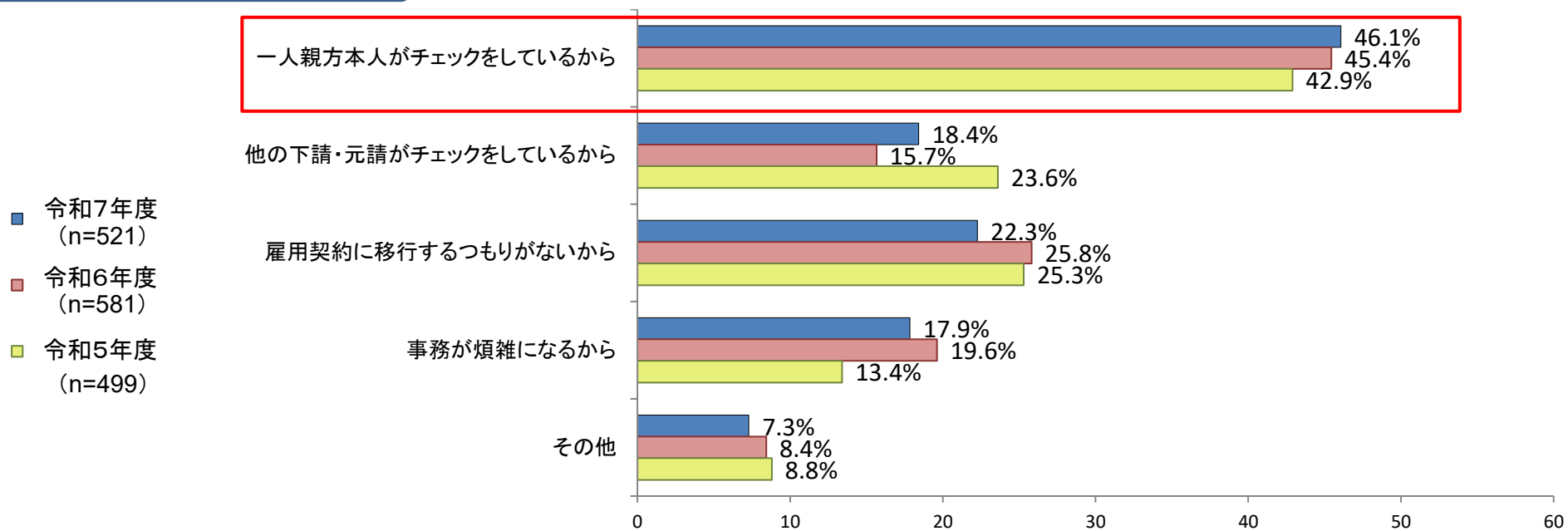
○ 一人親方の働き方の適切性を確認する「働き方の自己診断チェックリスト」の活用状況について、「ほとんどの工事で活用している」と回答したのは1割未満であり、約7割の事業者がそもそもチェックリストについて知らないと回答した。

○ チェックリストを活用していない理由としては、約5割の事業者が「一人親方本人がチェックしているから」と回答した。

※ 「社会保険に関する下請指導ガイドライン」では、一人親方と契約を行う企業と一人親方本人に対し、現場作業に従事する際の実態を働き方自己診断チェックリストを参考に確認することとしている。



## チェックリストを活用していない理由

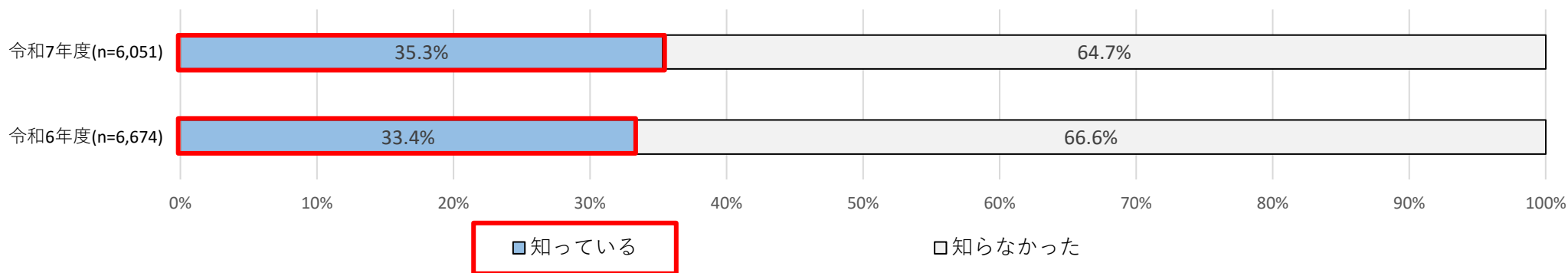


# 安全衛生経費に関する調査結果

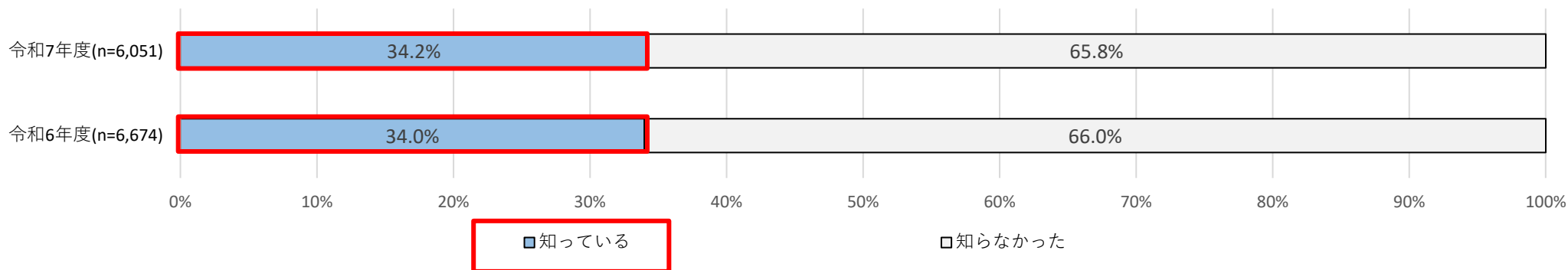
---

- 国土交通省では「安全衛生対策項目の確認表」、安全衛生経費を内訳明示するための「標準見積書」の作成・普及に取り組んでいるが、その取組の認知状況について調査。
- どちらの設問においても「知っている」と回答した事業者は、昨年度に比べて微増し、約3割程度。

「安全衛生対策項目の確認表」の取組についての認知状況



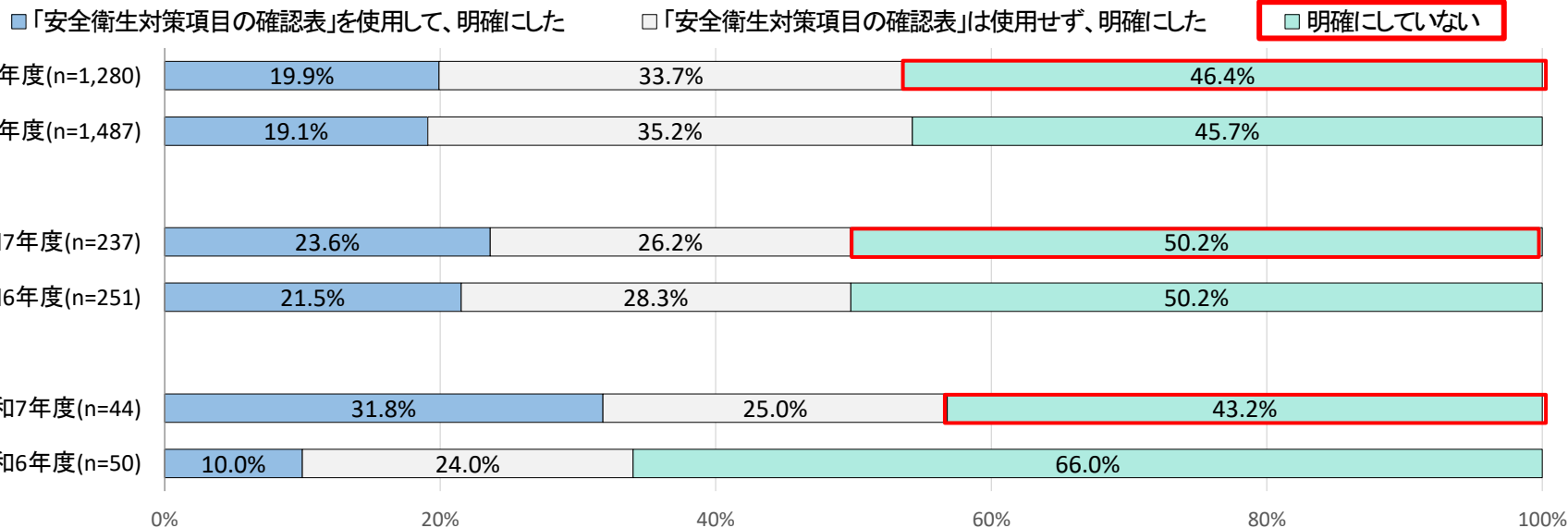
安全衛生経費を内訳明示するための「標準見積書」の取組についての認知状況



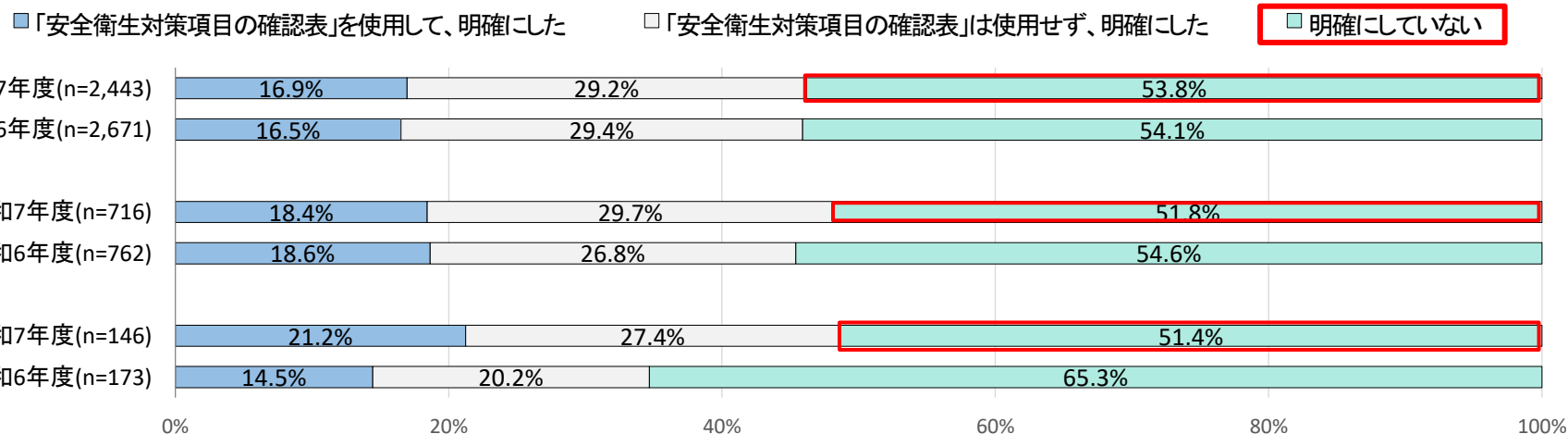
# 下請企業における「安全衛生対策」の実施者・費用負担者の明確化

- 直近の一現場(公共・民間)において、「安全衛生対策」の実施者・費用負担者の明確化の状況を調査。
- 公共工事・民間工事ともに、**半数の事業者において「安全衛生対策」の実施者・費用負担者の明確化がなされていない。**

## 公共工事



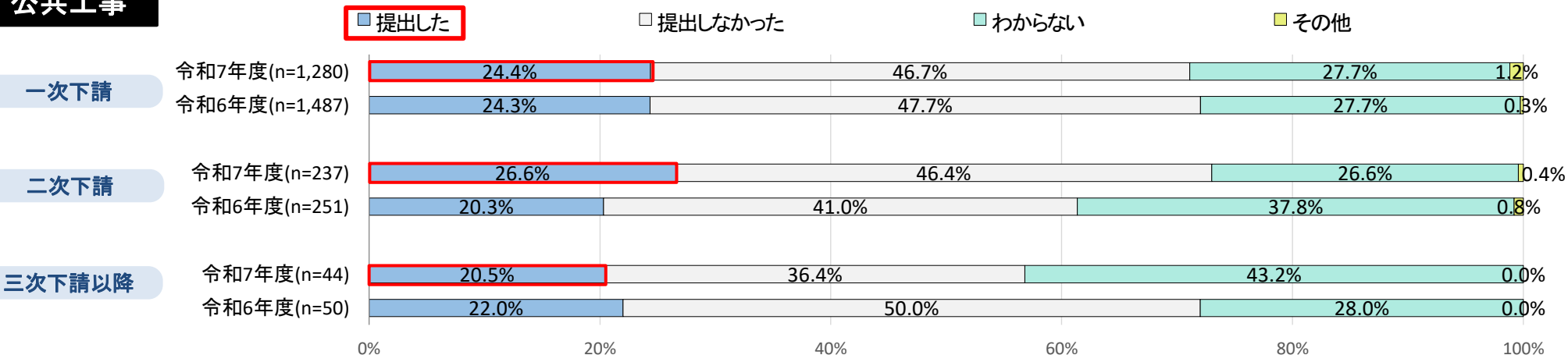
## 民間発注工事



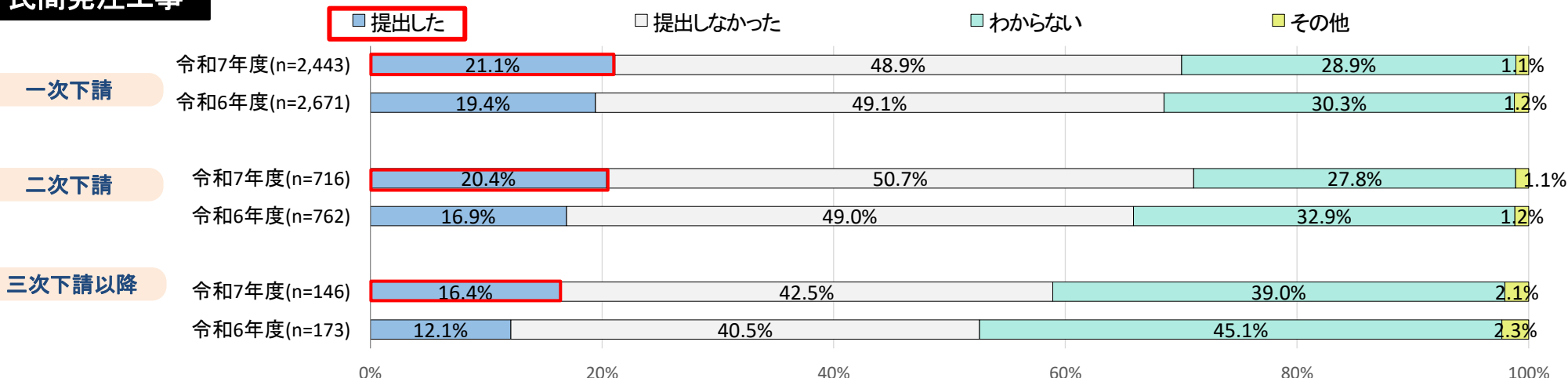
# 下請企業における安全衛生経費を内訳明示した見積書の提出状況

- 直近の一現場（公共・民間）において、安全衛生経費を内訳明示した見積書の提出状況を調査。
- 公共工事においては、どの下請次数においても約2割の事業者が「提出した」と回答。
- 民間工事においては、どの下請次数においても提出率が上昇。

## 公共工事



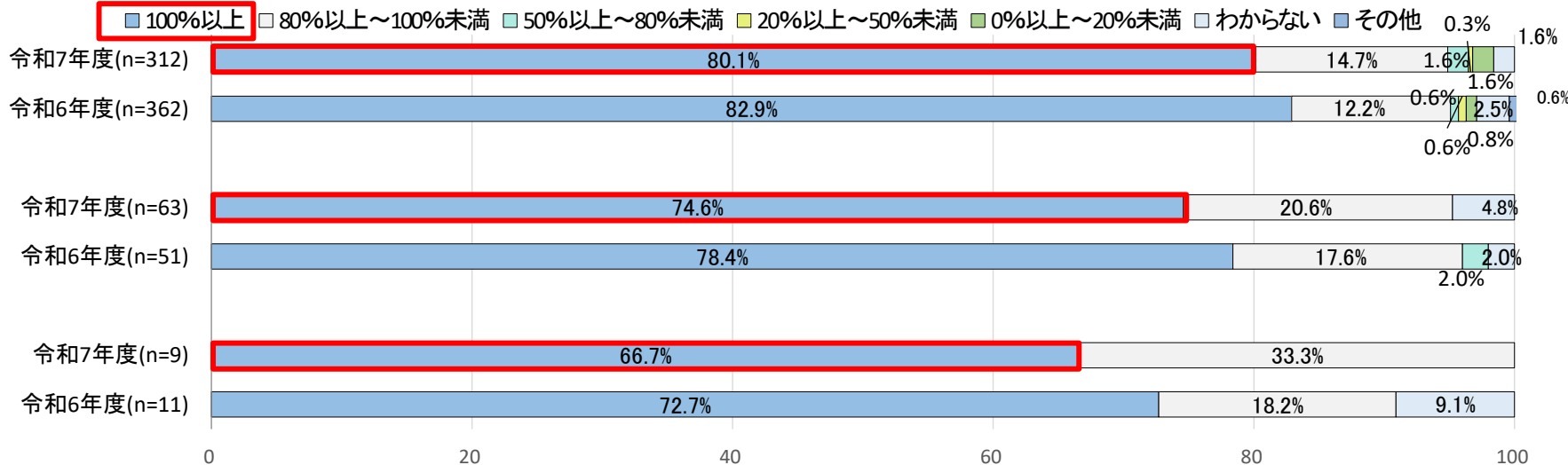
## 民間発注工事



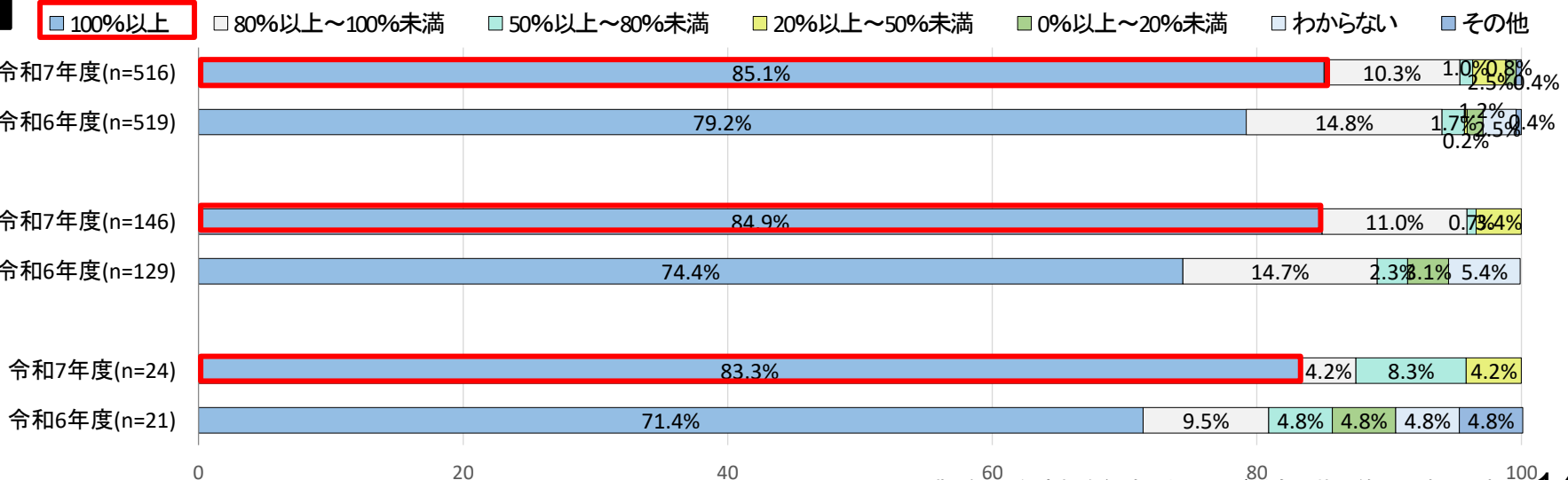
# 下請企業における安全衛生経費の受取状況

- 直近の一現場（公共・民間）において、見積書に内訳明示した安全衛生経費の受取状況を調査。
- 公共工事・民間工事ともに、7～8割は100%以上受け取れたと回答。特に民間工事においてその傾向が顕著に進展。
- 下請次数が大きくなるほど、安全衛生経費を100%以上受け取れた事業者は減少する傾向。

## 公共工事



## 民間発注工事



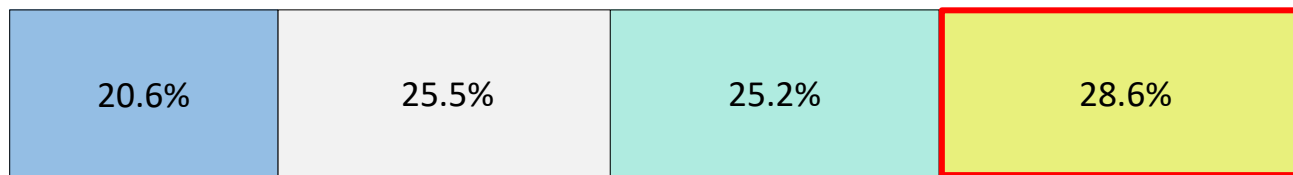
## その他調査結果

---

- 改正建設業法や労務費に関する基準に関する認知状況を調査(全面施行(令和7年12月12日)より前)。
- 両設問において「知らない」と回答した割合は全体の約4分の1になる。

改正建設業法に基づく著しく下回る見積り・見積り変更依頼の禁止規定やこれに違反した場合の措置、労務費に関する基準等に関する認知状況

内容も把握している   
  一部内容を把握している   
  知っているが、内容は把握していない   
  知らない



(n=6,051)

見積書における労務費・必要経費等の内訳明示の努力義務や注文者に対する内訳明示された見積書の内容を考慮する努力義務に関する認知状況

内容も把握している   
  一部内容を把握している   
  知っているが、内容は把握していない   
  知らない



(n=6,051)

- 直近の一現場(公共・民間)において、労務費を内訳明示した見積書の提出状況を調査。
- 公共工事では、下請次数が大きくなるほど、労務費の内訳明示がなされている。
- 民間工事では、二次下請において、最も労務費の内訳明示がなされている。
- 全体として、公共工事の方が民間工事よりも労務費の内訳明示がなされている。

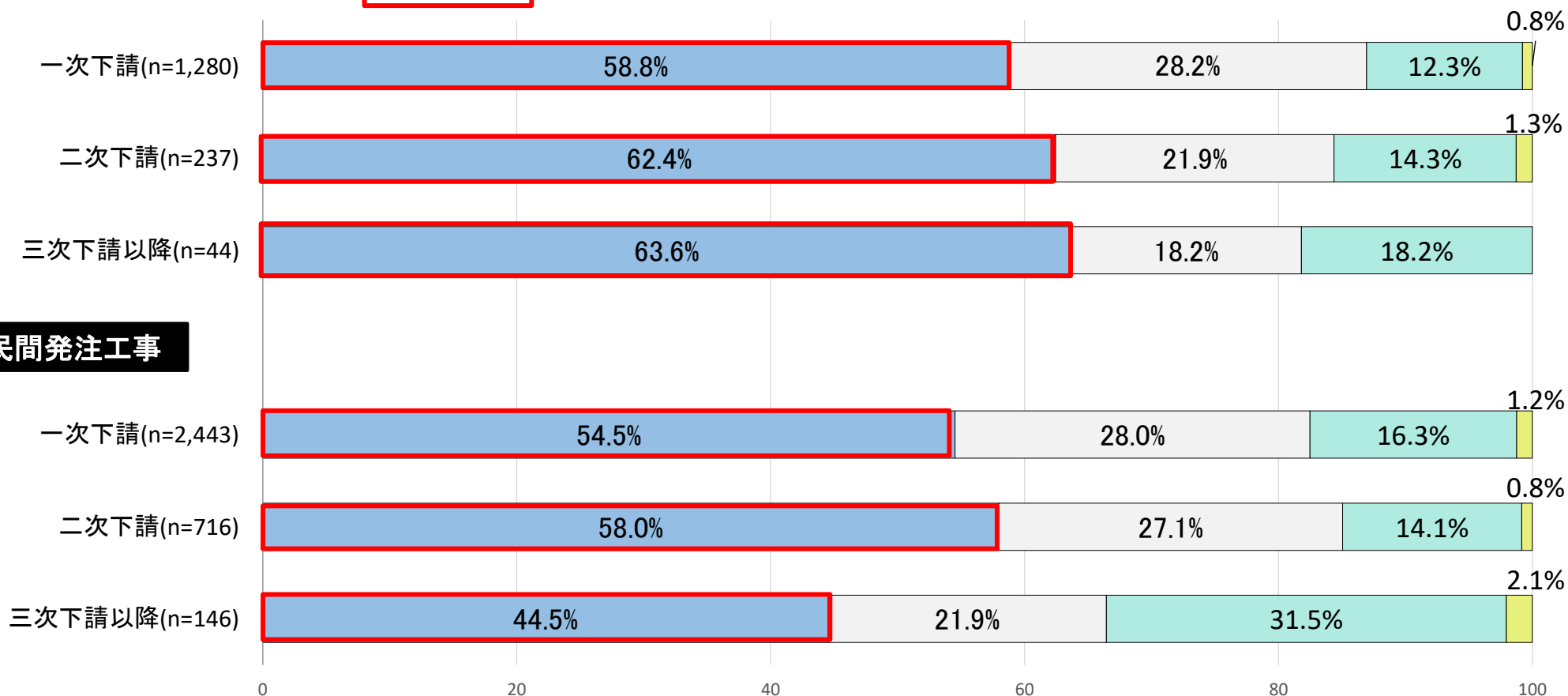
## 公共工事

■ 明示した

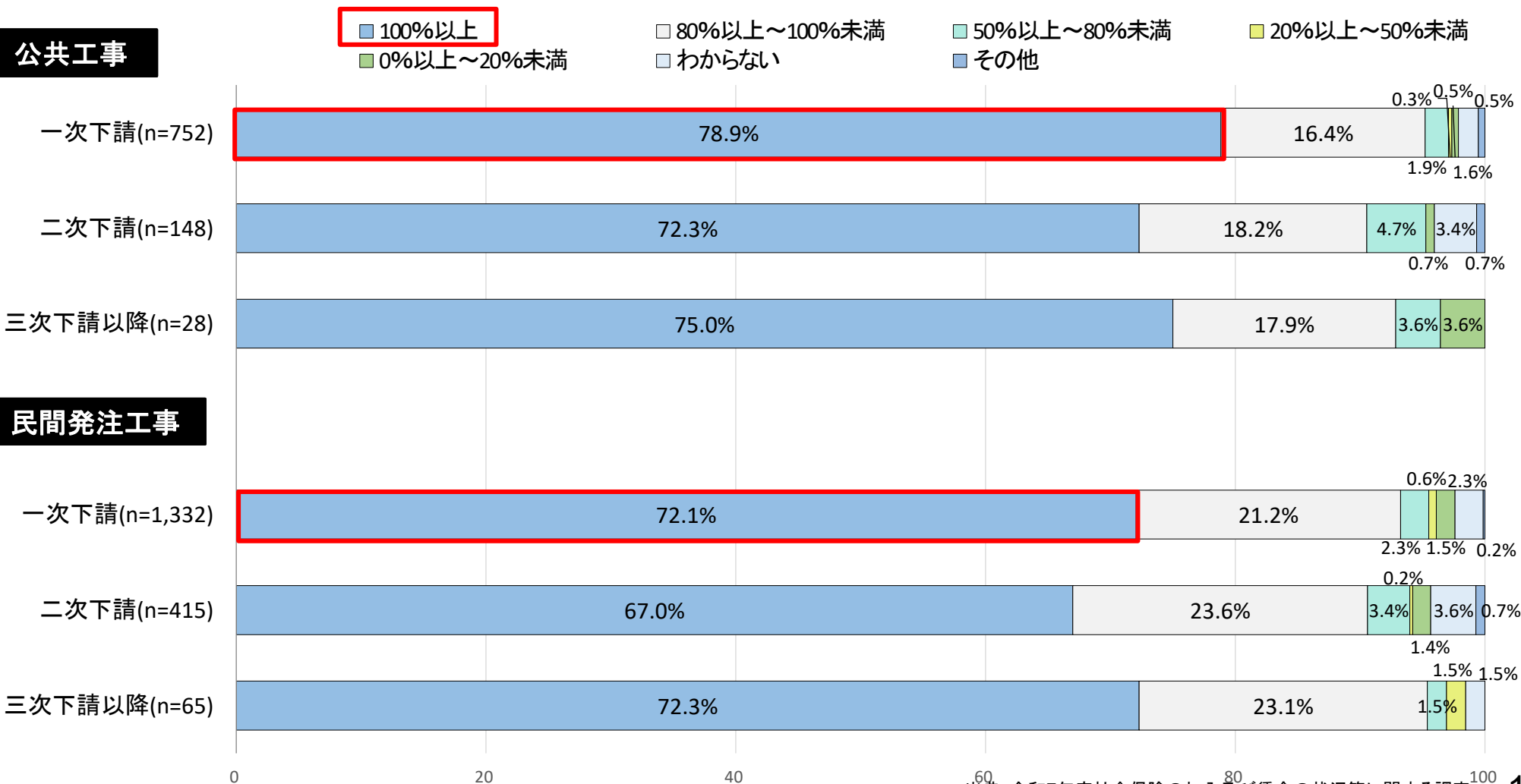
□ 明示しなかった

■ わからない

■ その他



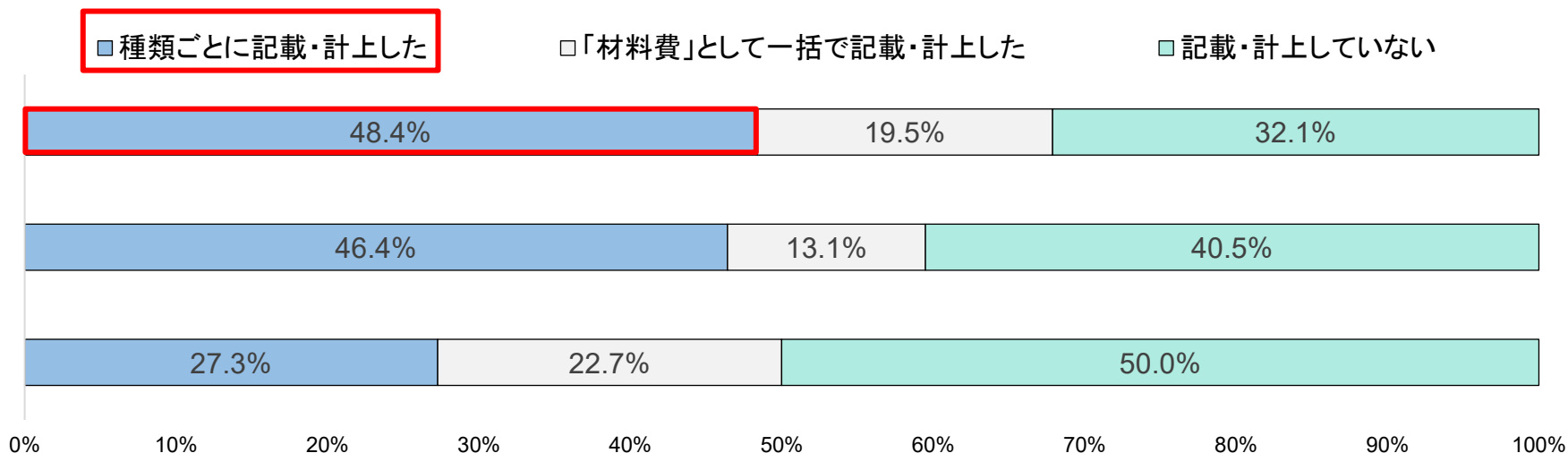
- 直近の一現場（公共・民間）において、見積書に内訳明示した労務費の受取状況を調査。
- 公共工事では、一次下請の約8割が見積もった金額の100%以上の労務費を受け取ったと回答。
- 民間工事では、一次下請の約7割が見積もった金額の100%以上の労務費を受け取ったと回答。
- 全体として、公共工事の方が民間工事よりも見積書に内訳明示した労務費が確保されている。



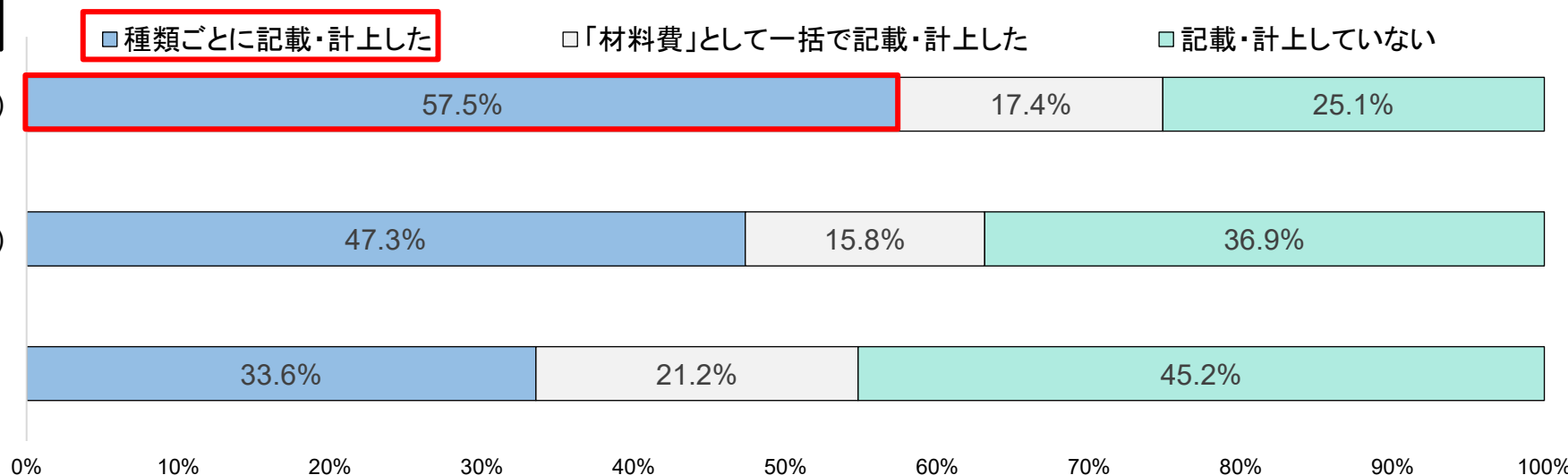
# 下請企業における見積書への材料費の内訳明示状況

- 直近の一現場(公共・民間)において、見積書における材料費の内訳明示の状況を調査。
- 材料費を「種類ごとに記載・計上した」と回答した公共工事の一次下請は約5割、民間工事の一次下請は約6割。
- 下請次数が大きくなるほど、「記載・計上していない」と回答する事業者が増える傾向にある。

## 公共工事



## 民間発注工事

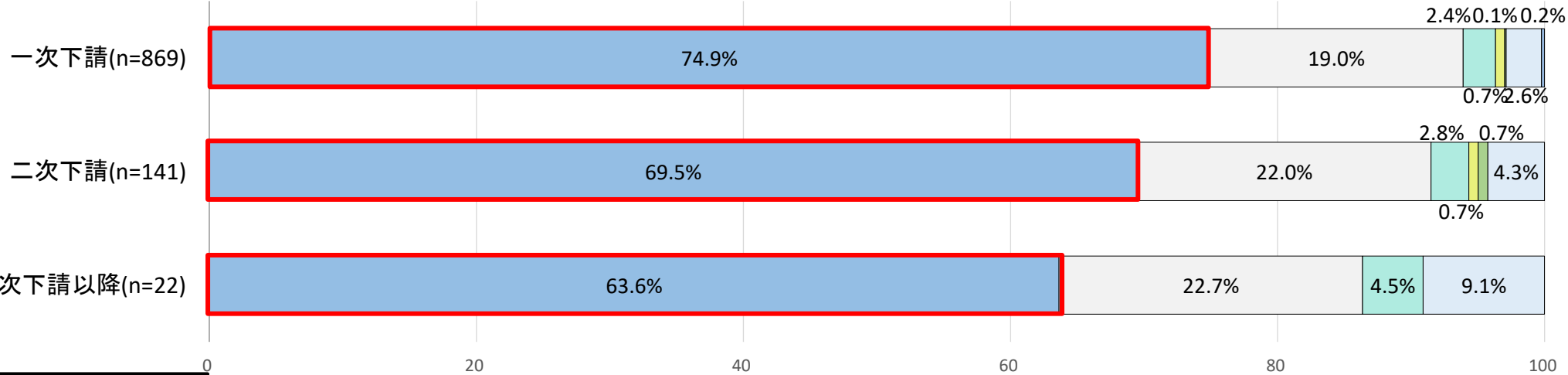


# 下請企業における見積書に内訳明示した材料費の受取状況

- 直近の一現場（公共・民間）において、見積書に内訳明示した材料費の受取状況を調査。
- 公共工事・民間工事ともに、6～7割は100%以上の材料費を受け取れたと回答。
- 下請次数が大きくなるほど、材料費を100%以上受け取れた事業者は減少する傾向。

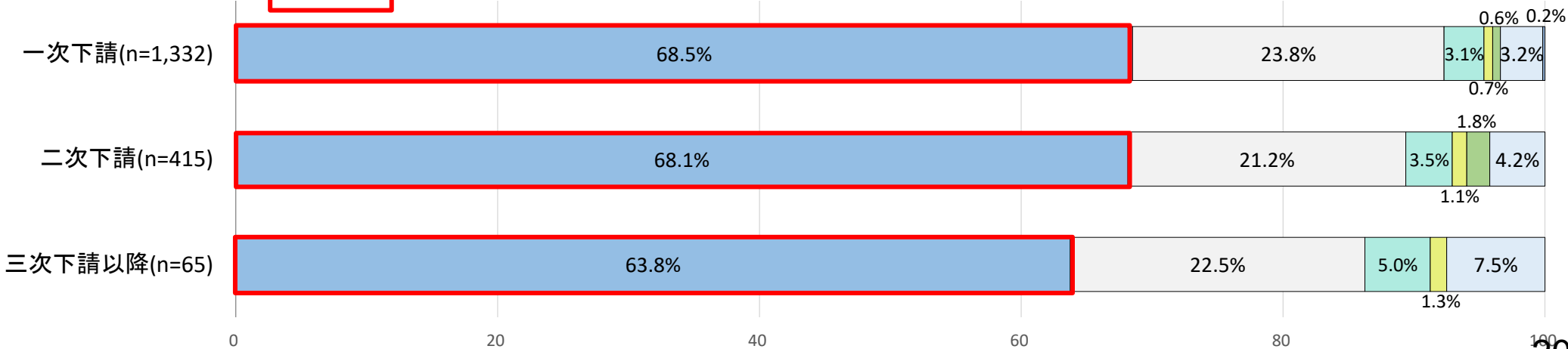
## 公共工事

■ 100%以上
 □ 80%以上～100%未満
 □ 50%以上～80%未満
 □ 20%以上～50%未満
 □ 0%以上～20%未満
 □ わからない
 □ その他



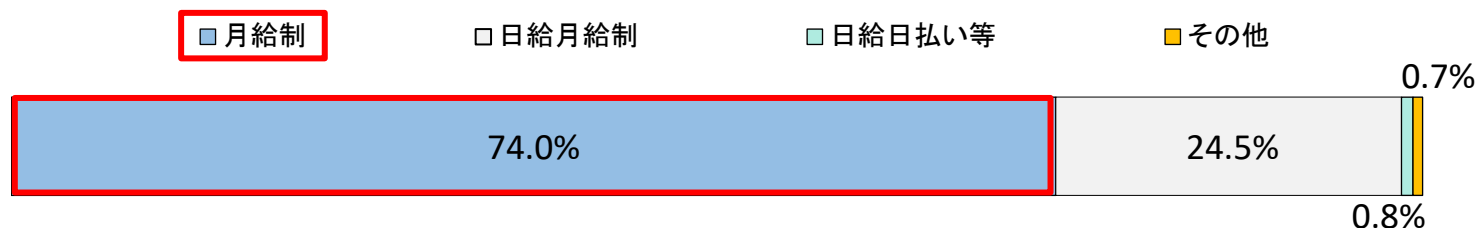
## 民間発注工事

■ 100%以上
 □ 80%以上～100%未満
 □ 50%以上～80%未満
 □ 20%以上～50%未満
 □ 0%以上～20%未満
 □ わからない
 □ その他



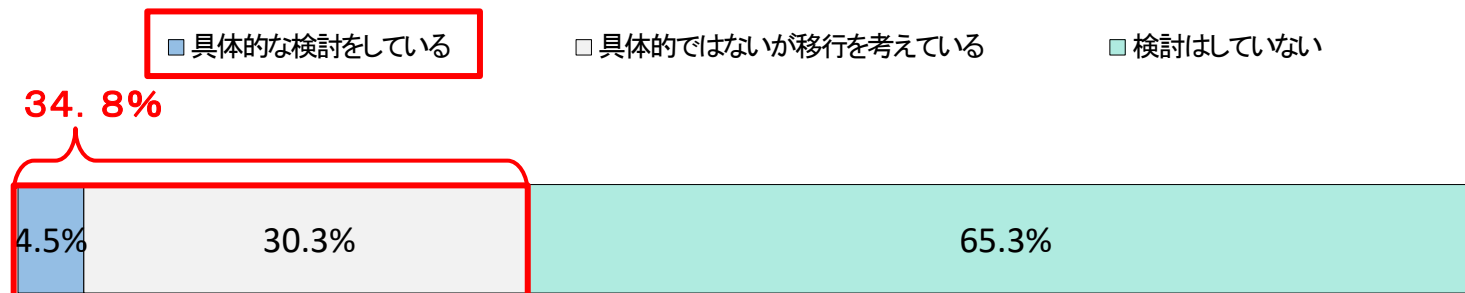
- 給与形態について調査。
- 「月給制」を導入している事業者は74.0%。次いで多いのは「日給月給制」で24.5%。
- 「月給制」への移行を検討している事業者は、34.8%程度。

## 現在の給与形態について



(n=4,661)

## 「日給月給制」「日給日払い等」と回答した事業者に対して、月給制への移行について調査



(n=1,180)

# 退職金制度の導入状況

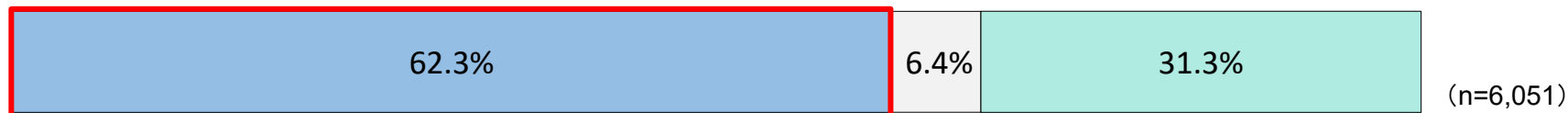
- 各退職金制度の導入状況を調査。建退共制度には、約6割の事業者が加入している状況。
- 建退共制度に加え、「自社準備の退職金制度」や「特定退職金共済制度」に加入している事業者が確認された。
- 建退共未加入の場合、「自社準備の退職金制度」や「中小企業退職金共済制度」に加入している事業者が確認された。
- (建退共制度含め)どの退職金制度も導入していない事業者も一定数確認された。

## 建退共制度への加入状況

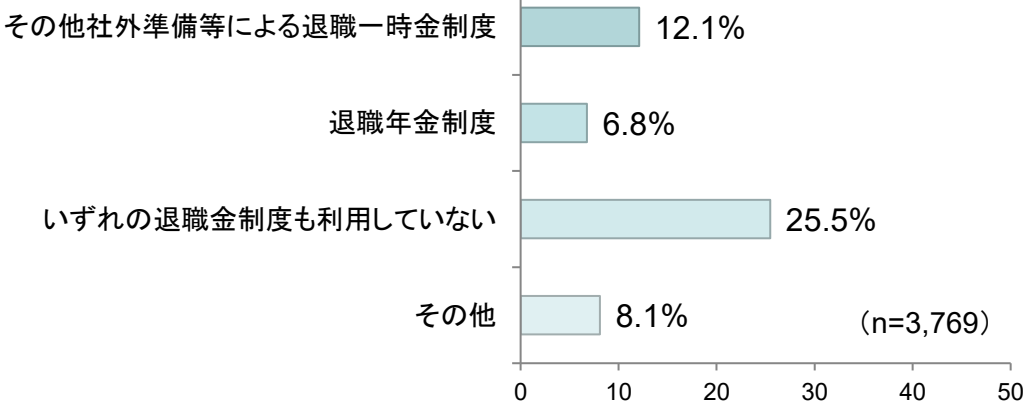
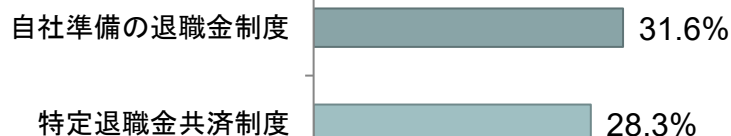
■ 加入している

□ 加入していないが、以前加入していたことがある

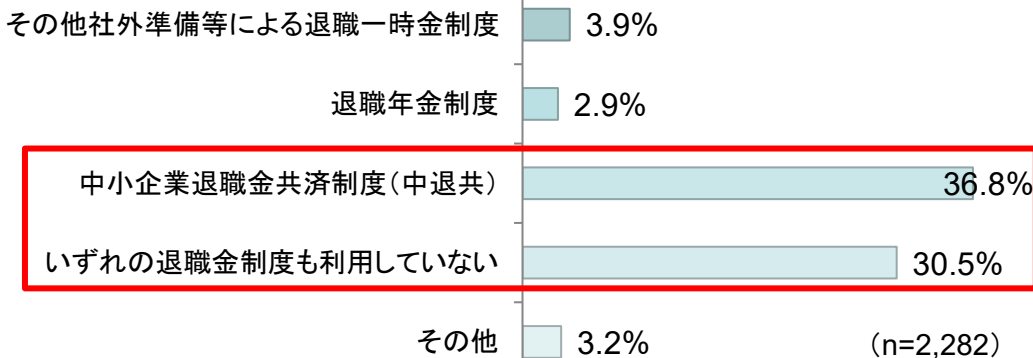
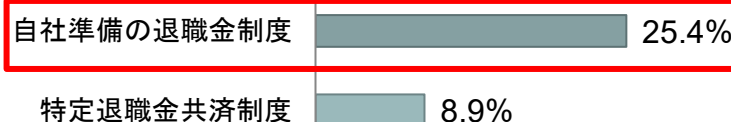
■ 加入していないし、これまでも加入したことがない



## 建退共加入事業者における、他の退職金制度の利用状況 (複数回答)



## 建退共未加入事業者における、他の退職金制度の利用状況 (複数回答)

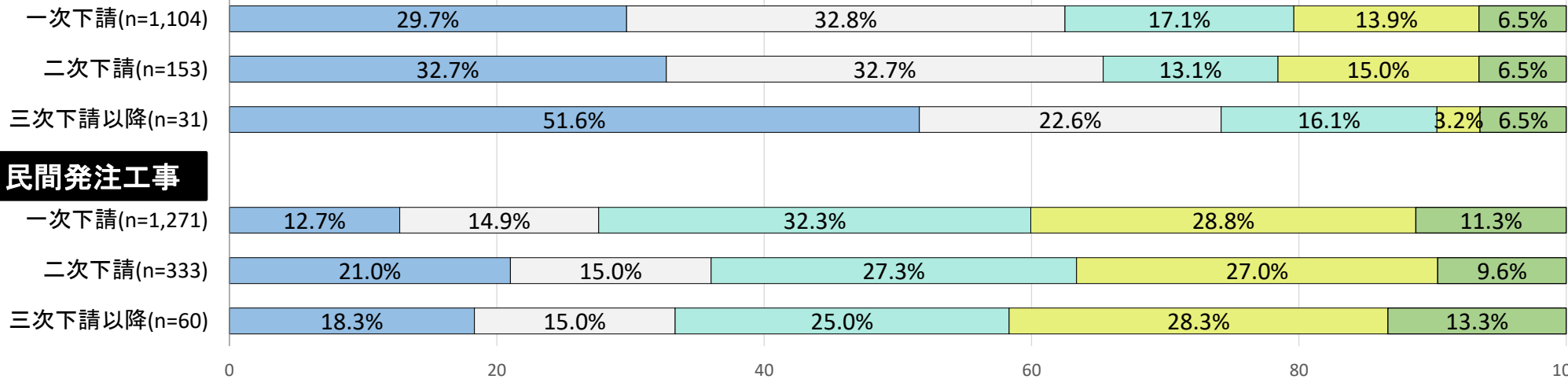


# 【建退共】下請企業における事務委託/証紙購入費用の請求について

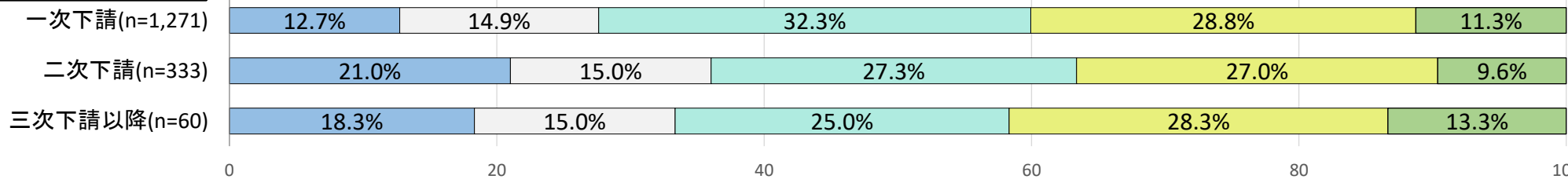
- 下請企業における、直接契約する上位企業への事務委託の有無、証紙の請求方法について調査。
- 民間発注工事では、公共工事に比べ「委託せず、自社で証紙購入を行っている」「建退共証紙を交付していない」と回答した割合が大きい。
- 「委託せず、自社で証紙購入を行っている」と回答した事業者の6~7割が「(発注者に対して)請求をしていない」と回答。

## 公共工事

■ 委託して、証紙を請求している □ 委託せず、証紙を請求している ■ 委託せず、自社で証紙購入を行っている ■ 建退共証紙を交付していない ■ わからない

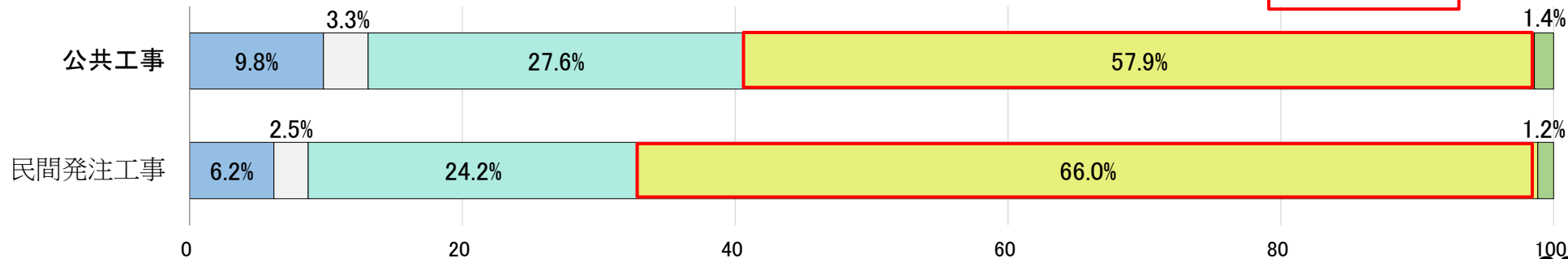


## 民間発注工事



「委託せず、自社で証紙購入を行っている」と回答した事業者に対して、証紙（退職金ポイント）の購入費用の請求を発注者に行っているか

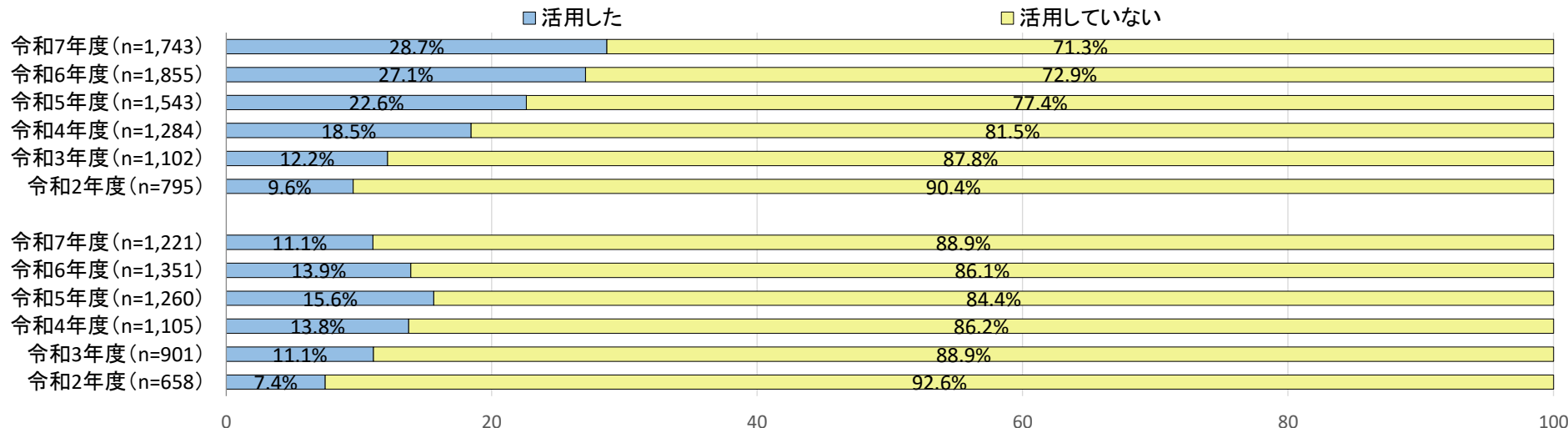
■ 必要金額の根拠を記載の上、証紙の金額を記載している □ 必要な金額のみ記載している ■ 他の経費と合わせて請求している ■ 請求をしていない ■ その他



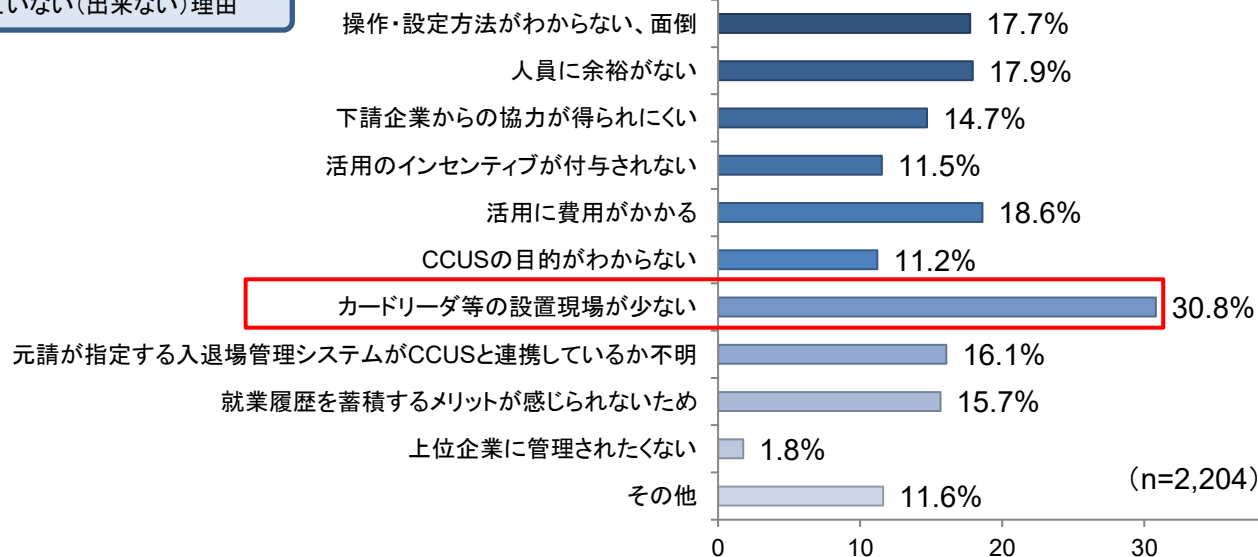
- CCUSに登録をしている企業における直近の一現場における活用状況について、公共工事においては活用状況は上昇傾向。
- CCUSを活用していない(出来ない)理由として、「**カードリーダー等の設定現場が少ない**」が**32.9%**と最多。

元請  
公共工事

元請  
民間工事



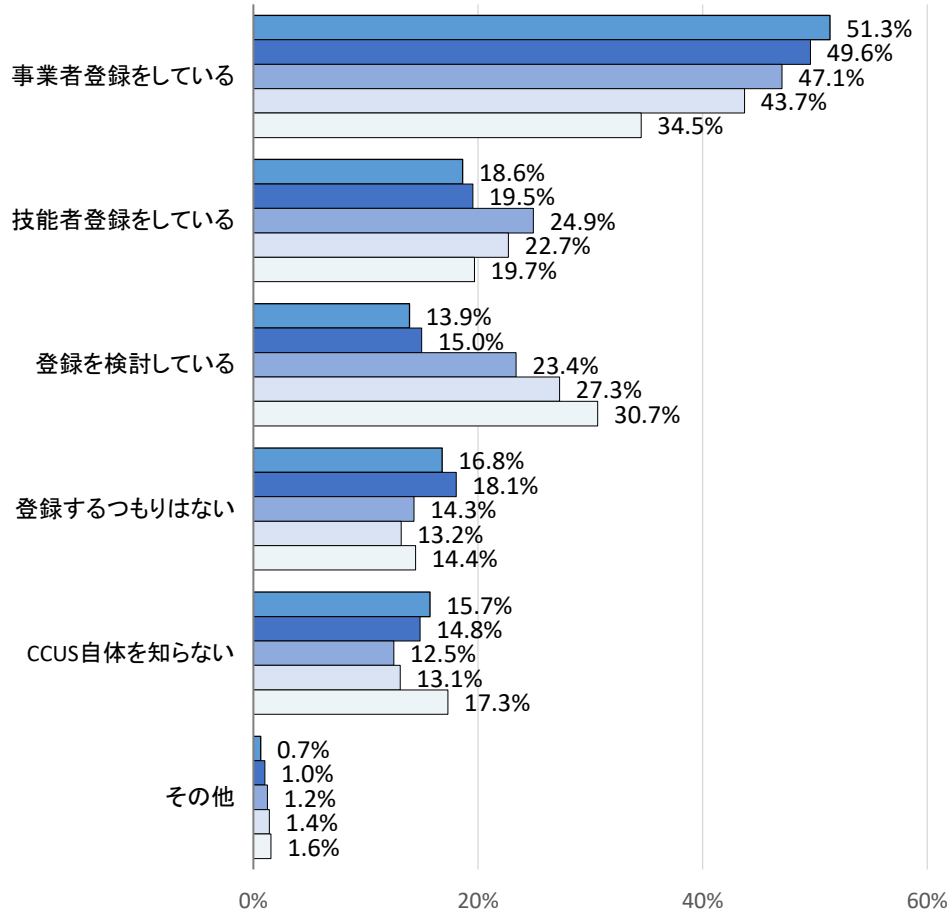
CCUSを現場で活用していない(出来ない)理由



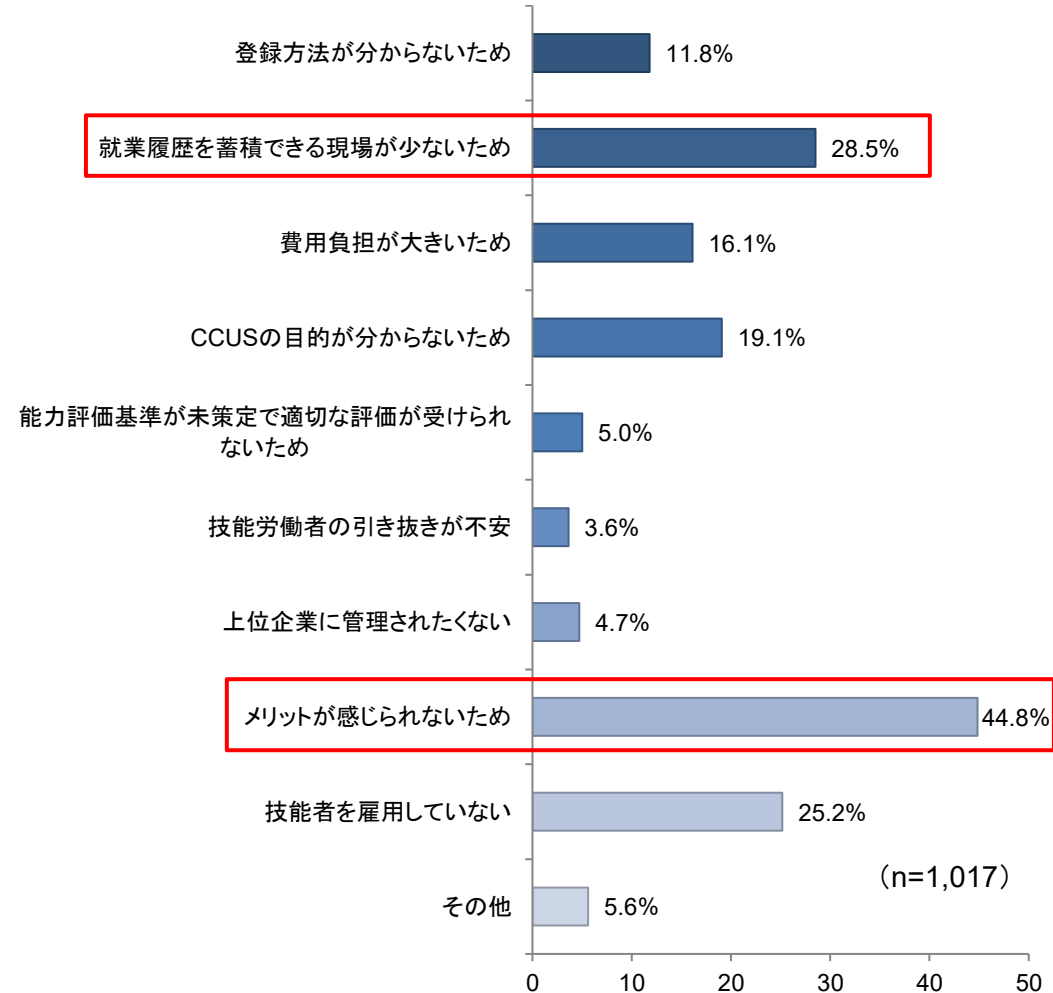
# 建設キャリアアップシステム(CCUS)への登録状況

- 約5割の企業が事業者を、2割以上の企業が技能者を登録している。
- 「登録するつもりはない」と回答した理由については、「メリットが感じられないため」が約5割、「就業履歴を蓄積できる現場が少ないため」が約3割程度。

■ 令和7年度 (n=6,051)   ■ 令和6年度 (n=6,674)   ■ 令和5年度 (n=5,529)   ■ 令和4年度 (n=4,864)   ■ 令和3年度 (n=5,155)



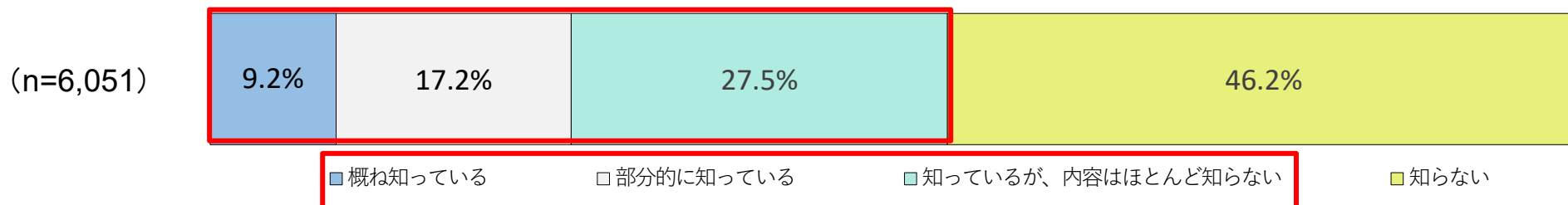
## CCUSに登録しない理由



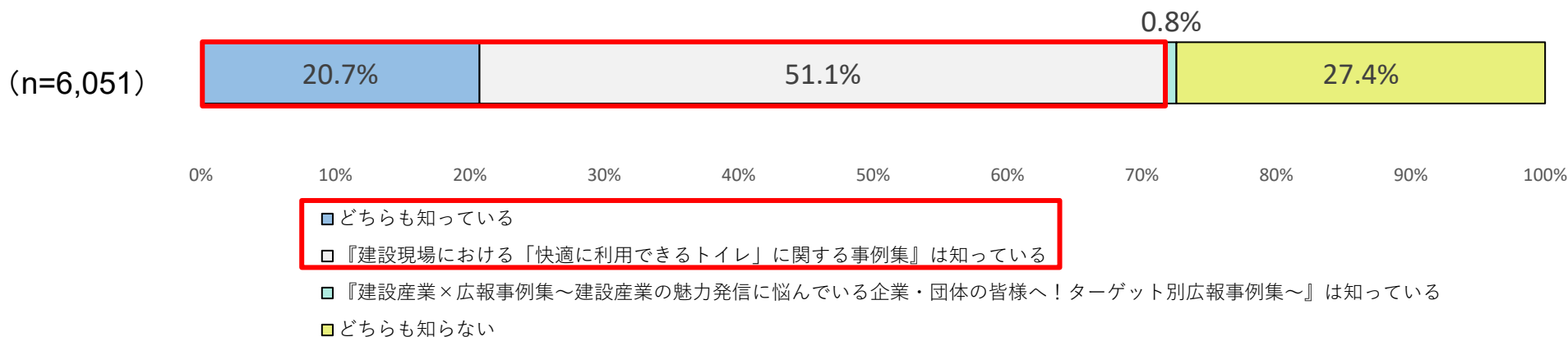
# 建設産業における女性の定着促進に関する認知状況

- 令和7年3月に策定された「建設産業における女性活躍・定着促進に向けた実行計画～トップの意識を変えて、現場が変わる。担い手確保につなぐ、全ての人働きやすく働きがいのある魅力ある建設産業の実現へ～」の認知状況を調査
- 実行計画は、約5割の事業者が認知している。
- 快適トイレの事例集は約7割の事業者が認知しているが、広報事例集は約2割の認知にとどまる。

## 「建設産業における女性活躍・定着促進に向けた実行計画」の認知状況



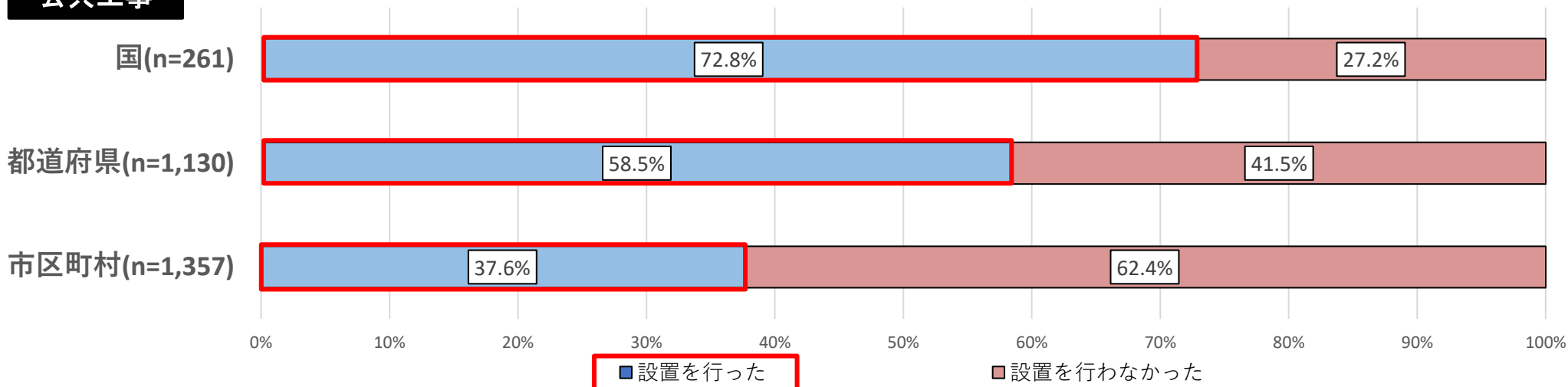
## 『建設現場における「快適に利用できるトイレ」に関する事例集』、『建設産業×広報事例集』の認知状況



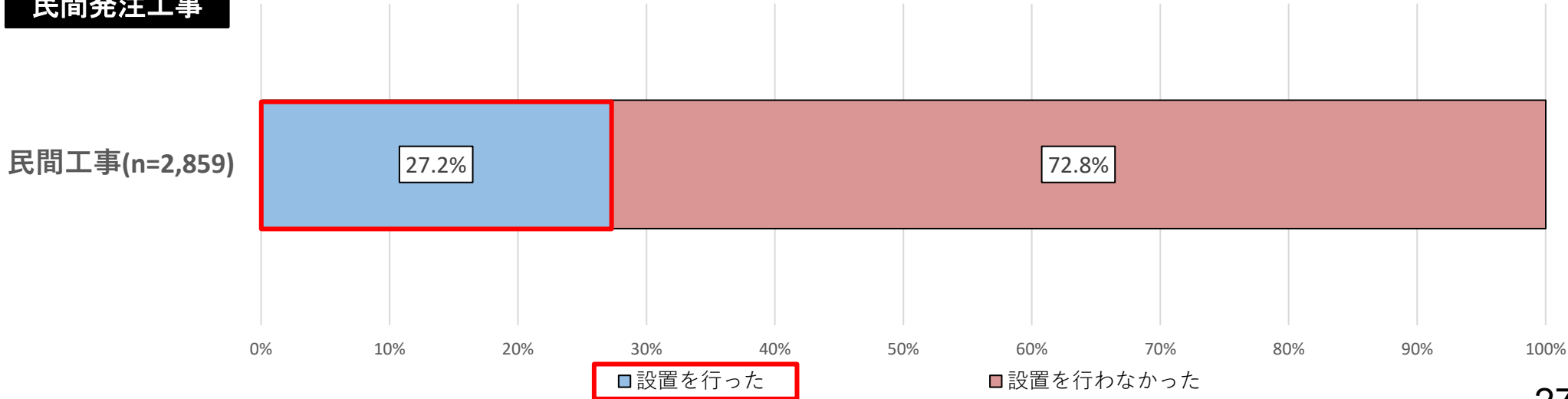
# 快適トイレの設置状況

- 直近の一現場(公共・民間)における、元請企業による快適トイレの設置状況を調査。
- 公共工事において、国の発注工事では72.8%の元請企業が快適トイレを設置している。
- 公共工事に比較して、民間発注工事では、27.2%と快適トイレの設置は進んでいない。

## 公共工事



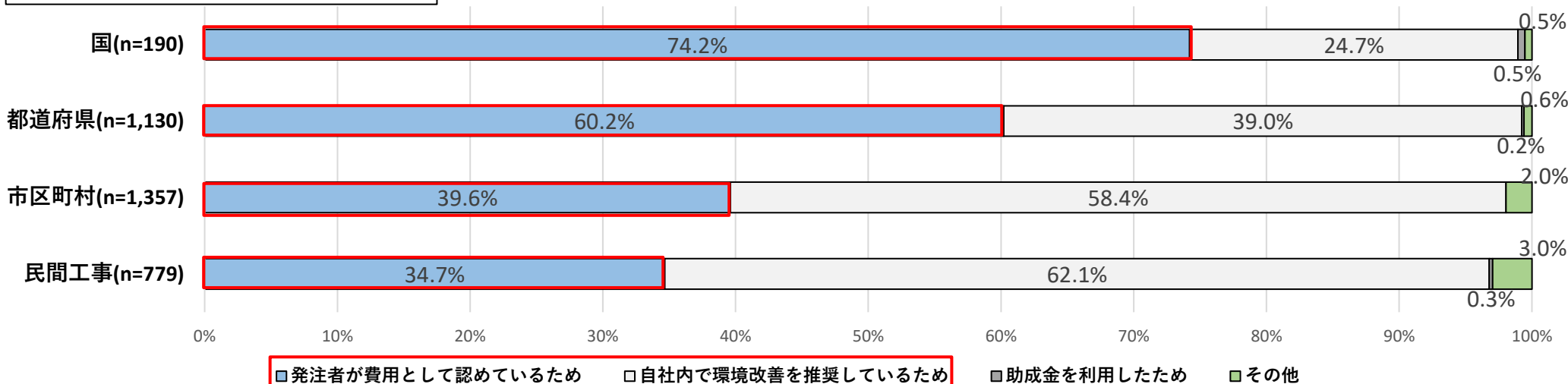
## 民間発注工事



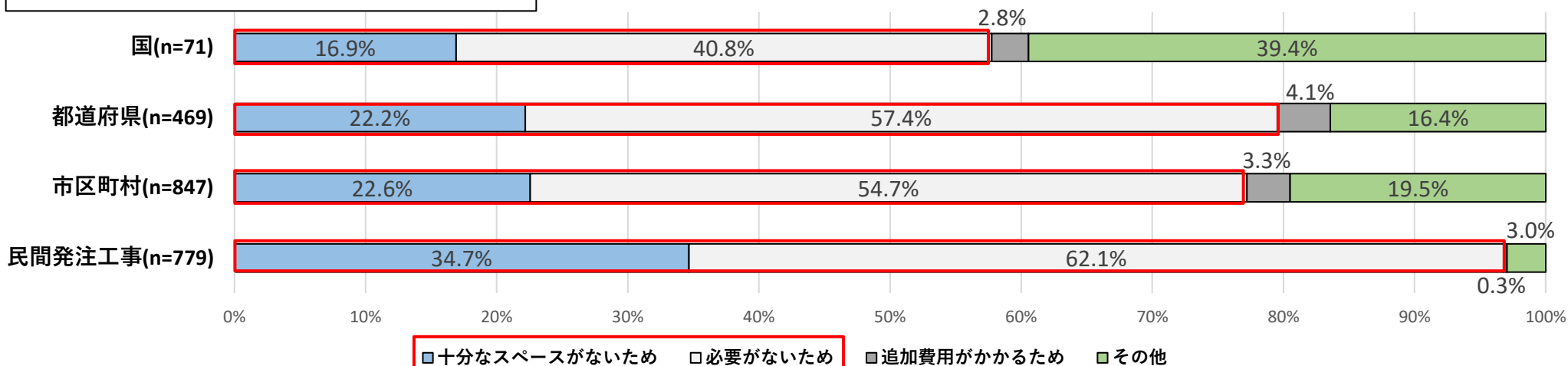
# 快適トイレの設置理由(設置を行わなかった理由)

- 快適トイレの設置理由として、「発注者が費用として認めている」「自社内で環境改善を推奨しているため」が大半を占める。
- 設置を行わなかった理由として、「必要がないため」「十分なスペースがないため」が多くを占める。

## 快適トイレの設置を行った理由



## 快適トイレの設置を行わなかった理由



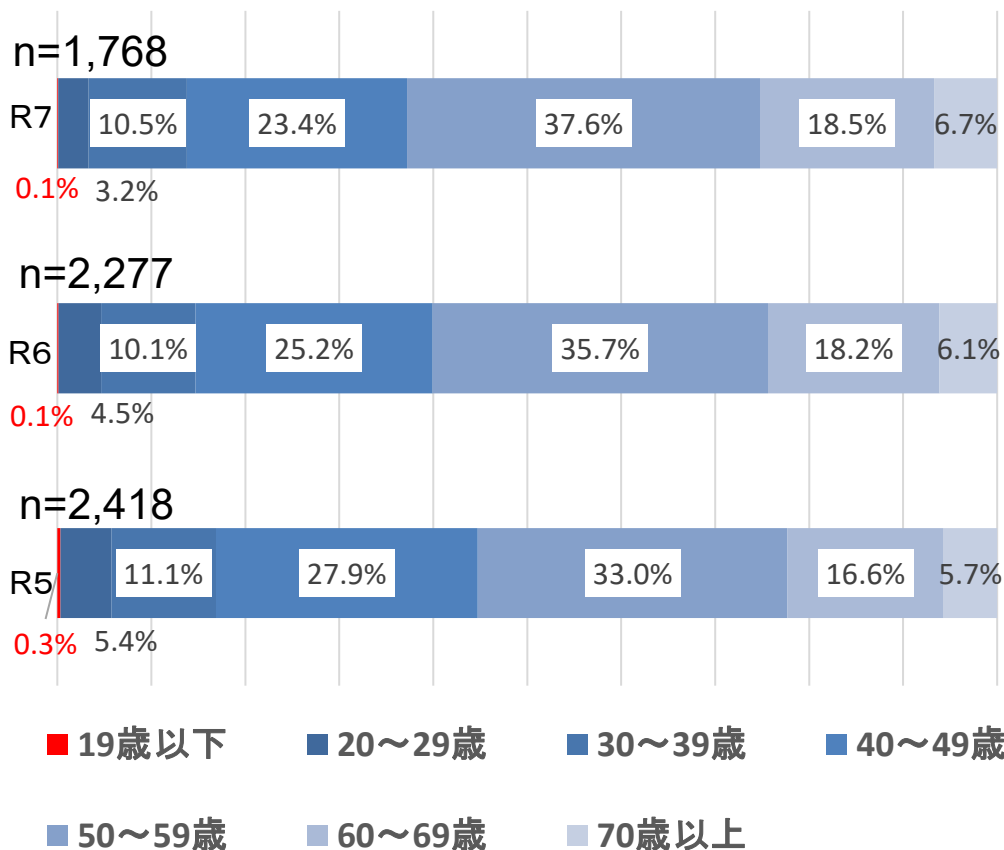
- ・労務費に関する基準ポータルサイト  
<https://roumuhi.mlit.go.jp/>
- ・第三次・担い手3法ポータルサイト  
<https://ninaite-sanpo.mlit.go.jp/>
- ・社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン  
[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_fr2\\_000008.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000008.html)
- ・みんなで目指すクリーンな雇用・クリーンな請負の建設業界(働き方自己診断チェックリスト付き)  
<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001618573.pdf>
- ・建設工事標準請負契約約款について  
[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000092.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000092.html)
- ・建設業法遵守ガイドライン  
[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000188.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html)
- ・建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて  
[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/anzeneisei.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html)
- ・建設産業における女性の定着促進に向けた取組について  
[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk1\\_000088.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000088.html)

調査対象	建設業の一人親方本人（従業員を雇用していない個人事業主を想定）
調査方法	①CCUS処遇改善推進協議会の構成団体に対し、構成団体加盟企業から、取引する一人親方への調査協力依頼を要請 ②CCUSに技能者登録する一人親方への調査協力要請
調査期間	令和7年11月25日～令和8年1月30日
回答数	1,768件 ※回答があった2,245件から、従業員を雇用していない個人事業主の回答を抽出

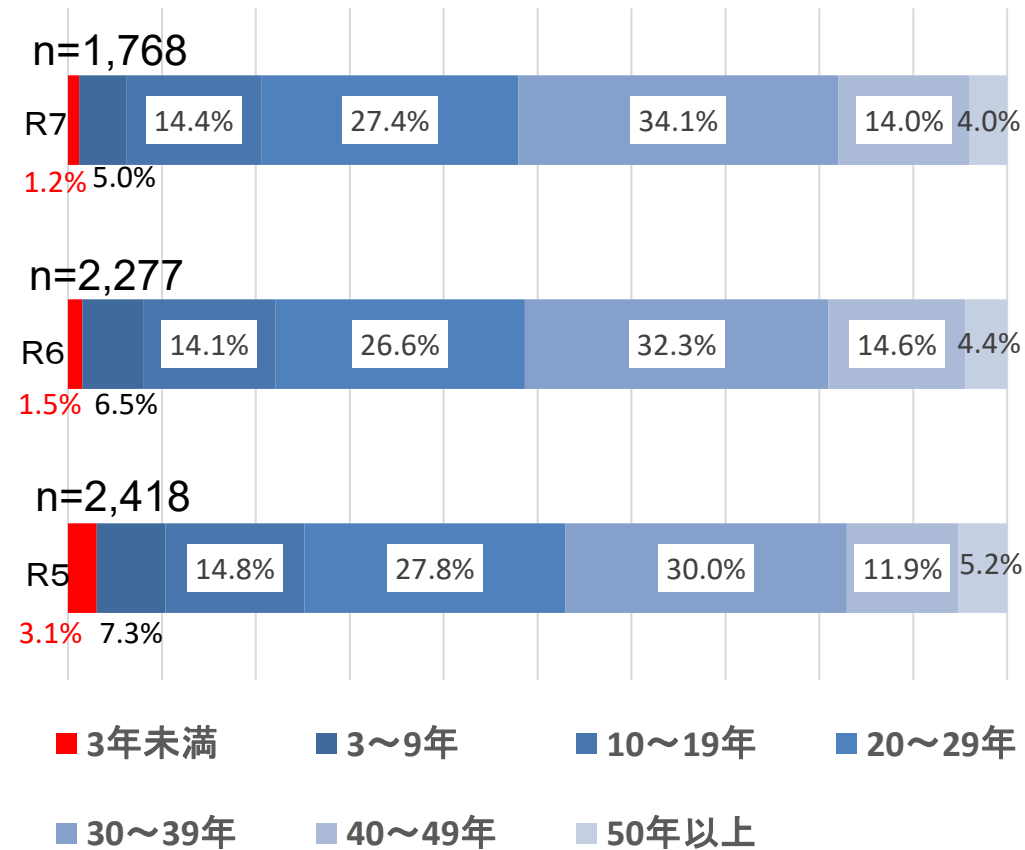
# 一人親方の年齢・経験年数について

- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」において、実態が雇用労働者であるにもかかわらず、一人親方として仕事をさせていることが疑われる例として、「**年齢が10代の一人親方**」「**経験年数が3年未満の一人親方**」を挙げている。
- 「10代の一人親方」は**0.1% (R6)** から**変化無し**。
- 「経験年数が3年未満の一人親方」は**減少傾向**。

一人親方の年齢構成の割合



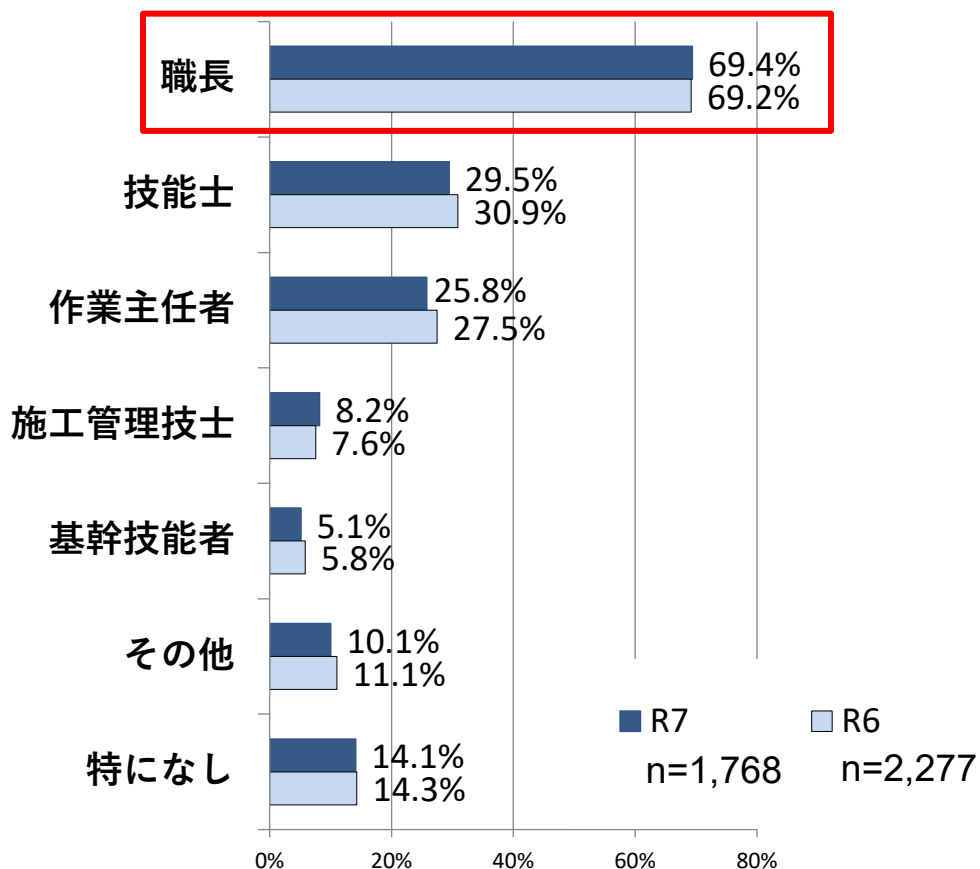
一人親方の経験年数の割合



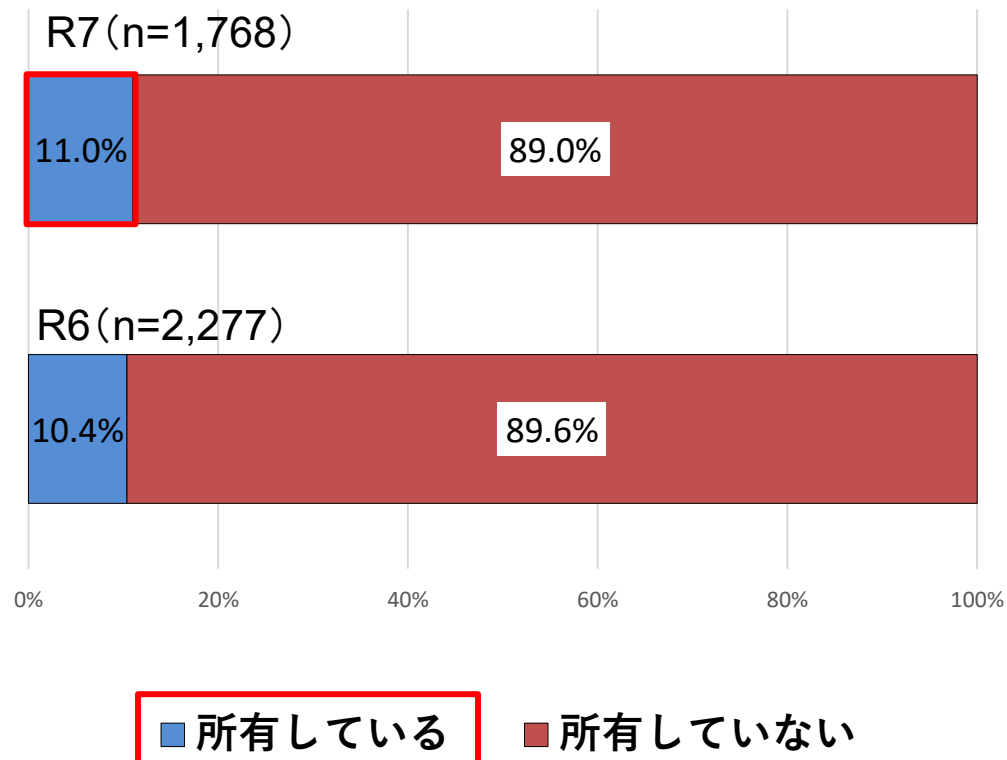
# 一人親方が所有している資格などについて

- 一人親方が所有している資格については、「職長」の69.4%が最多。
- 建設業許可については、11.0%の一人親方が建設業許可を受けている。

所有資格（複数回答）

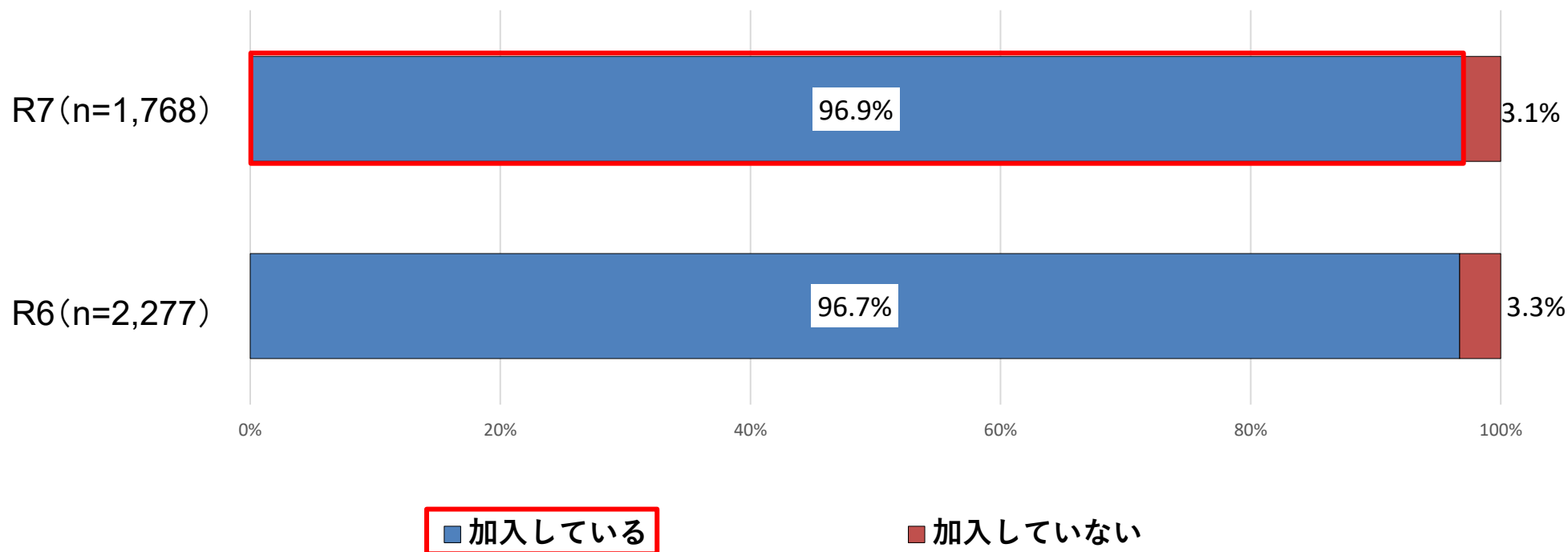


建設業許可の有無



- 労災保険に特別加入している一人親方は**96.9%**であり、ほとんどの一人親方が特別加入している。

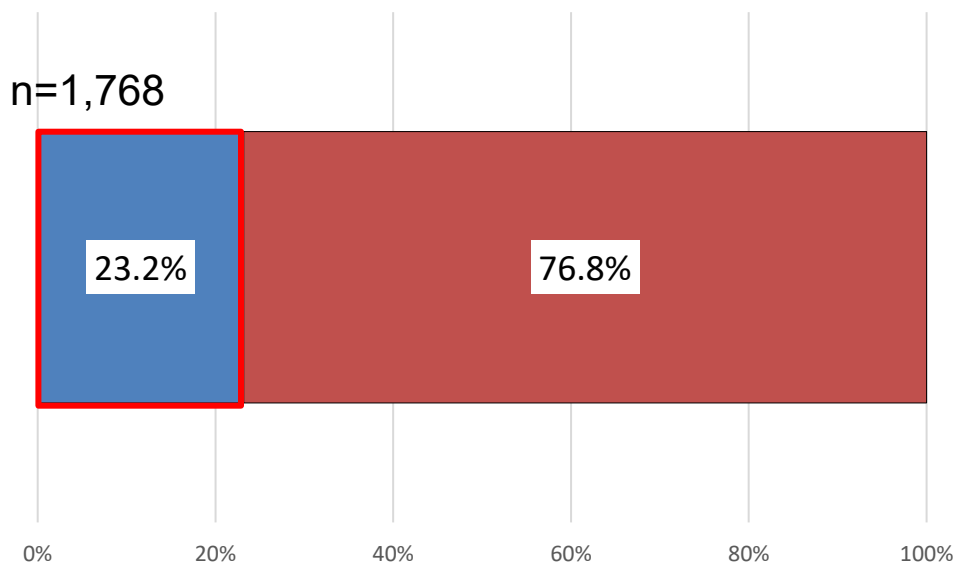
労災保険の特別加入の有無



# 建退共制度の加入状況について

- 建退共制度に加入している一人親方は**23.2%**。
- 建退共制度に加入しない理由として、「**手続きが煩雑**」が**28.5%**と**最多**であり、「建退共を知らない」「掛金の負担が重い」と続く。

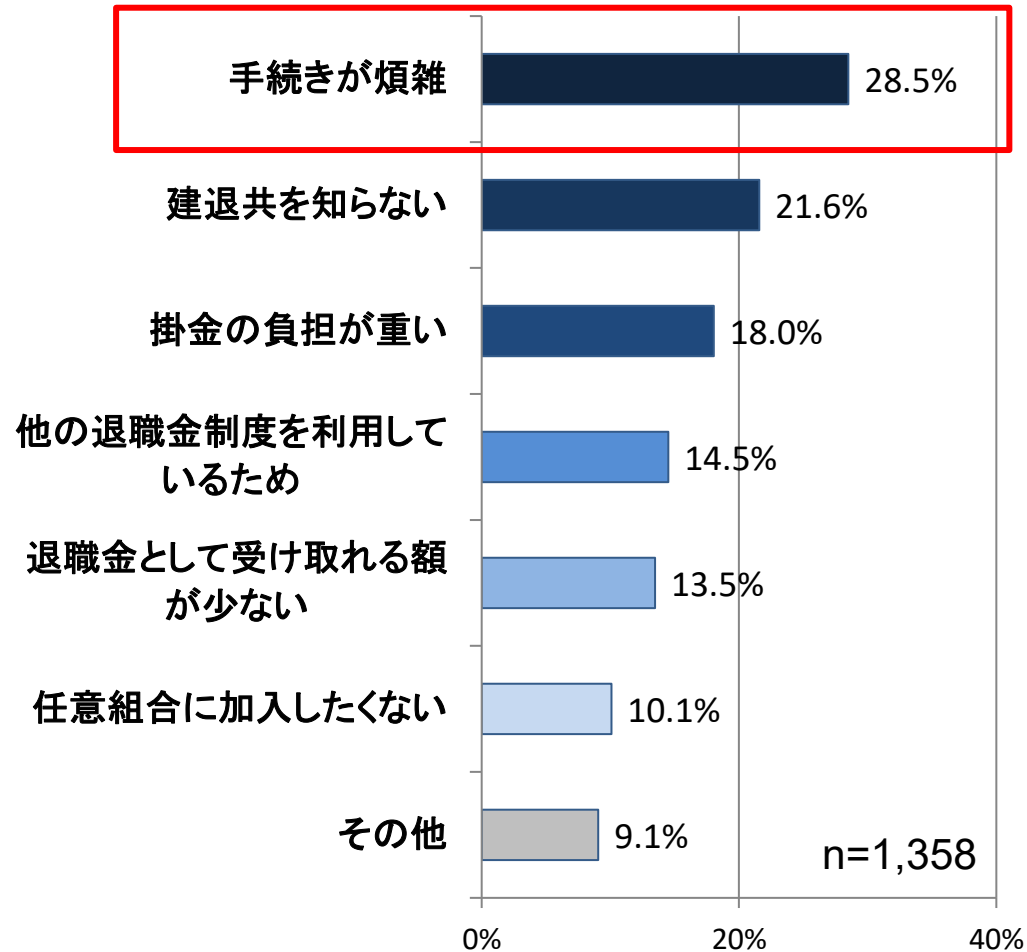
## 建退共制度の加入の有無



■ 加入している

■ 加入していない

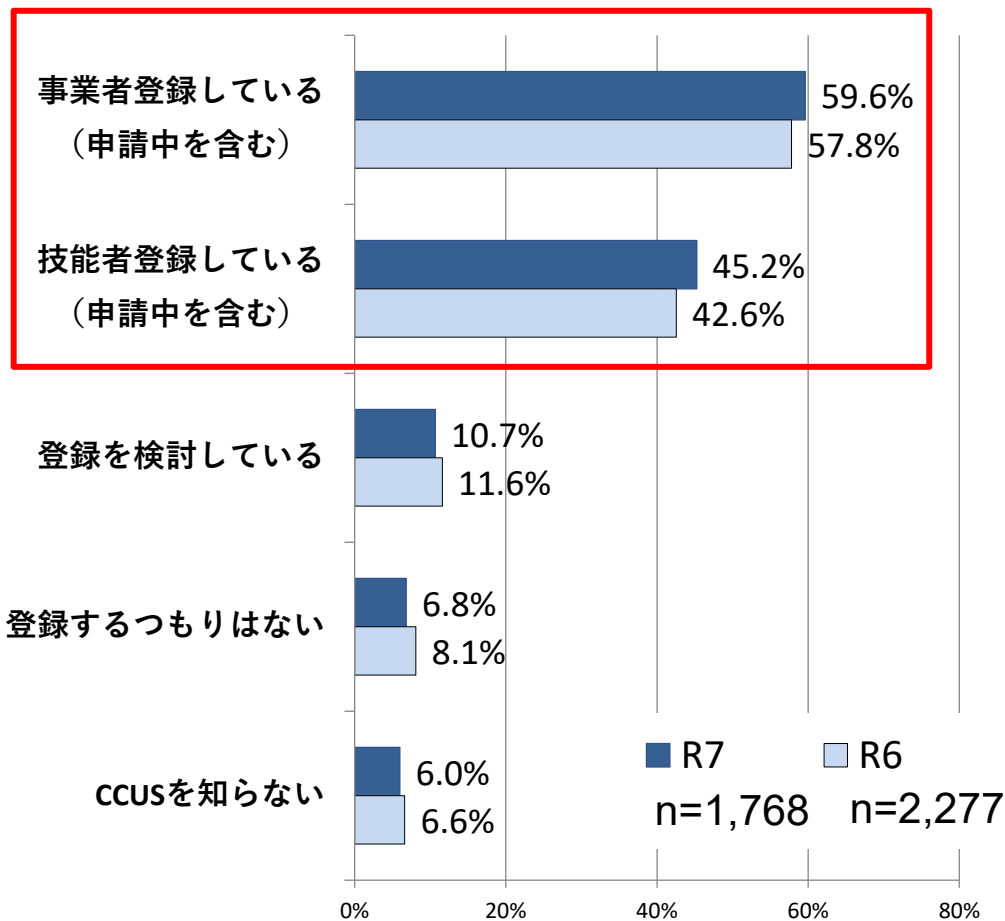
## 建退共制度へ加入しない理由 (複数回答)



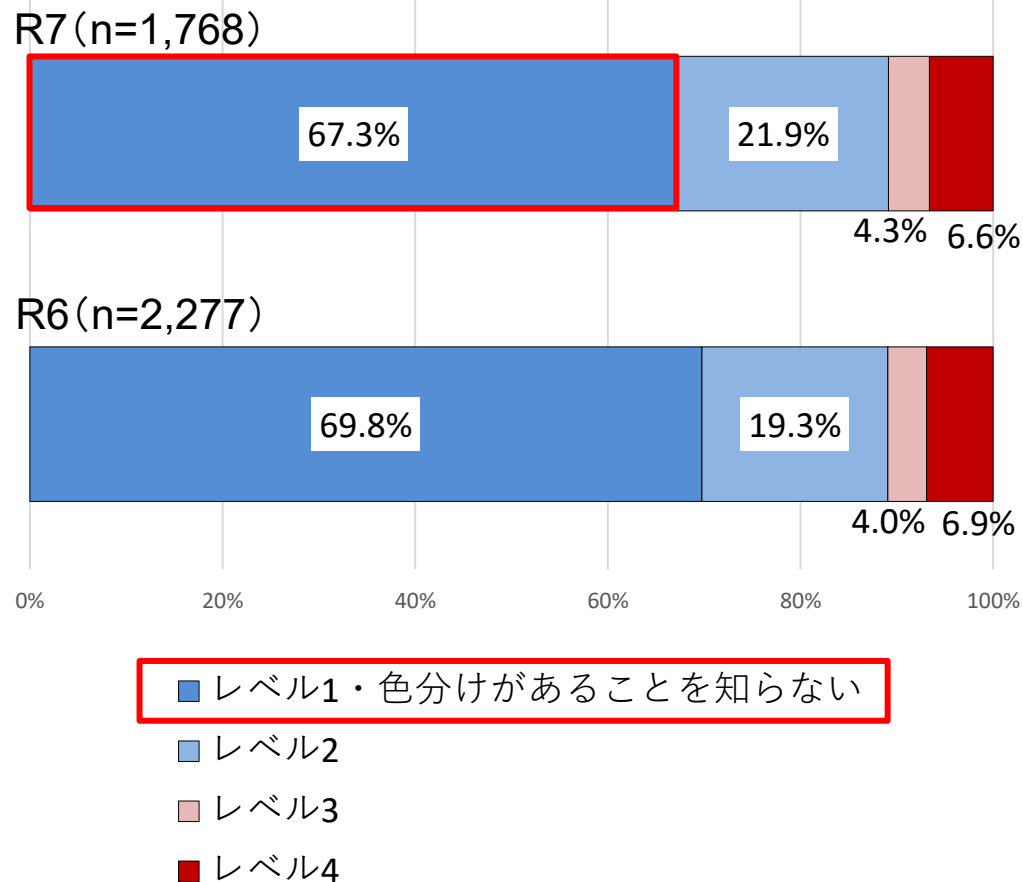
# CCUS登録状況について

- CCUSに事業者登録している一人親方は59.6%、技能者登録している一人親方は45.2%とどちらもR6調査より増加。
- CCUS技能者レベルについて、「レベル1もしくは色分けがあることを知らない」がR6調査時（69.8%）より減少するものの67.3%と最多。

### CCUSの登録状況 (複数回答)



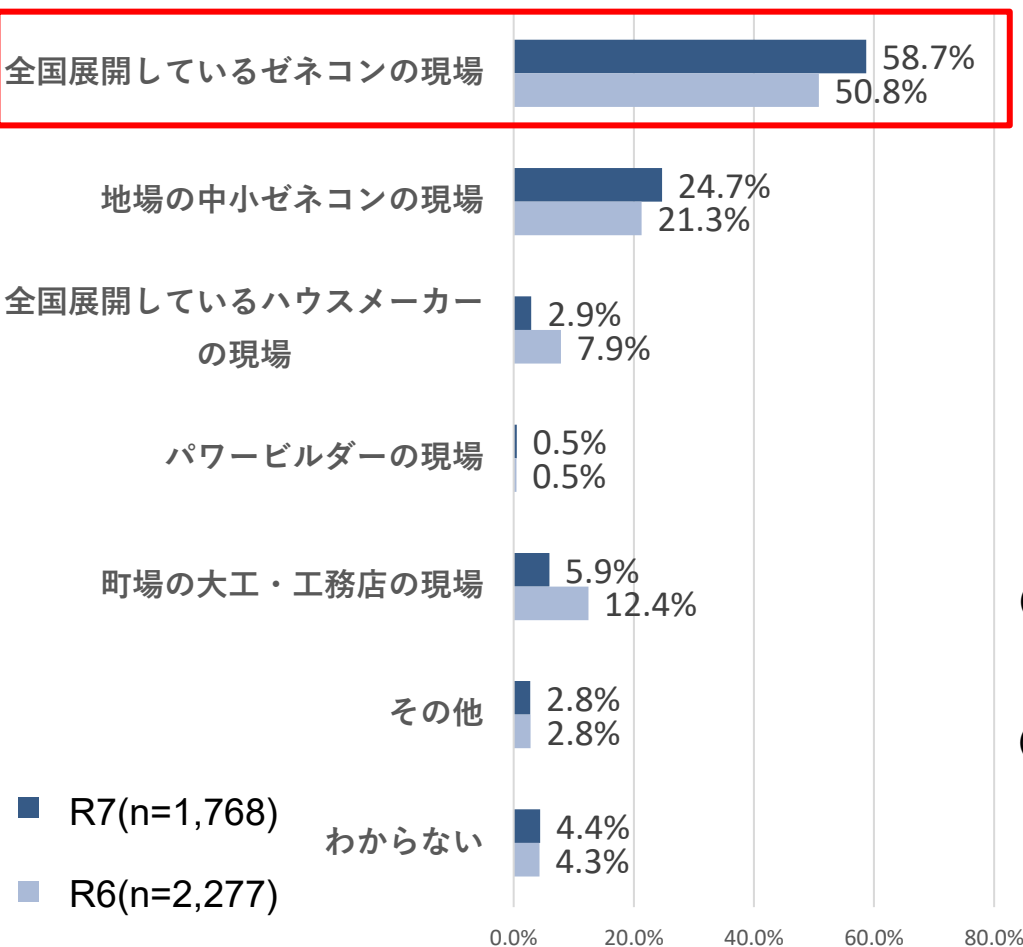
### CCUS技能者レベル



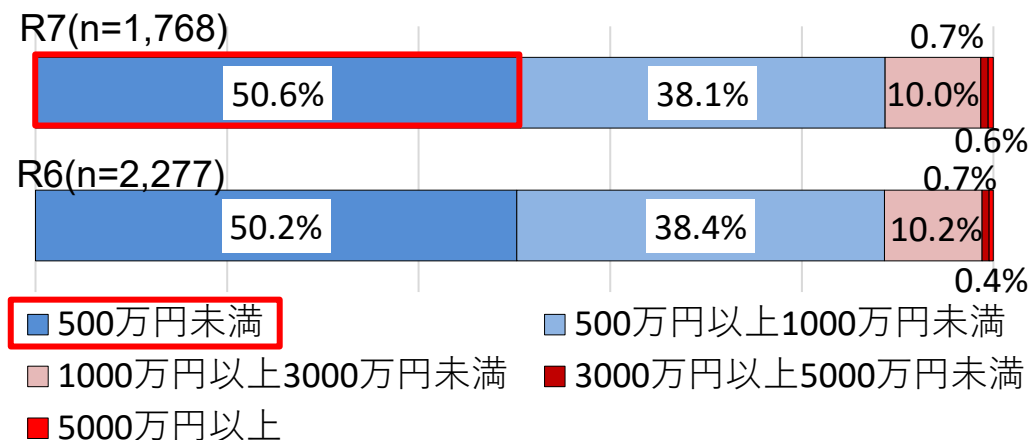
# 直近の現場、完工高、特定企業への専属比率について

- 直近働いた現場について、「全国展開しているゼネコンの現場」が58.7%と最多。
- 完工高について、「500万円未満」が50.6%と最多。
- 特定企業への専属比率について、「70%以上100%未満」が28.6%と最多。

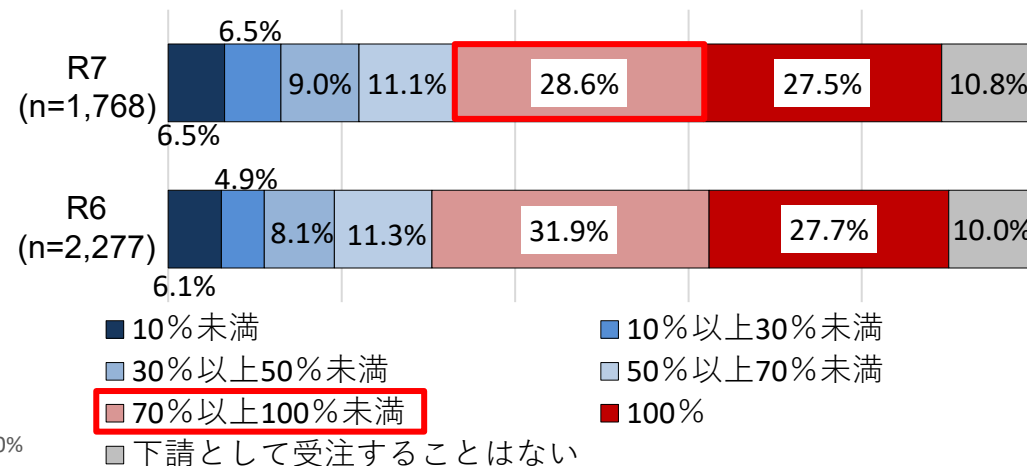
## 直近働いた現場



## 完工高



## 特定企業への専属比率



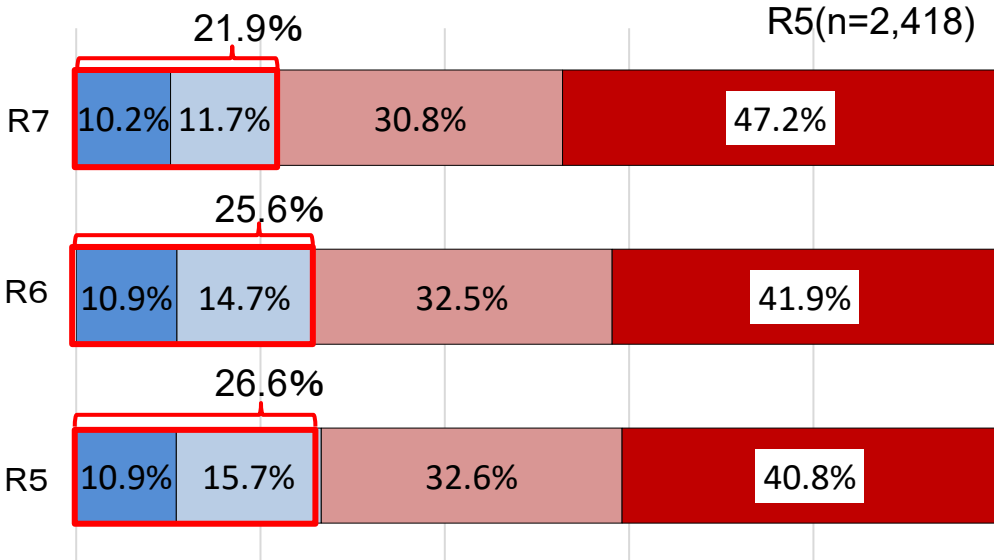
# ガイドライン認知状況・ガイドラインで位置づけた一人親方について

- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の認知状況については減少。
- ガイドラインにおいて位置づけた一人親方の姿（※）に当てはまるかについて、「どちらかと言えば当てはまらない」「当てはまらない」と回答した一人親方は合わせて11.2%であり、R6調査時（15.8%）より減少。

※「請け負った仕事を自らの技能と責任で完成できる個人事業主」とし、設問で経験10年以上、もしくは1級技能士の能力を有するものであること、と説明

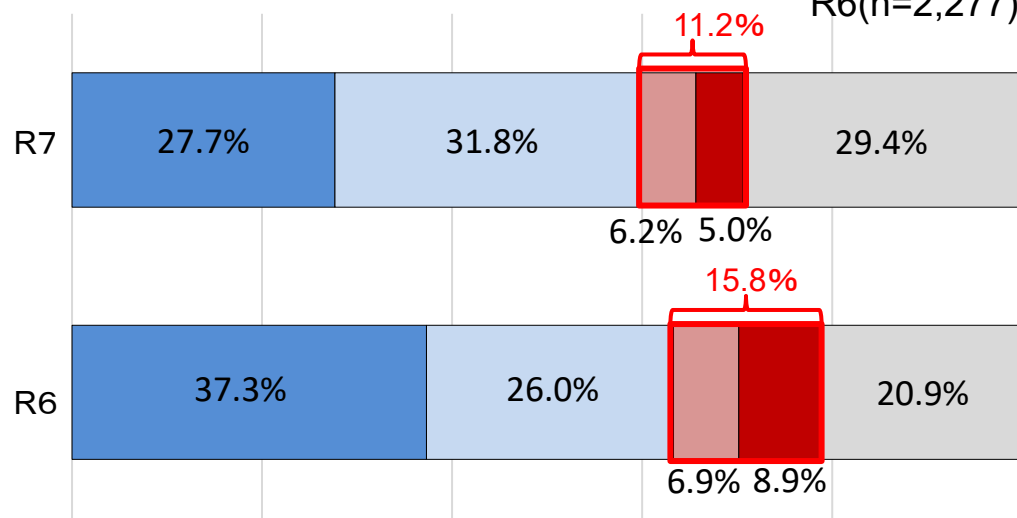
### ガイドラインの認知状況

R7(n=1,768)  
R6(n=2,277)  
R5(n=2,418)



### ガイドラインで位置づけた一人親方に当てはまるか

R7(n=1,768)  
R6(n=2,277)



■ 内容について概ね知っている

■ 内容について部分的に知っている

■ あることは知っているが、内容は知らない

■ あることを知らない

■ ほぼ当てはまる

■ どちらかと言えば当てはまる

■ どちらかと言えば当てはまらない

■ 当てはまらない

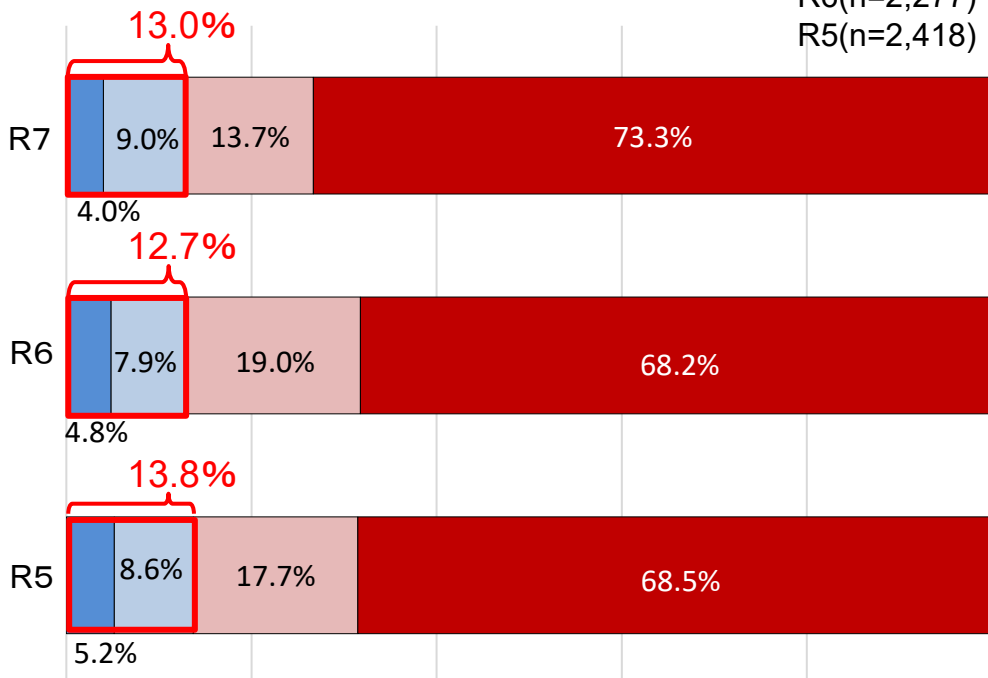
■ わからない

# 働き方自己診断チェックリストの活用状況等について

- 「働き方自己診断チェックリスト」の活用状況（13.0%）は微増。
- 活用の結果、社員の働き方に近いと考えた一人親方は37.9%、取引先に雇用契約の締結について打診している一人親方は10.9%。
- 「働き方自己診断チェックリスト」の認知経路は、元請企業からの情報提供が48.7%と最多。

## チェックリストの認知・活用状況

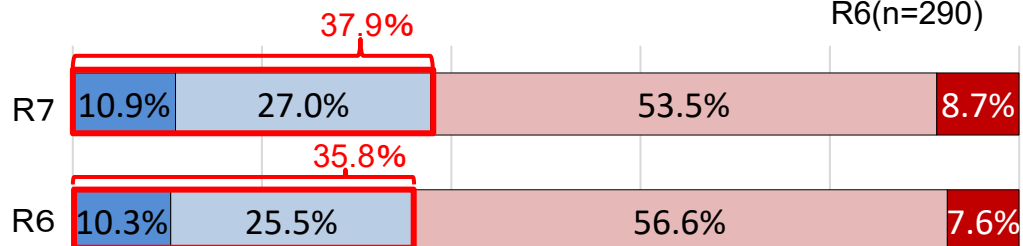
R7(n=1,768)  
R6(n=2,277)  
R5(n=2,418)



- ほとんどすべての工事で活用している
- 何度か活用したことがある
- 活用したことはないが、知っている
- 知らない

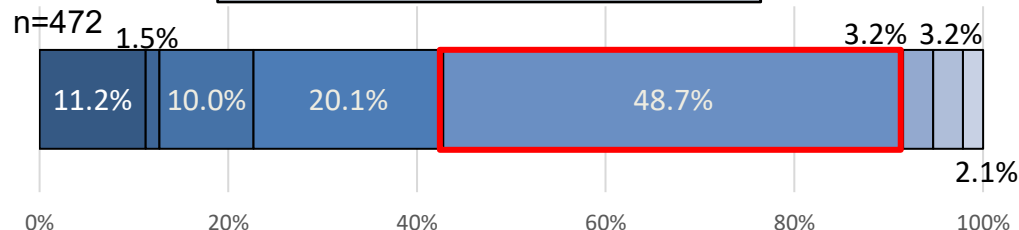
## 活用結果後の行動

R7(n=230)  
R6(n=290)



- 取引先に雇用契約の締結について打診したケースがある
- 社員の働き方に近いと考えたが、行動を起こしたことはない
- 全てのケースで一人親方の働き方に近いと考え、継続して一人親方として働くことにした
- その他

## チェックリストの認知経路



- 国交省ホームページ
- 建設業団体からの情報提供
- 元請企業からの情報提供
- 業界紙等
- 国交省開催の説明会等
- 発注者からの情報提供
- 下請企業からの情報提供
- その他

- 「働き方自己診断チェックリスト」の8項目の実態調査では、仕事の裁量が低い一人親方が一定数確認される。
- 「仕事の依頼を断る自由がある」と回答した一人親方は約7割の一方、「仕事の配分や進め方を自分で決められる」や「就業時間を自分で決められる」と回答した一人親方は半数にも満たない。

## 【チェックリスト8項目】

### 【POINT1 依頼に対する諾否】



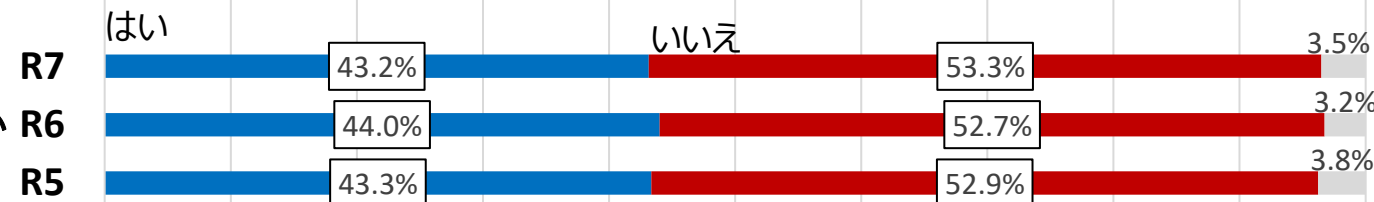
R7(n=1,768)  
R6(n=2,277)  
R5(n=2,418)

仕事の依頼を断る自由があるか



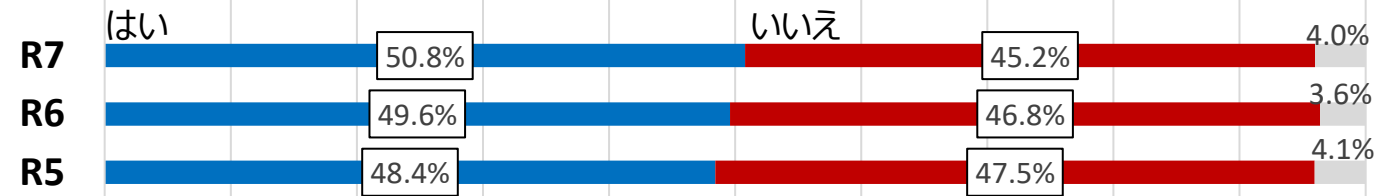
### 【POINT2 指揮系統】

仕事の配分や進め方を自分で決められるか



### 【POINT3 拘束性】

就業時間を自分で決められるか



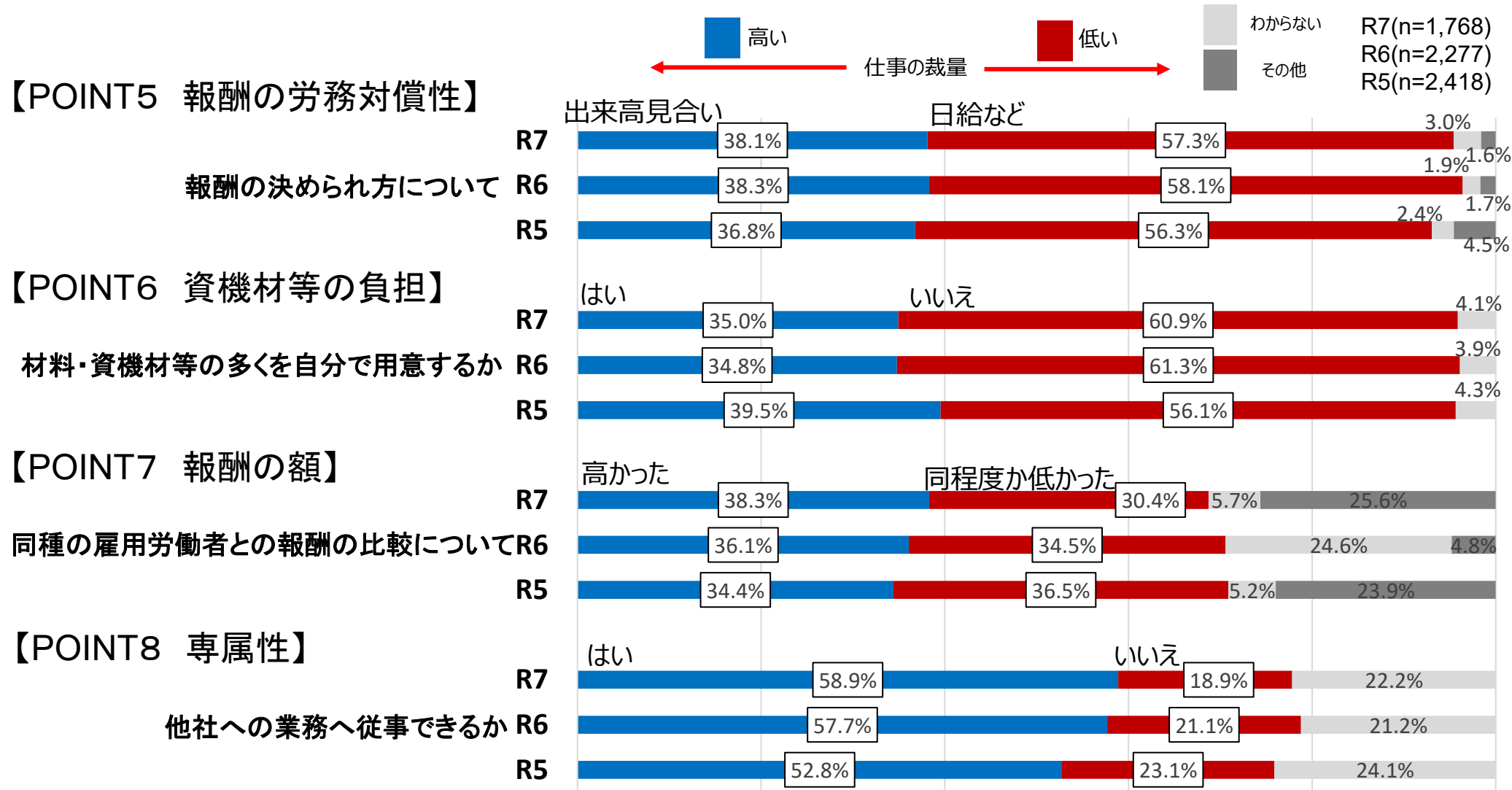
### 【POINT4 代替性】

代役を立てられるか



※「みんなで目指すクリーンな雇用・クリーンな請負の建設業界(働き方自己診断チェックリストはリンク先2ページ目)」

○POINT 8「他社への業務へ従事できる」と回答した一人親方は約 6 割だが、POINT 5～7については仕事の裁量の高い回答を選択した一人親方は 4 割に満たない。



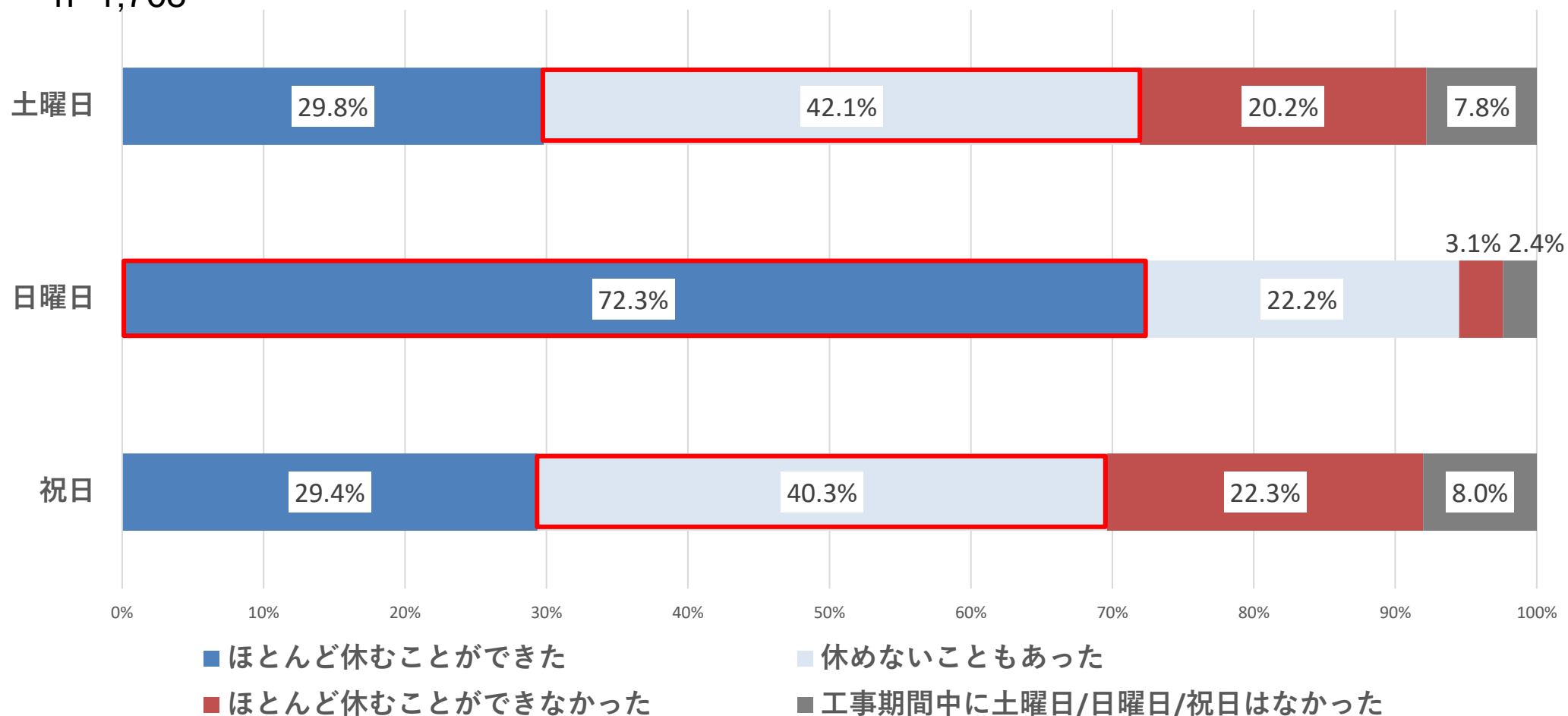
※「みんなで目指すクリーンな雇用・クリーンな請負の建設業界(働き方自己診断チェックリストはリンク先2ページ目)」

# 土曜日・日曜日・祝日の休暇取得状況

- 土曜日については、「休めないことがあった」が42.1%と最多。
- 日曜日については、「ほとんど休むことができた」が72.3%と最多。
- 祝日については、「休めないことがあった」が40.3%と最多。

n=1,768

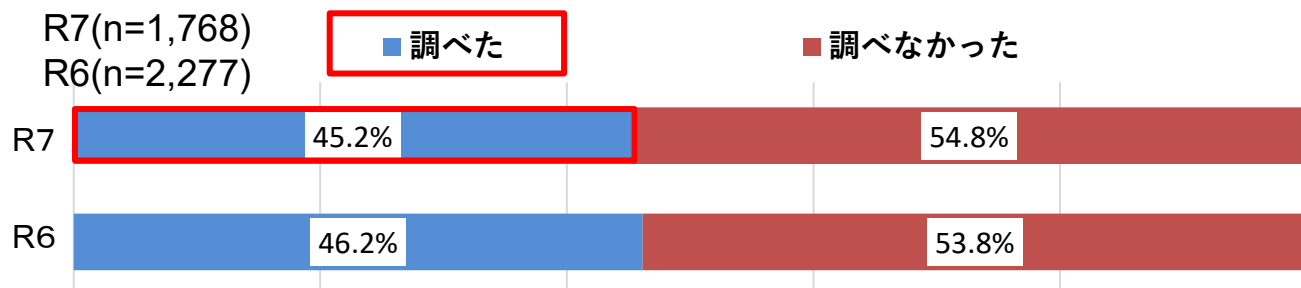
土曜日・日曜日・祝日の休暇取得状況



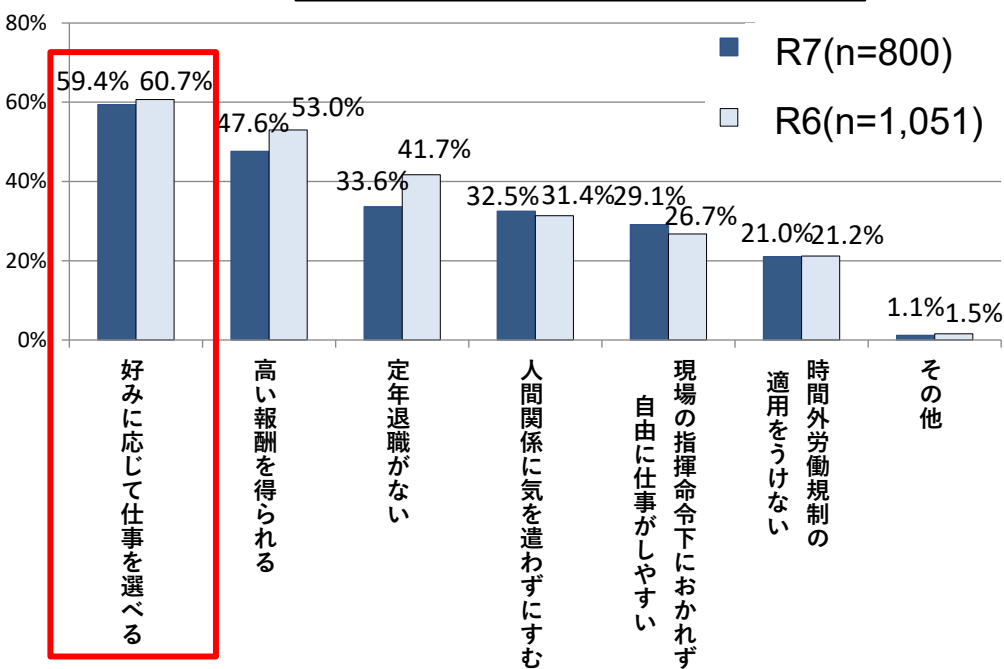
# 一人親方になるメリット・デメリットについて①

- 一人親方になる前に、一人親方になるメリット・デメリットを調べた人は45.2%。
- 想定していたメリットとして、「好みに応じて仕事を選べる」が59.4%と最多。続いて、「高い報酬を得られる」が47.6%。
- 想定していたデメリットとして、「収入が不安定」が69.8%と最多。「休みを取ると収入が減る」が51.5%、「確定申告等の事務手続きが煩雑」が48.9%と続く。

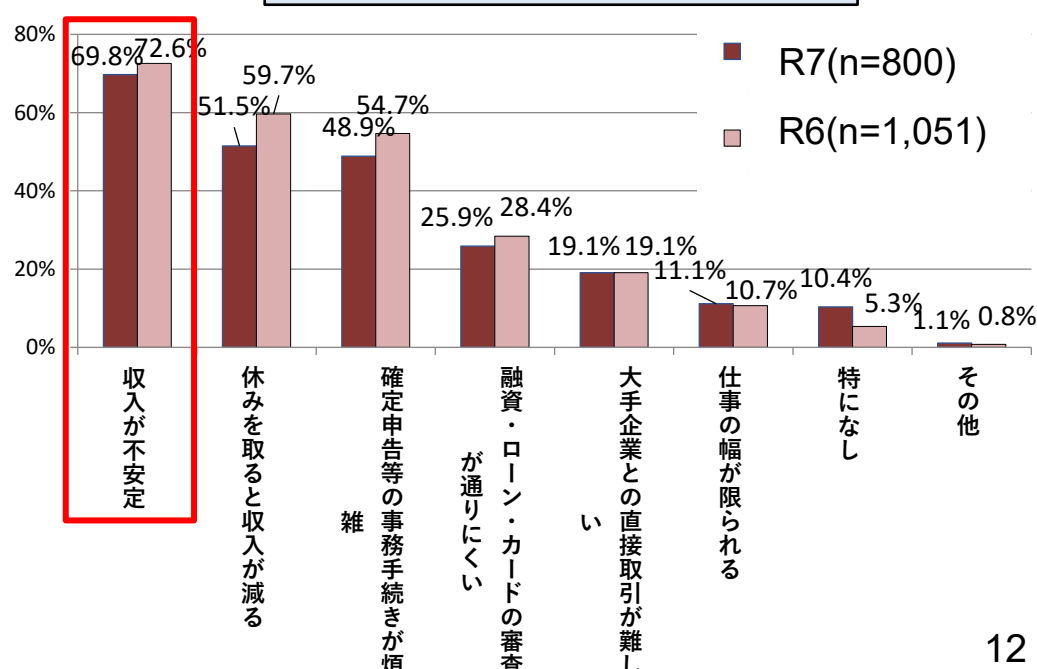
一人親方になる前に  
メリット・デメリットを調べたか



想定していたメリット (複数回答)



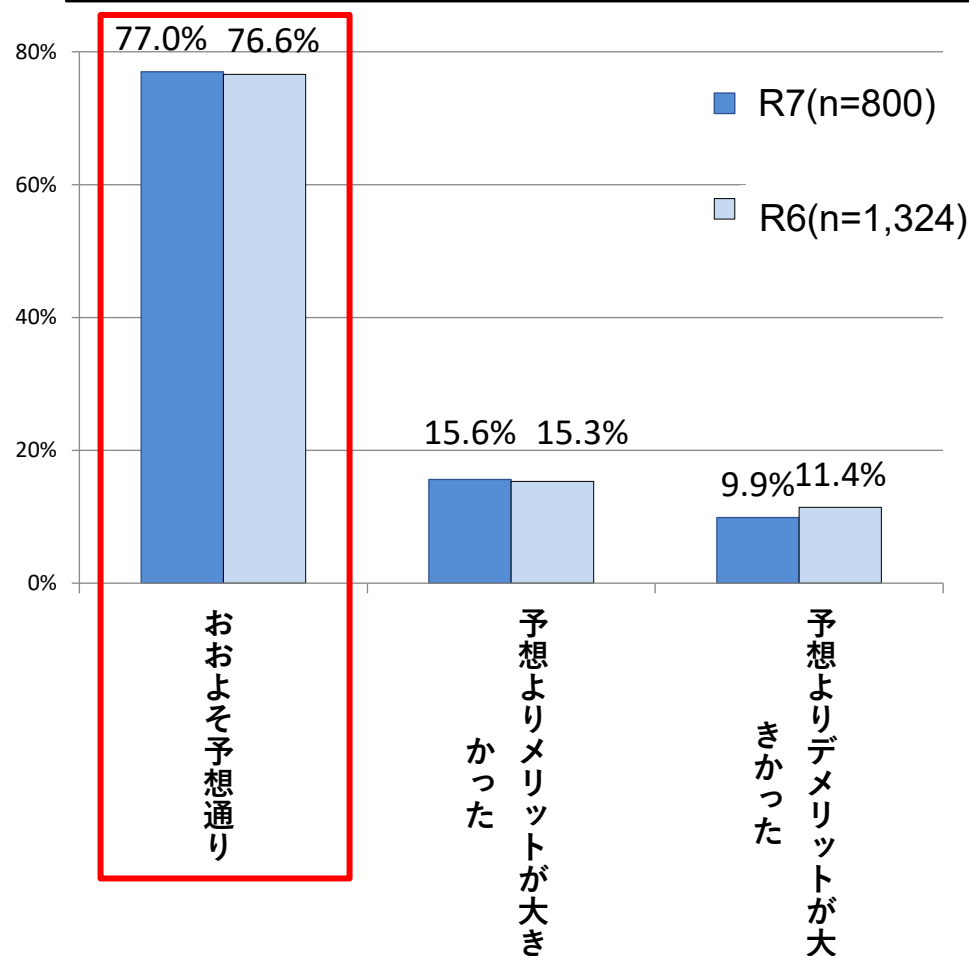
想定していたデメリット (複数回答)



# 一人親方になるメリット・デメリットについて②

- 一人親方になる前に**想定していたメリット・デメリットについて、「おおよそ予想通り」が77.0%。**
- 「想定よりメリットが大きかった」として自由記述を求めたところ、大きく3つ（**収入の増加、仕事の自由度の増加、時間的な自由度の増加**）に分類された。
- 「想定よりデメリットが大きかった」として自由記述を求めたところ、大きく2つ（**収入の減少、税金・経費の負担増加**）に分類された。

想定していたメリット・デメリットとの違い（複数回答）



想定よりメリットが大きかった

- 収入の増加
  - ・こなす仕事が多いと収入が増える
- 仕事の自由度の増加
  - ・金額などの細かい条件を自分で直接交渉できる
- 時間的な自由度の増加
  - ・仕事と休みの予定を自由に決められる
- その他
  - ・定年退職がない
  - ・人間関係を気にしなくてよい

想定よりデメリットが大きかった

- 収入の減少
  - ・高い報酬ではなかった
  - ・怪我をしたときに収入が大幅に減る
- 税金・経費の負担増加
  - ・納める税金の種類と金額が多い
  - ・想定しているよりも経費が多くかかった
- その他
  - ・仕事量が季節によって変動する
  - ・仕事が企業の都合に左右される

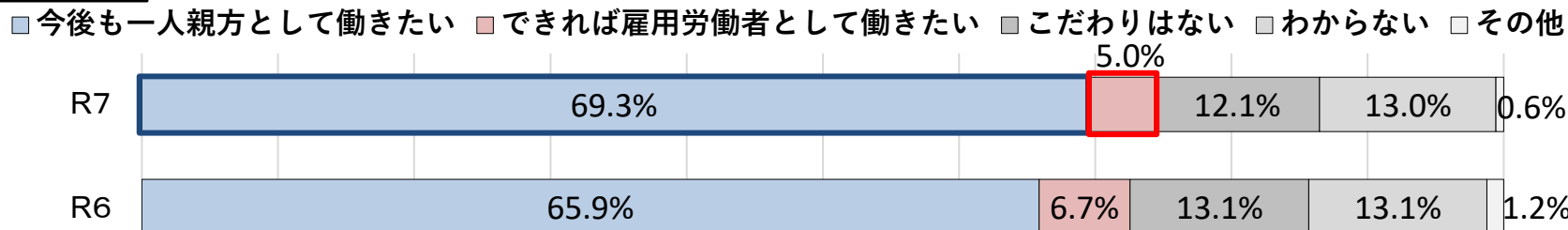
# 希望する就業形態とその理由について

- 希望する就業形態について、「今後も一人親方として働きたい」一人親方は69.3%。一人親方として働く理由として、「好みの仕事を選べる」が64.1%と最多。
- 一方で、「できれば雇用労働者として働きたい」一人親方は5.0%。雇用労働者として働きたい理由として、「安定した収入が得られるため」が70.8%、「福利厚生を受けられるため」が64.0%と多い。
- 一人親方として働く理由から、「取引先から一人親方で働くように言われている」一人親方の存在も確認された。

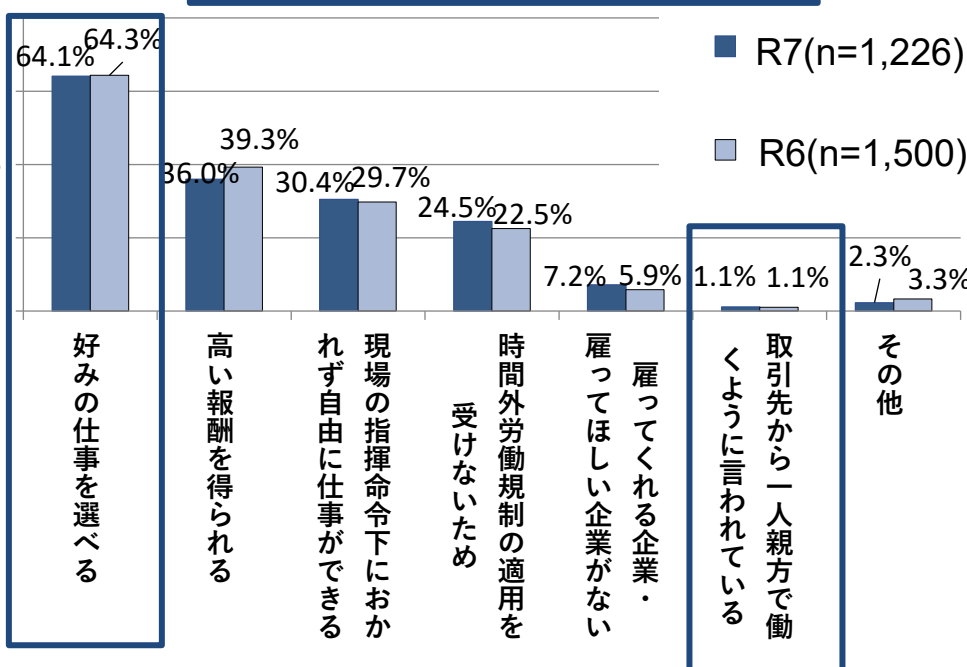
## 希望する就業形態

R7(n=1,768)

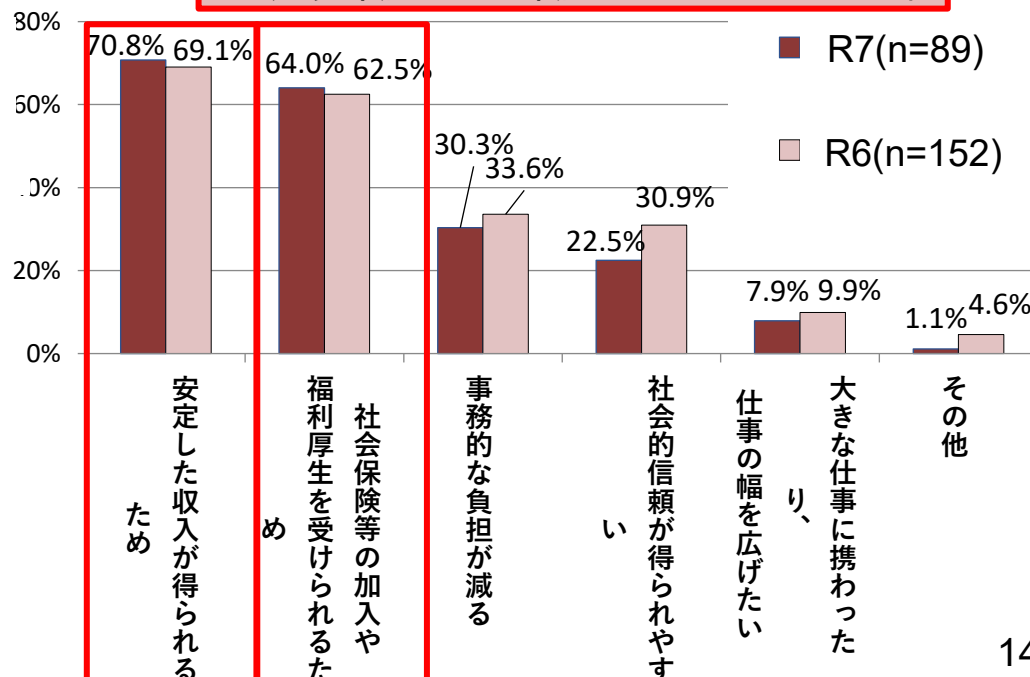
R6(n=2,277)



## 一人親方として働く理由 (複数回答)

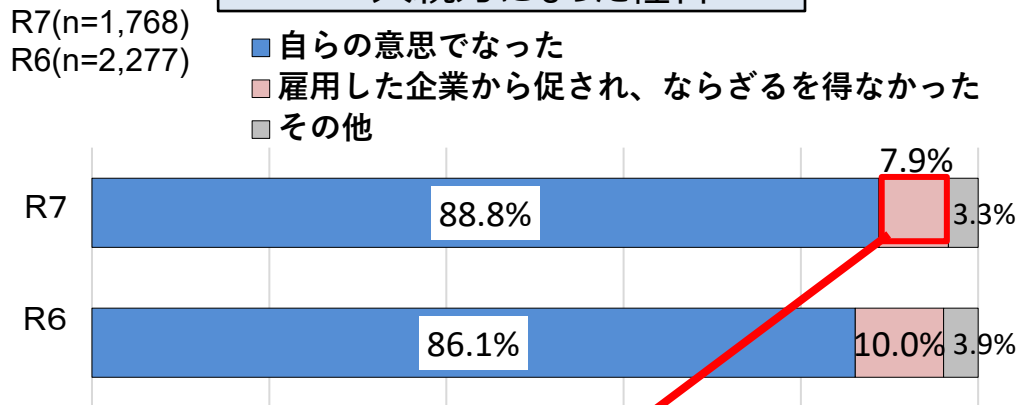


## 雇用労働者として働きたい理由 (複数回答)

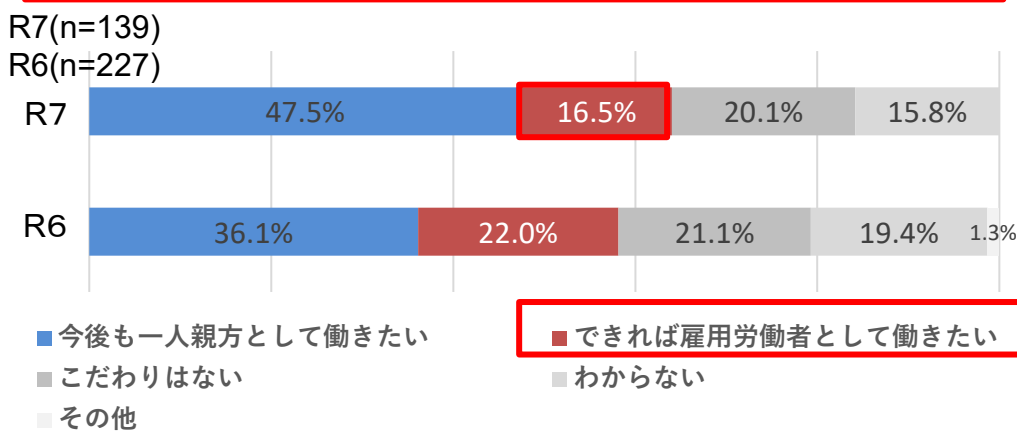


- 一人親方になった経緯として、「自らの意思でなった」一人親方は88.8%。一方で「雇用した企業から促され、（一人親方に）ならざるを得なかった」一人親方も7.9%確認された。
- 「雇用した企業から促され、（一人親方に）ならざるを得なかった」一人親方のうち、「できれば雇用労働者として働きたい」と回答した一人親方は16.5%。
- 企業から1回でも雇用契約を打診されたことがある一人親方は32.6%。

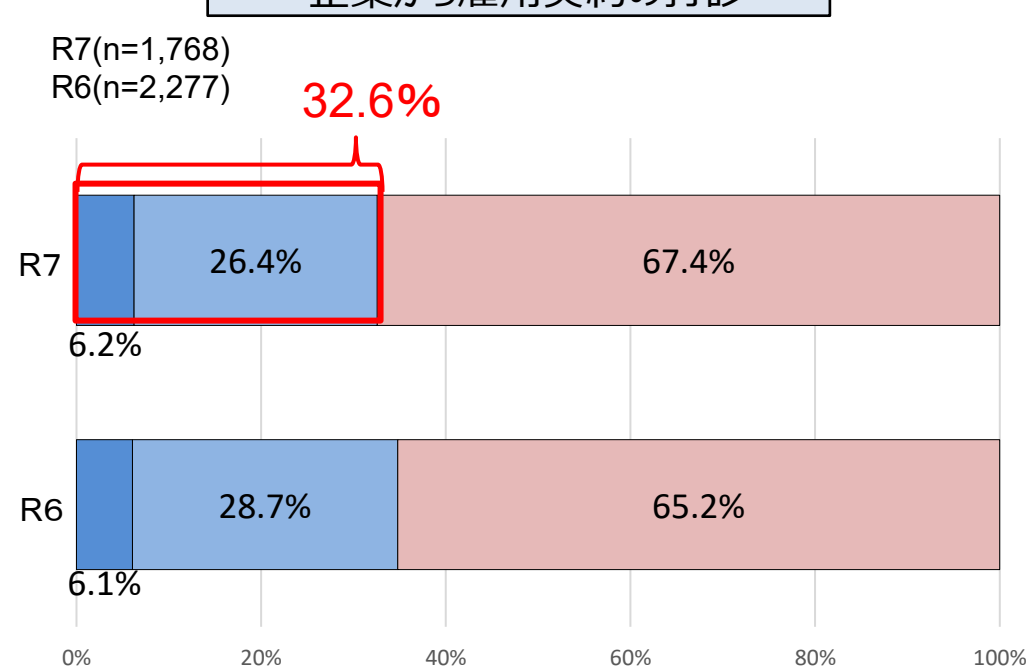
一人親方になった経緯



「雇用した企業から促され、（一人親方に）ならざるを得なかった」一人親方の希望する就業形態



企業から雇用契約の打診



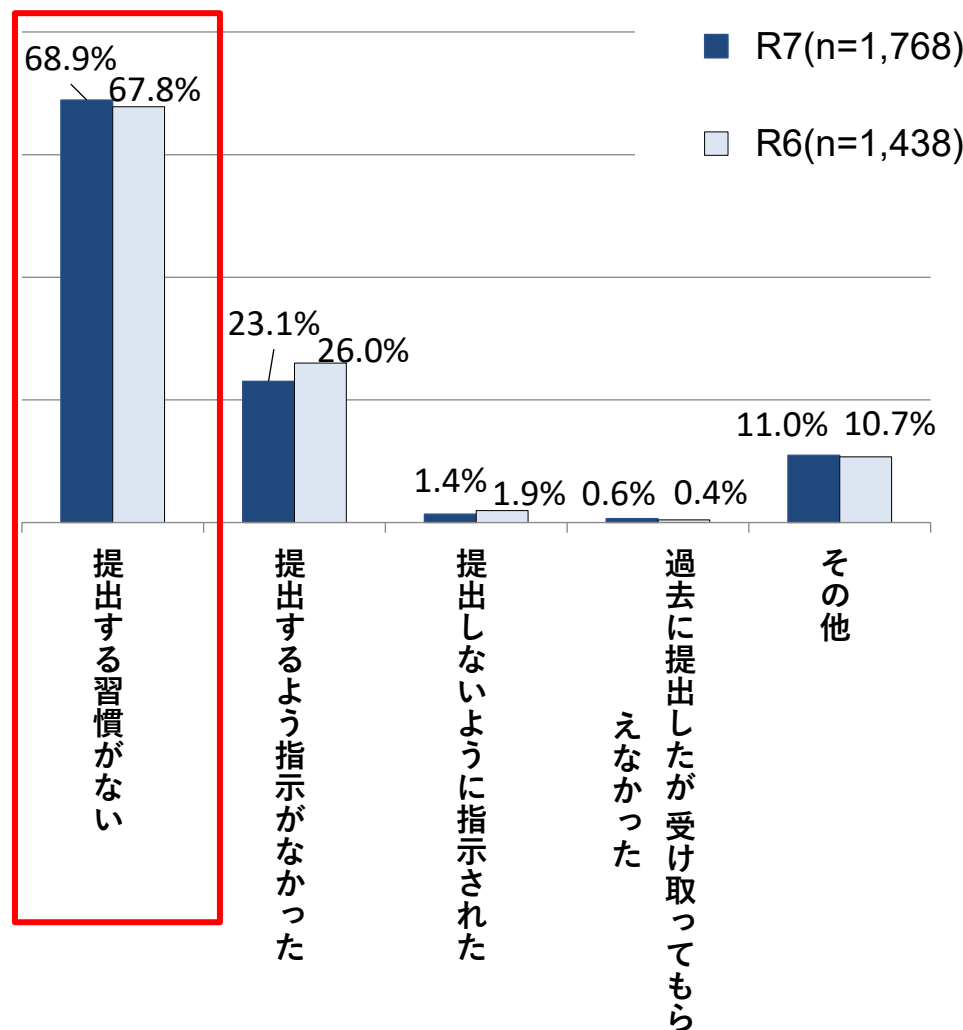
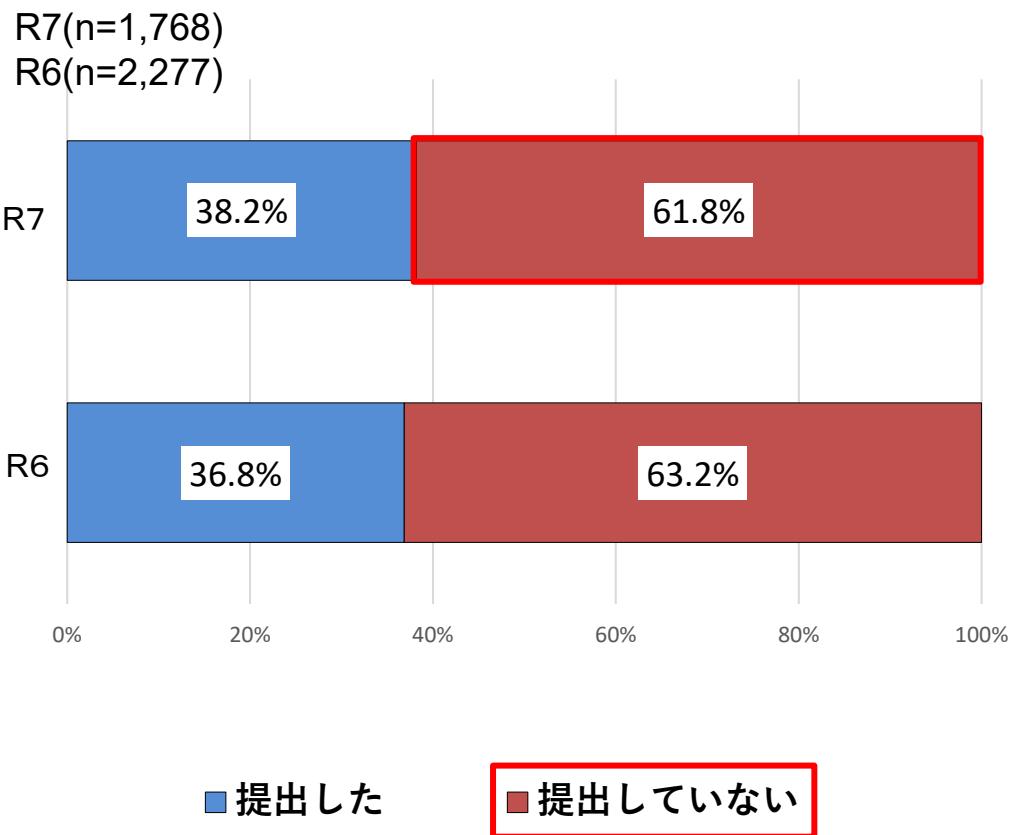
■ 3回以上誘いを受けたことがある  
■ 1.2回誘いを受けたことがある  
■ 誘いを受けたことはない

# 見積書の提出状況について

- 工事を請け負う前に、見積書を提出していない一人親方は61.8%とR6調査(63.2%)より減少。
- 見積書を提出しない理由として、「提出する習慣がない」が68.9%と最多。

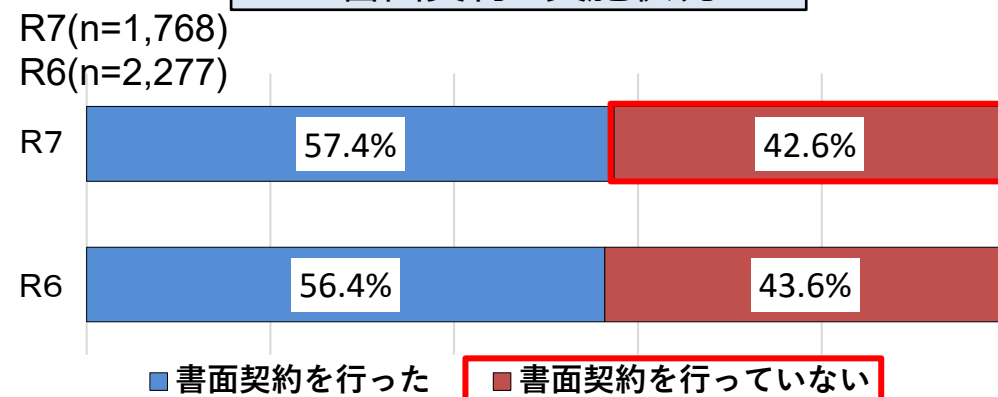
## 見積書の提出状況

## 見積書を提出しない理由 (複数回答)

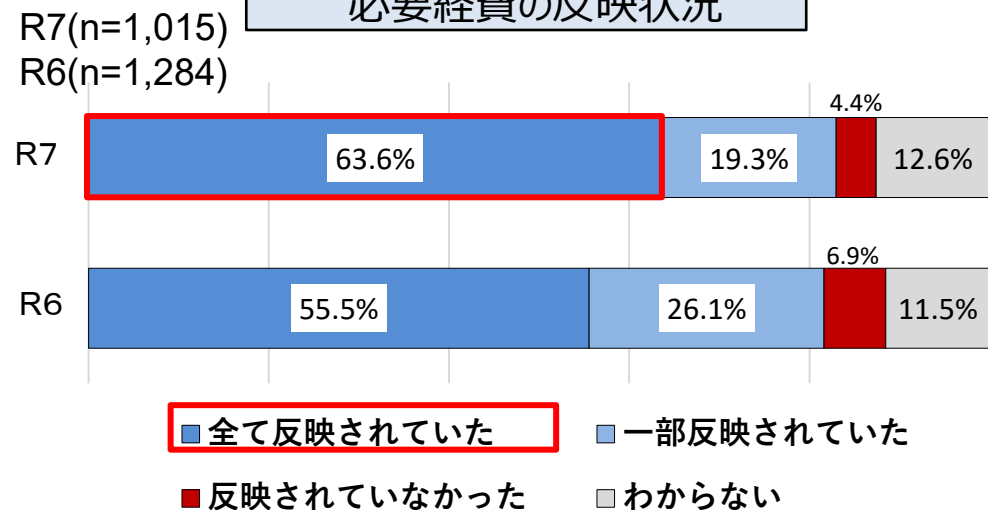


- 工事を請け負う際に、書面契約を行っていない一人親方が42.6%であり、R6調査(43.6%)より減少。
- 書面契約を行った請負代金に必要経費が「全て反映されていた」は63.6%とR6調査(55.5%)より増加。
- 書面契約を行わない理由として、「書面契約を行う習慣がない」が90.6%と最多。

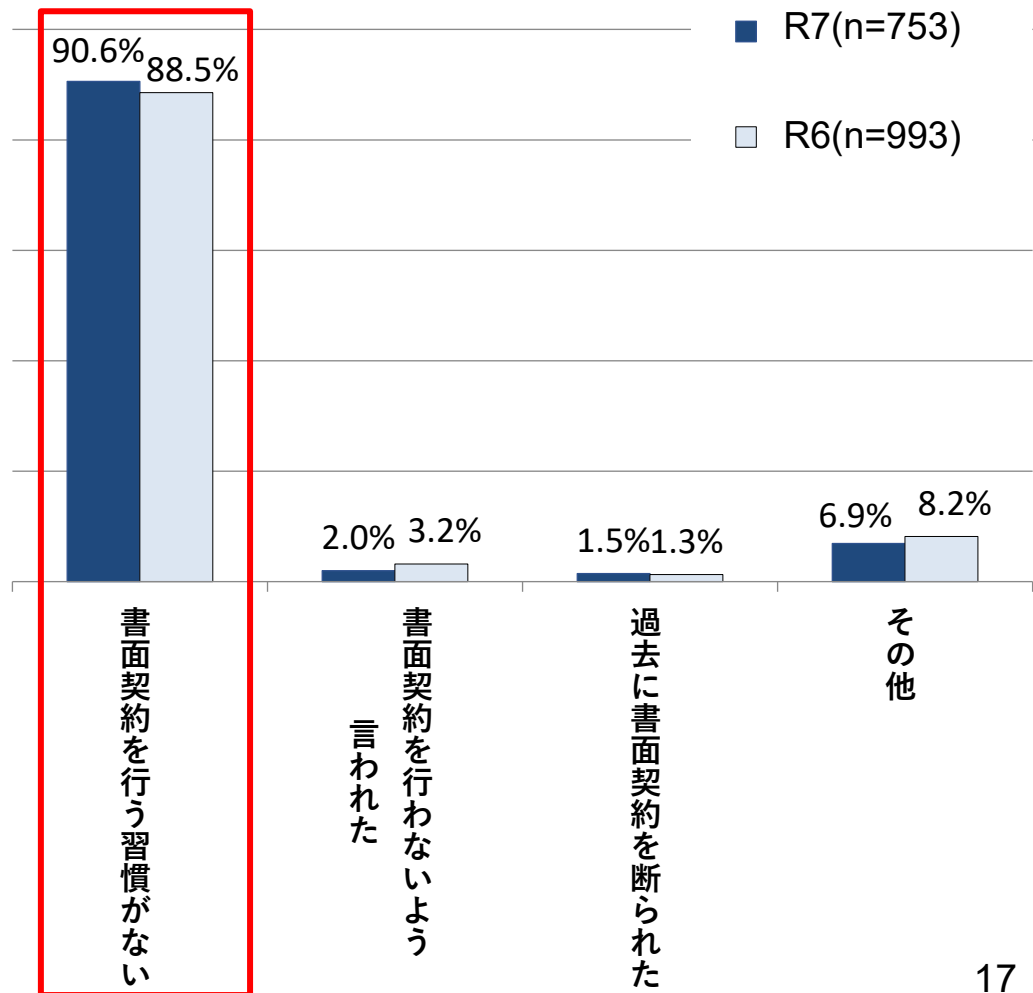
### 書面契約の実施状況



### 必要経費の反映状況



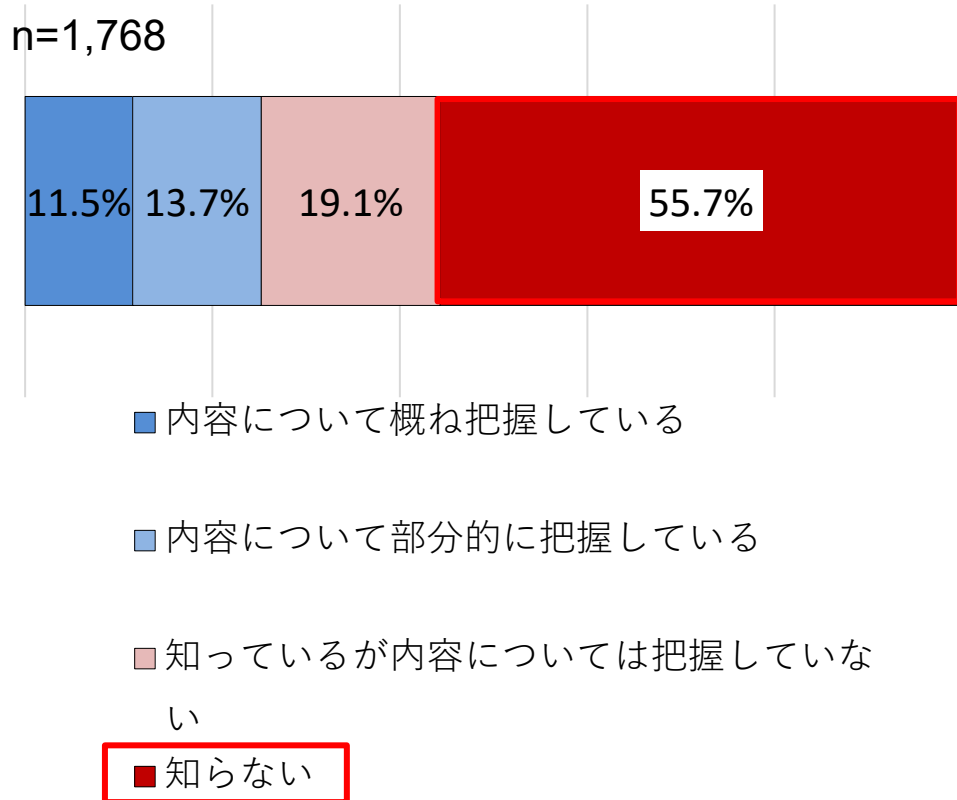
### 書面契約を行わない理由 (複数回答)



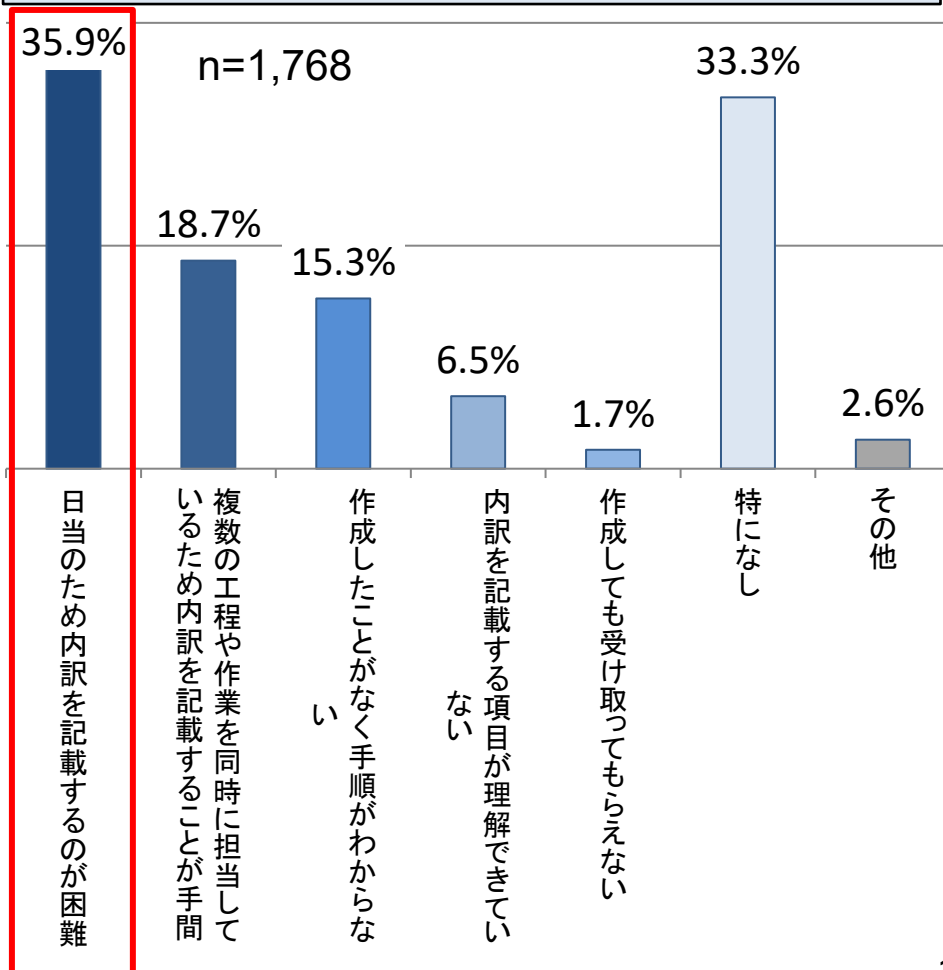
# 「材料費等記載見積書」の認知状況・作成に関して

- 改正建設業法で、建設業者へ材料費、労務費、法定福利費、安全衛生経費、建退共掛金（以下、「材料費等」という）を記載した材料費等記載見積書の作成が努力義務となった。この努力義務に関する認知状況について、**一人親方の55.7%が「知らない」と回答**。
- 材料費等記載見積書の作成で困難な点として、「**日当のため内訳を記載するのが困難**」が**35.9%**と最多。

「材料費等記載見積書」の作成の努力義務に関する認知状況



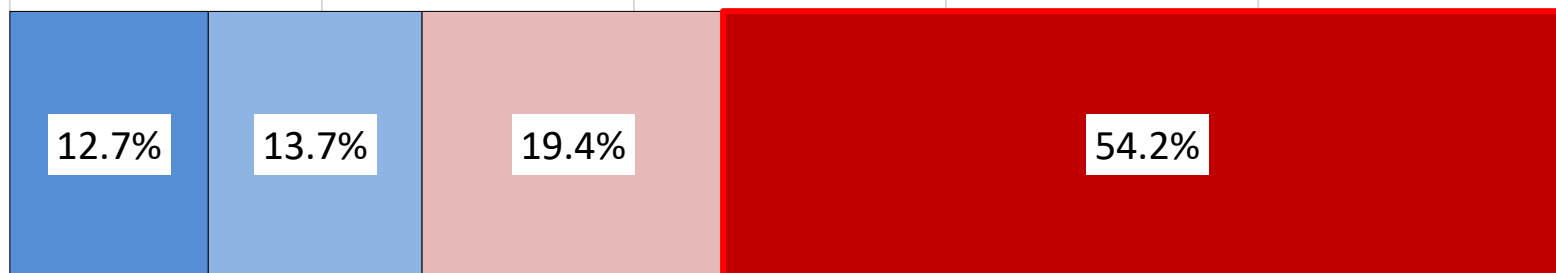
材料費等記載見積書の作成で困難な点について（複数回答）



- 令和6年11月より施行された「特定受託者に係る取引の適正取引化等に関する法律」（令和5年法律第25号）において、契約条件の明示が義務化されていることに関する認知状況を調査。
- この義務に関する認知状況について、一人親方の**54.2%**が「知らない」と回答。

「フリーランス法」の契約条件明示の義務化に関する認知状況

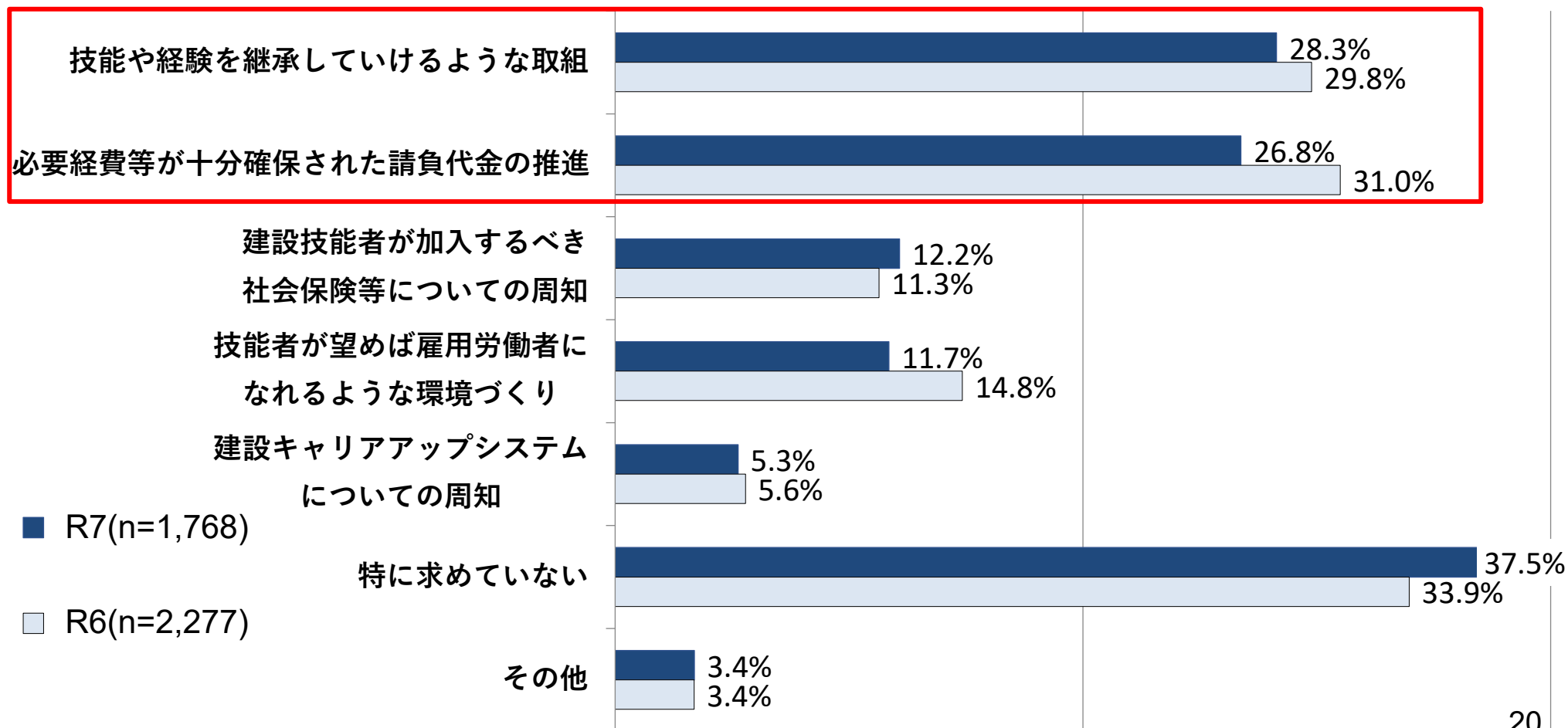
n=1,768



- 内容について概ね把握している
- 内容について部分的に把握している
- 知っているが内容については把握していない
- 知らない

○ 「一人親方が国土交通省に求める取組」として、「技能や経験を継承していけるような取組」が28.3%、「必要経費等が十分確保された請負代金の推進」が26.8%、と続く。

国土交通省に求める取組 (複数回答)



### 調査の実施概要について

実施期間：令和8年2月25日（水）～令和8年3月17日（火）

調査依頼先：都道府県、指定都市、特別区及び国交省が指定する市（全421団体）

※市については、令和2年度国勢調査において、人口10万人以上の市及びその他の市で、各ブロック（北海道、東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州・沖縄）ごとの人口上位10団体。

調査対象：各団体が発注する建設工事における、建退共制度の履行確認状況等

調査方法：Microsoft Formsアンケート機能（利用が困難な団体はExcel形式の調査票を提出）

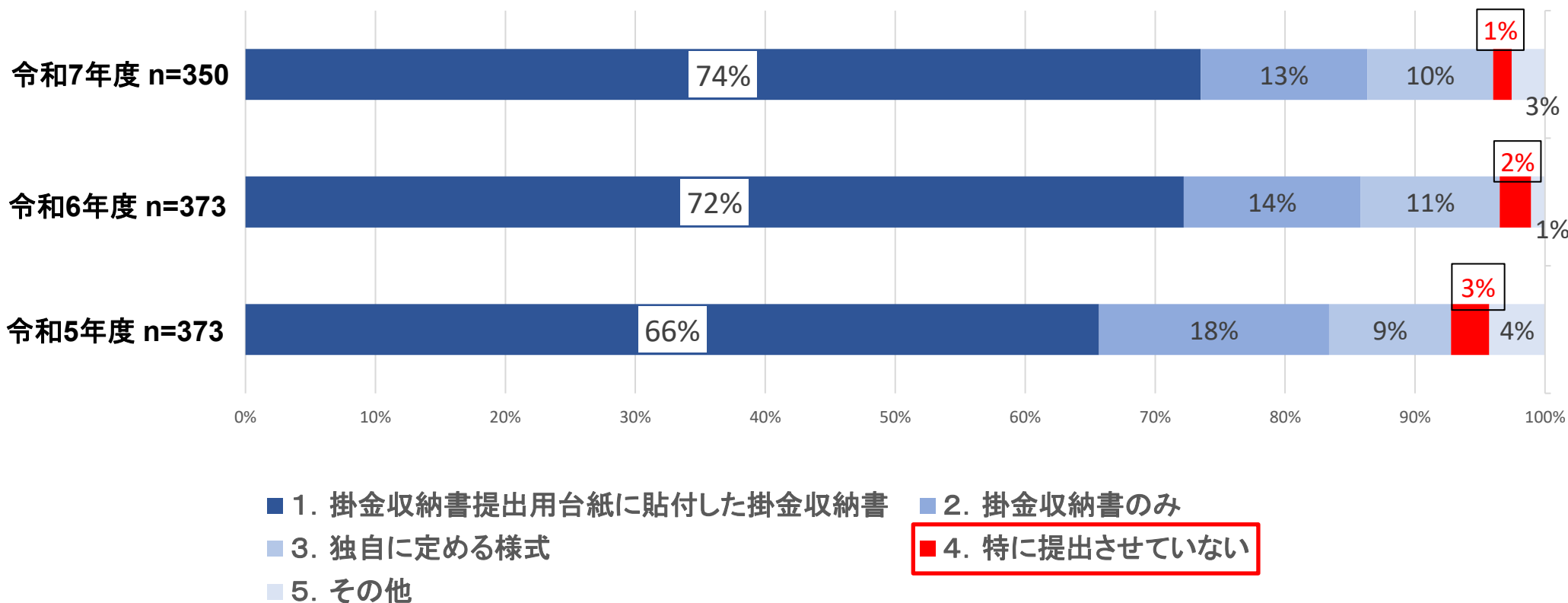
### 回答数等について

	対象数	回答数
都道府県	47	<b>43</b>
指定都市	20	<b>19</b>
特別区・市	354	<b>288</b>
合計	421	<b>350</b>

「建設業退職金共済制度の適正履行の確保について」において、工事契約を締結した場合においては、掛金収納書提出用台紙に貼付した掛金収納書を、当該工事を受注した元請事業主から提出させ、記載内容の確認を行うよう求めている。

- 受注者に対して、**掛金収納書提出用台紙に貼付した掛金収納書を提出させている機関は74%と増加傾向。**  
証紙購入状況の確認のために**特に書類を提出させていない機関は1%であり、改善。**

【問】工事契約を締結した場合において、建退共の**証紙購入状況の確認用として、受注者に提出させている書類**を選んでください（回答は一つ）。

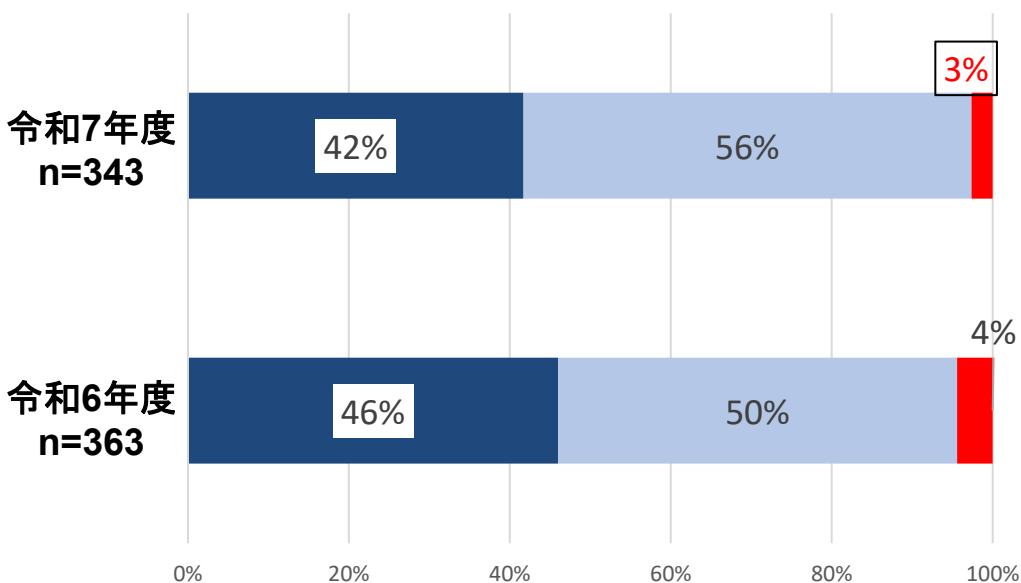


「建設業退職金共済制度の適正履行の確保について」において、工事契約を締結した場合においては、掛金収納書提出用台紙に貼付した掛金収納書を、当該工事を受注した元請事業主から提出させ、記載内容の確認を行うよう求めている。

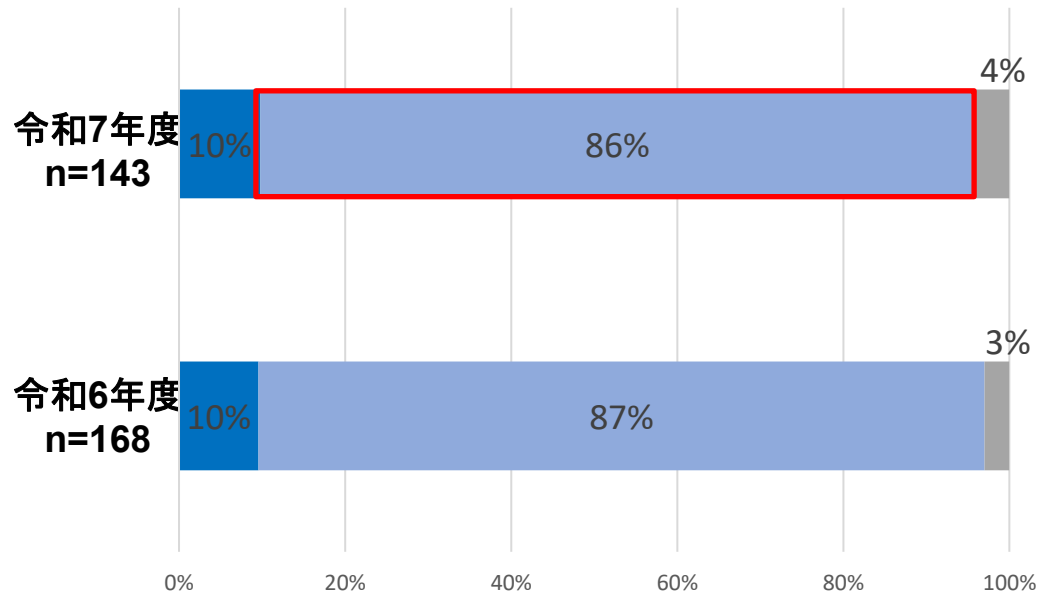
- 受注者に対して、**証紙の購入数を指導していない機関は3%**。前回（R6年度）調査時より減少。
- 必要な建退共証紙の購入数の基準について、建退共HP（「手続きのご案内『2.共済証紙・退職金ポイントを購入するときは』」）記載の「掛金納付の考え方について」（※）の考え方を活用している機関が最も多く86%。  
※労働者延べ就労予定者数の7割が建退共の被共済者であると仮定して算出したもの

【問】工事契約時等の証紙購入状況の確認の結果を踏まえて、**必要な建退共証紙の購入数を受注者へ指導していますか**（回答は一つ）。

【問】必要な建退共証紙の購入数を**受注者へ指導する場合の基準**について、当てはまるものを選んでください（回答は一つ）。



- 1. 指導している
- 2. 必要な枚数を購入していたため、指導していない
- 3. 必要な枚数を購入していないが、指導していない



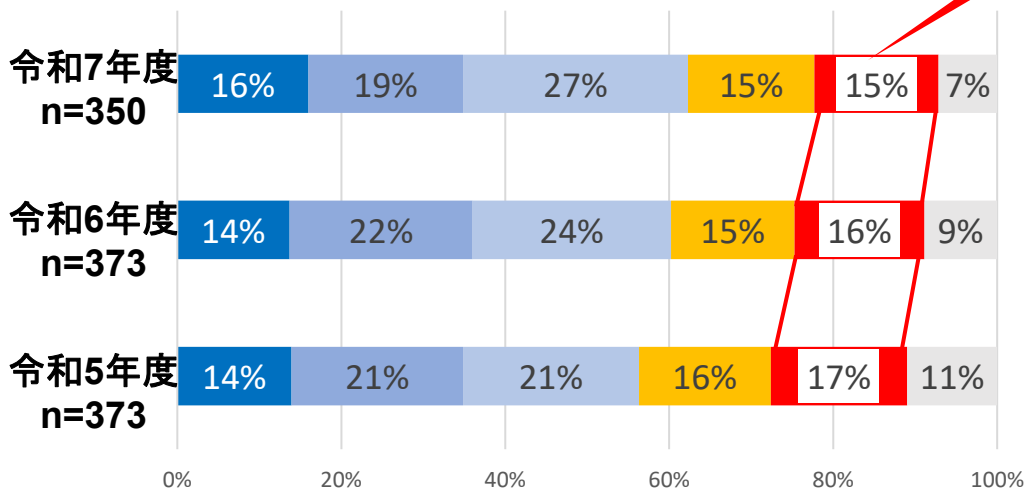
- 1. 総工事費に対し発注者独自の購入率で算定
- 2. 建退共HP記載の「掛金納付の考え方について」をもとに算定
- 3. その他

「建設業退職金共済制度の適正履行の確保について」において、発注者は、工事完成時において、元請事業主に対し、掛金充当実績総括表の提示を求め、当該総括表の記載内容を踏まえて、建退共制度に係る事務の履行状況の確認を行うこととしており、確認に際しては、必要に応じて工事別共済証紙受払簿等の附属書類の提示を求めるとしている。

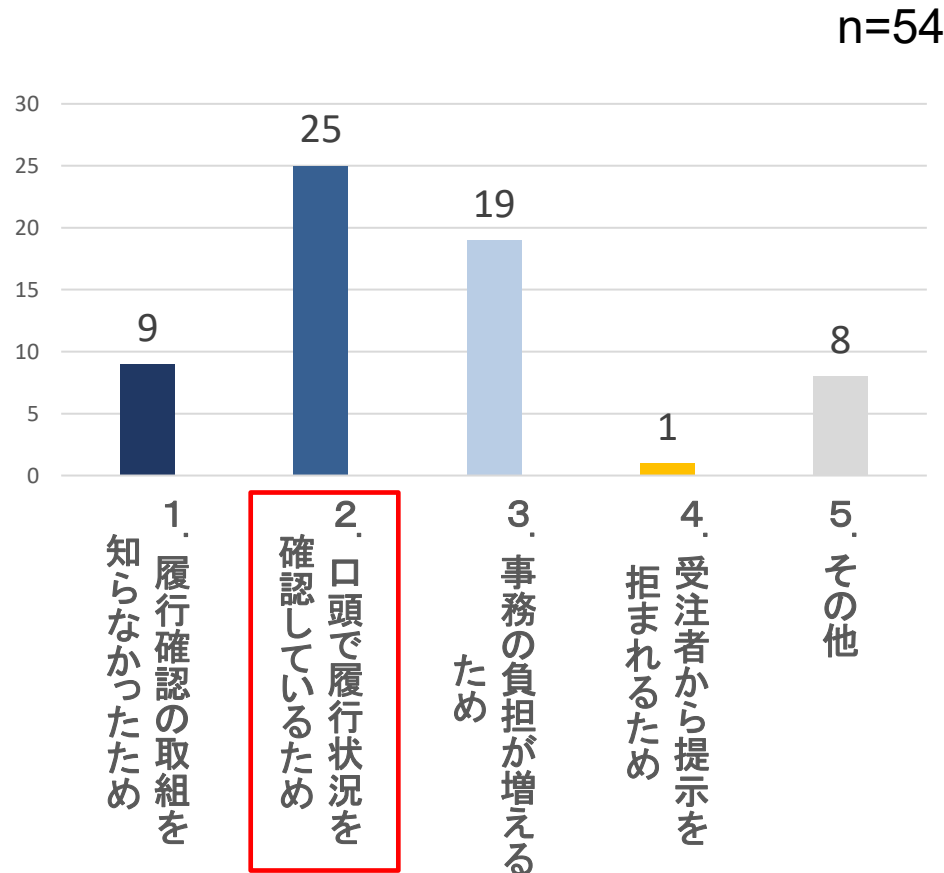
- 受注者に対して、**工事完成時に履行確認用書類の提示を求めている機関は15%であり、R5年度調査時以降、減少傾向にある。**
- 提示を求めている自治体の理由としては、**「口頭で履行状況を確認しているため」が最も多く、次いで「事務の負担が増えるため」と続く。**

【問】工事完成時において、建退共事務の**履行確認用として受注者に提示を求めている書類**について当てはまるものを選んでください（回答は一つ）。

【問】工事完成時における建退共事務の履行確認の書類を、**受注者に提示させていない理由**について、当てはまるものを選んでください（複数回答可）。

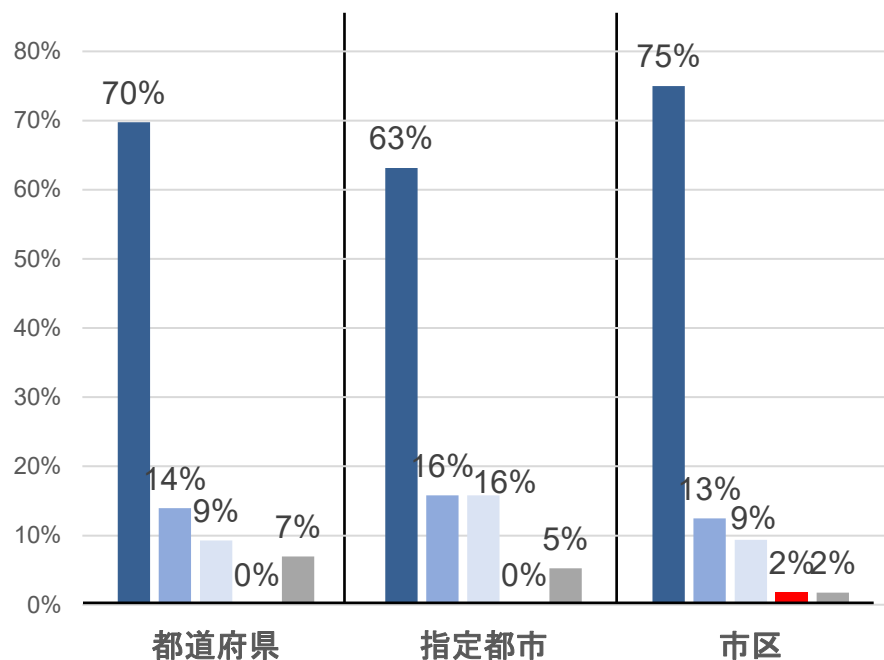


- 1. 掛金充当実績総括表のみ
- 2. 工事別共済証紙受払簿のみ
- 3. 掛金充当実績総括表と工事別共済証紙受払簿
- 4. 独自に定める様式
- 5. **特に提示させていない**
- 6. その他



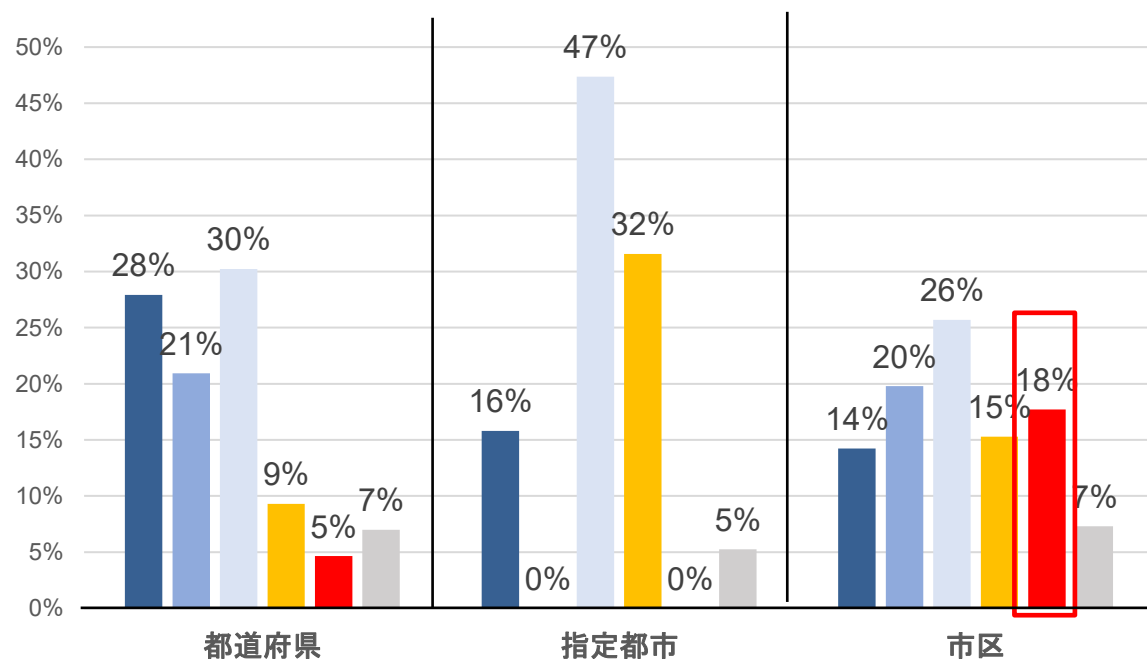
○ 発注者の種別を、都道府県・指定都市・市区に分けて集計したところ、**工事完成時の確認**について、**昨年度に引き続き、市区において、「特に提示させていない」と回答した割合が多かった。**

【問】工事契約を締結した場合において、建退共の**証紙購入状況の確認用として、受注者に提出させている書類**を選んでください（回答は一つ）。



- 1. 掛金収納書提出用台紙に貼付した掛金収納書
- 2. 掛金収納書のみ
- 3. 独自に定める様式
- 4. 特に提出させていない
- 5. その他

【問】工事完成時において、建退共事務の**履行確認用として受注者に提示を求めている書類**について当てはまるものを選んでください（回答は一つ）。

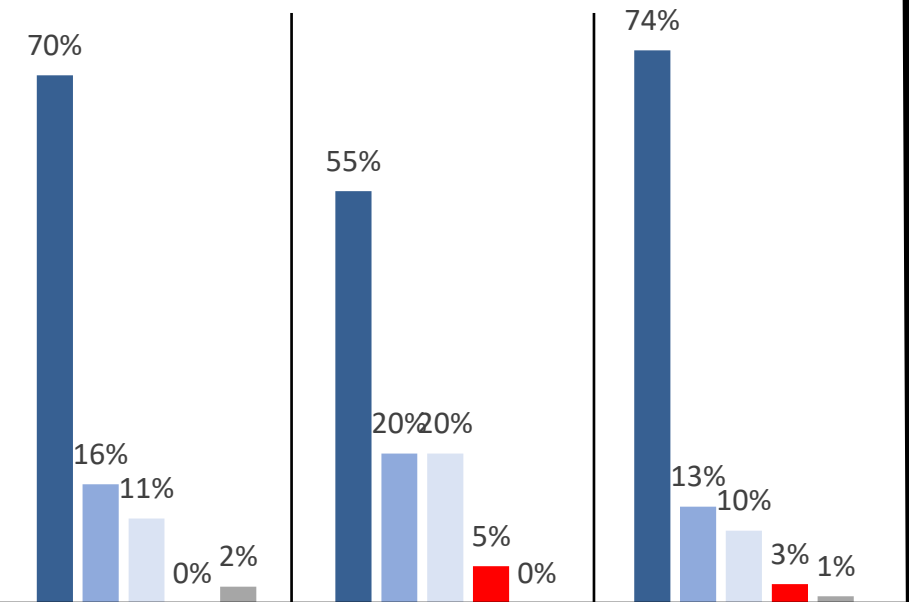


- 1. 掛金充当実績総括表と工事別共済証紙受払簿
- 2. 掛金充当実績総括表のみ
- 3. 工事別共済証紙受払簿のみ
- 4. 独自に定める様式
- 5. 特に提示させていない
- 6. その他

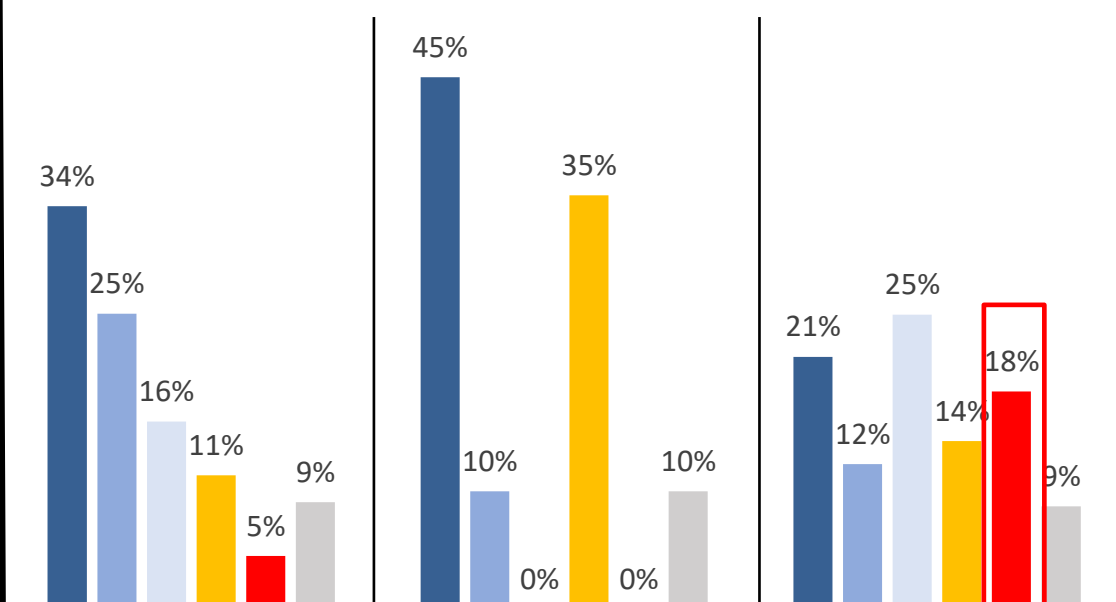
○ 発注者の種別を、都道府県・指定都市・市区に分けて集計したところ、**工事完成時の確認**について、**令和5年度に引き続き、市区において、「特に提示させていない」と回答した割合が多かった。**

【問】工事契約を締結した場合において、建退共の**証紙購入状況の確認用として、受注者に提出させている書類**を選んでください（回答は一つ）。

【問】工事完成時において、建退共事務の**履行確認用として受注者に提示を求めている書類**について当てはまるものを選んでください（回答は一つ）。



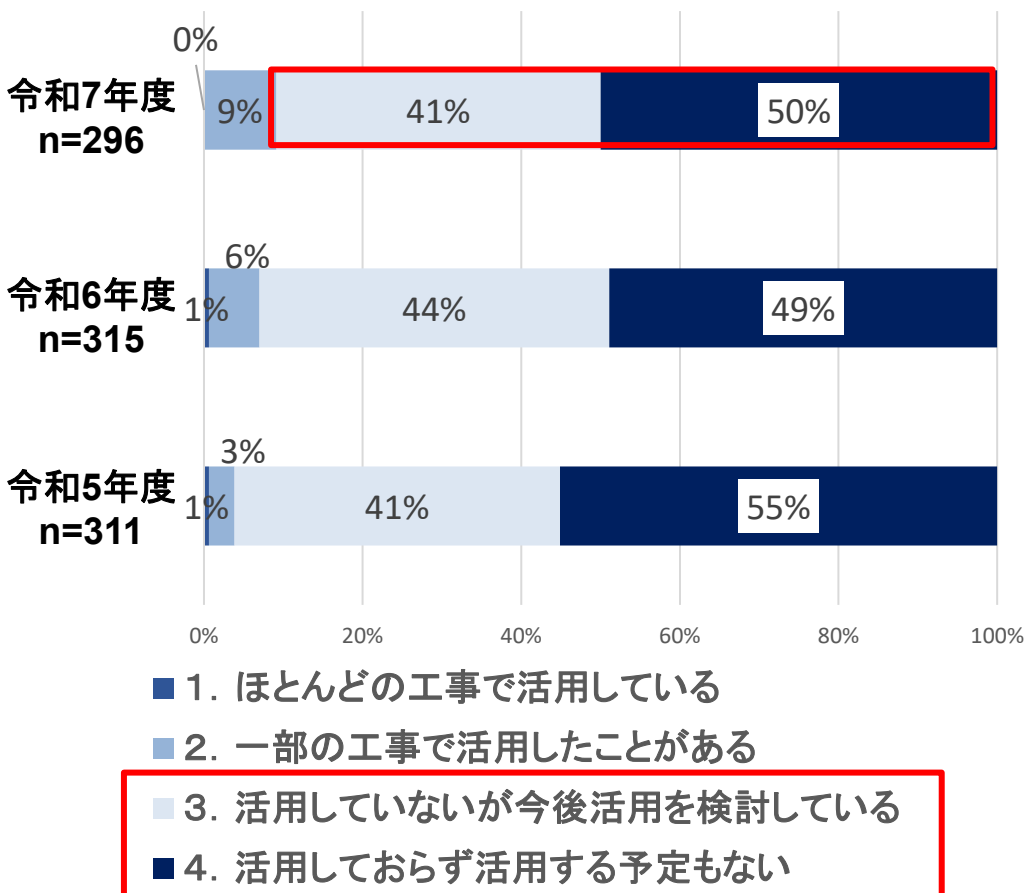
- 1. 掛金収納書提出用台紙に貼付した掛金収納書
- 2. 掛金収納書のみ
- 3. 独自に定める様式
- 4. 特に提出させていない
- 5. その他



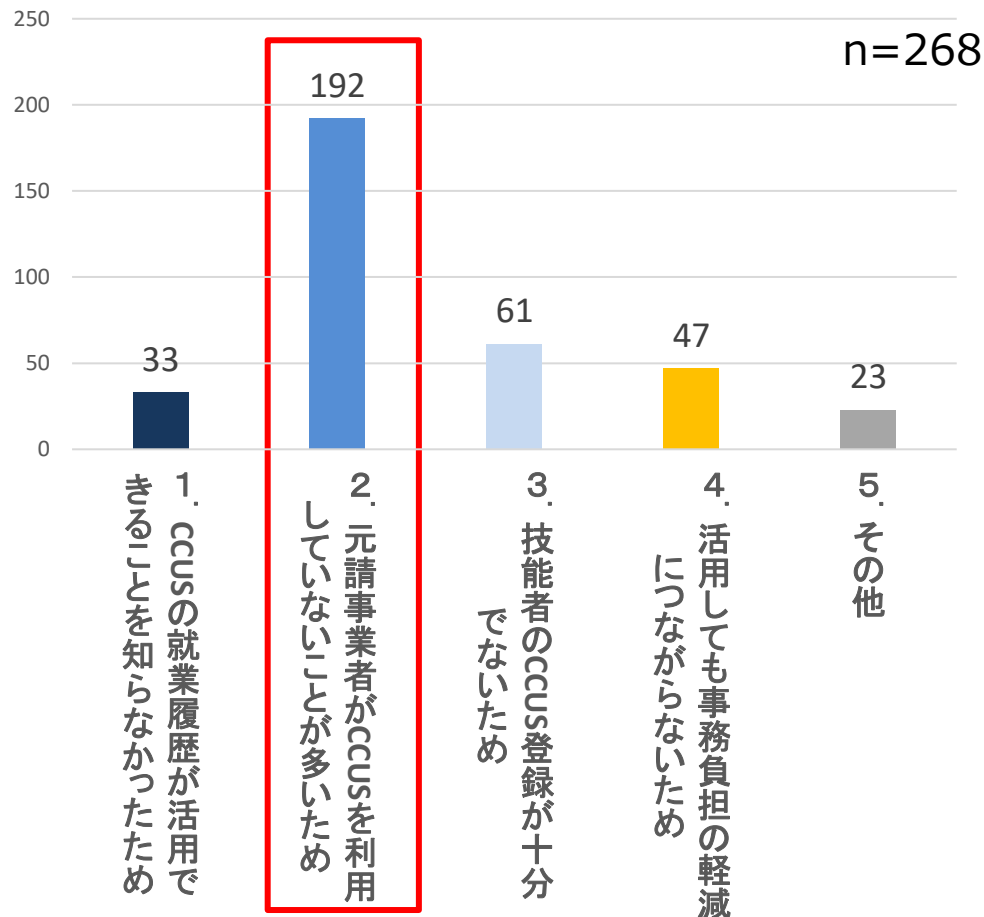
- 1. 掛金充当実績総括表と工事別共済証紙受払簿
- 2. 掛金充当実績総括表のみ
- 3. 工事別共済証紙受払簿のみ
- 4. 独自に定める様式
- 5. 特に提示させていない
- 6. その他

- 建退共事務の工事完成時の履行確認に建設キャリアアップシステム（CCUS）を活用したことがない割合は91%。
- 履行確認に建設キャリアアップシステム（CCUS）を活用しない理由として、「元請事業者がCCUSを利用していないことが多いため」が最も多い。

【問】工事完成時における建退共事務の履行確認に建設キャリアアップシステム（CCUS）の就業履歴を活用していますか（回答は一つ）。



【問】（左記の問で「3」「4」を選んだ方のみ回答）履行確認にCCUSを活用しない理由について当てはまるものを選んでください（複数回答可）。

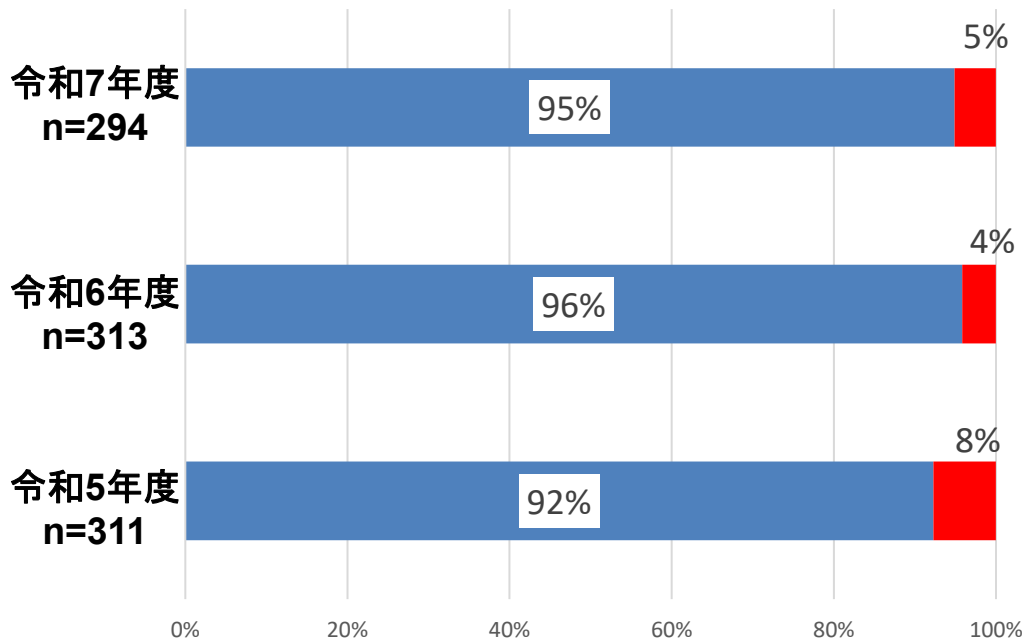


# 受注者(元請事業主)による不適切な運用について

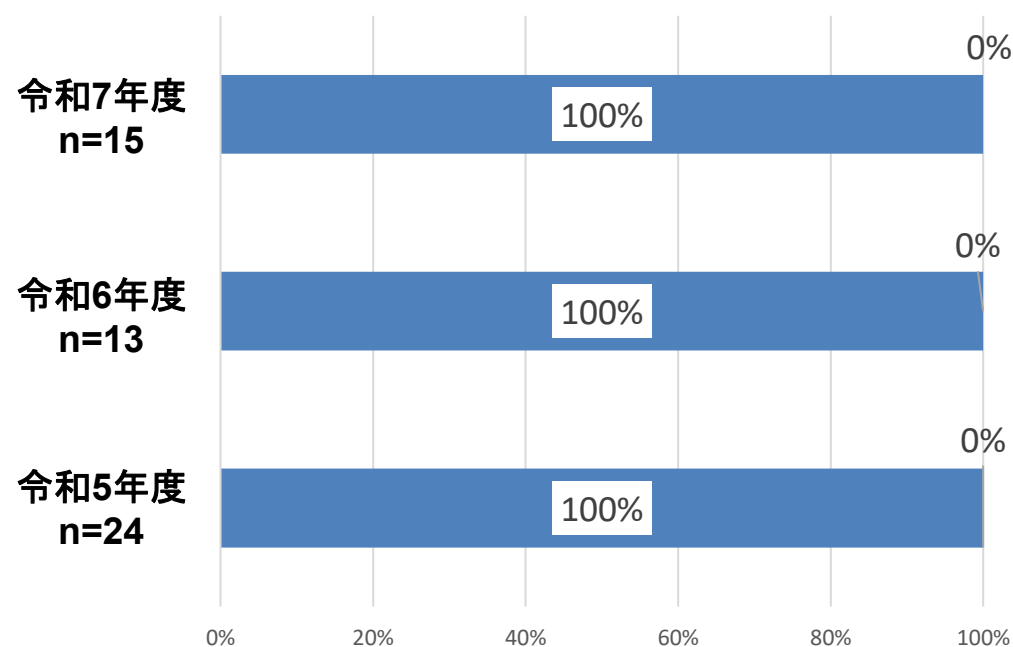
- 建退共事務について、**受注者（元請事業主）による不適切な運用が確認されている機関は5%。前回（R6年度）調査時の4%と比較し、微増。**  
**全てのケースにおいて、公共発注機関から受注者（元請事業主）に対して指導が行われていた。**

【問】工事完成時において、建退共事務の履行確認用として提示された書類に記載される内容を確認した結果、受注者（元請事業主）による不適切な運用が行われたケースがありますか（回答は一つ）。

【問】受注者（元請事業主）による不適切な処理が行われていた場合、当該元請事業者主に対して指導を行いましたか（回答は一つ）。



■ 1. ない      ■ 2. ある



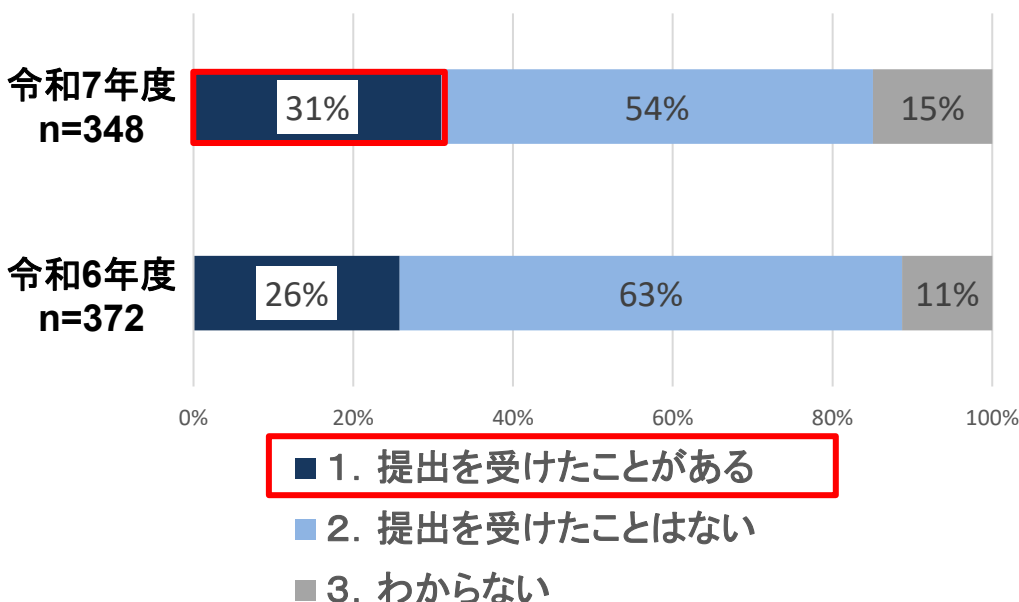
■ 1. 指導を行った      ■ 2. 指導を行わなかった

# 建退共電子ポイント方式の活用状況について

- 建退共制度における電子ポイント方式（電子申請方式）の利用については、確実な掛金納付・退職金支給、事務負担の軽減を図る観点から、積極的な活用を進めることとしているところ、**電子申請方式に係る確認書類等を受領したことがある自治体は31%と増加。**
- 受注者（元請事業者）より、**一つの工事において電子ポイント方式と証紙貼付方式の両方の確認書類等を受領したことがある自治体は3%。**
- 令和7年10月より、**建退共のシステムとCCUSの就業履歴が自動連携されることになったことを認知している自治体は36%。**

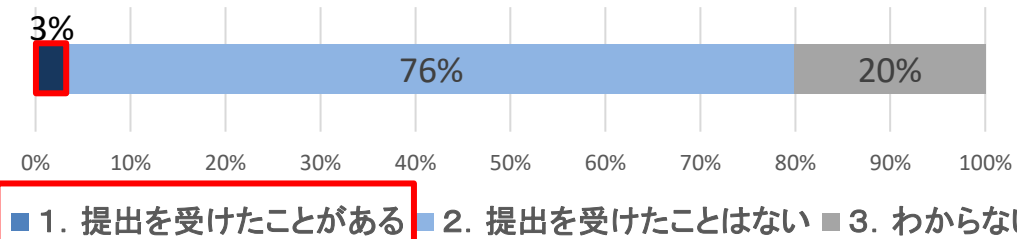
【問】電子ポイント方式（電子申請方式）は、建設事業者の発注事務だけでなく発注者における適正履行の確認事務の効率化に資するものとなっており、「情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針」のなかでも、その積極的活用について推奨しているところですが、貴団体においては、受注者（元請事業者）より、電子ポイント方式（電子申請方式）に係る確認書類等（※）を受領したことはありますか（回答は一つ）。

※「掛金収納書（電子ポイント方式）」及び「掛け金口座振替申込受付書類（電子ポイント方式）」、「掛金充当書（工事別）」



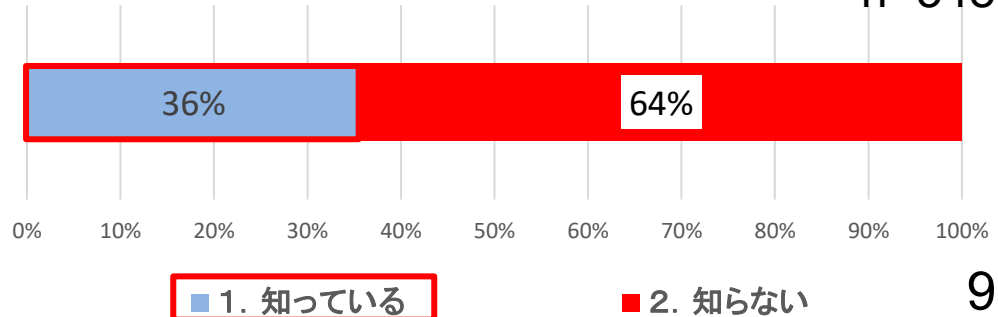
【問】令和7年1月に国土交通省と厚生労働省より、事務の効率化に資する場合に、電子ポイント方式（電子申請方式）と証紙貼付方式の併用を認める通知が発出されましたが、貴団体においては、受注者（元請事業者）より、一つの工事において電子ポイント方式（電子申請方式）と証紙貼付方式の両方の確認書類等を受領したことはありますか（回答は一つ）。

n=348



【問】令和7年10月に、建退共の電子ポイント方式（電子申請方式）に関するリニューアルがあり、CCUSの就業履歴が建退共のシステムに自動連携されるようになったことを知っていますか（回答は一つ）。

n=348



主催：国土交通省・建設産業人材確保・育成推進協議会（事務局：（一財）建設業振興基金）

募集期間：令和8年5月11日（月）～7月31日（金）

「建設人材育成優良企業表彰における企業等の募集」応募ページ内の所定のフォームにて受け付けます。（WEB申請）

（建設業振興基金HP：<https://kikan.kensetsu-kikin.or.jp/kigyohyosyou/index.html>）

【応募ページ】



### 表彰の趣旨

- 建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用をはじめとして、技能や経験に応じた給与の引き上げや、計画的な人材育成、若者や女性の入職・定着促進、これらを可能とするための環境整備など、**「建設産業の担い手の確保・育成」に向けて、顕著な功績を挙げた企業、団体に対して表彰**を行い、その努力を讃えることにより、担い手の育成及び確保に向けた取組みを推進することを趣旨とし、**「建設人材育成優良企業表彰」を実施**。

### 表彰の対象

- 建設産業の中長期的な担い手の確保・育成に向け、**CCUSの活用をはじめとして、特に若年建設人材の確保・育成、処遇改善に関して、顕著な功績**を挙げた企業、団体を表彰の対象とする。
  - ① 以下のような「建設産業の担い手の育成及び確保」に向けた優良な事業・活動を行う企業
    - ・CCUS（能力評価）の活用など、技能や経験などに応じて給与を引き上げる企業
    - ・若年者の入職促進、計画的な人材育成を行う企業
    - ・賃上げ等の処遇の改善、働き方改革、労働環境の改善に積極的に取り組む企業
    - ・女性の活躍・定着促進を図る企業
  - ② 上記①のような企業による優良な事業・活動を支援する企業や団体
- 本表彰は中長期的な担い手の確保・育成に向けた取組みを顕彰するものであることから、**CCUSの事業者登録をしている企業（それを支援する企業や団体を含む）を応募条件**とする。

### 表彰内容・時期

- 応募のあった企業、団体から「建設人材育成優良企業表彰選考委員会」が選考し、各賞を決定。

国土交通大臣賞については、11月頃に国土交通省（本省）において表彰式（授与）を予定。

- 国土交通大臣賞 1～3程度 国土交通本省において授与
- 不動産・建設経済局長賞 1～3程度・優秀賞（総合部門・部門別） 15～30程度 各地方整備局等より授与

## 表彰式の様子

【国土交通大臣賞表彰式：令和7年11月26日（水）】

- 国土交通省にて国土交通大臣賞表彰式が開催され、永井大臣政務官より賞状及び記念品を授与。



## 受賞企業(取組)の周知

「建設人材育成優良企業表彰」の受賞企業(取組)については、国土交通省のプレスリリースや、建設業振興基金のホームページなどで発信しています。

また、受賞企業は、建設業Jobポータルサイト「建設現場へGO！」※建設産業人材確保・育成推進協議会HP

(<https://genba-go.jp/>)の「建設会社へGO！企業マップ」の掲載対象※となっており、建設産業の人材の確保・育成などの取組を推進する優良企業として、当該取組とともに掲載されます。※掲載及び取止等は受賞企業の任意

建設会社へGO！企業マップ<sup>®</sup> (2024年10月末リリース)



[https://genba-go.jp/company\\_map/](https://genba-go.jp/company_map/)

就職活動時の企業選択において有益な人材確保育成に取り組む優良企業を知る機会を提供することを目的にリリース。

建設産業への若年者の入職促進、人材の確保・育成・定着などを推進する建設優良企業を掲載。

2026年5月末時点で148社掲載中  
(総合建設業104社／専門工事業41社／建設関連業3社)